

排水設備工事に係る取扱指針

内容現在 平成30年4月1日

加除（さしかえ）表

追録第15号

手順 種別	ぬきとるページ	枚数	追録から加える ページ	枚数	加えるところ
総目次	P 1 から 2 - 1 まで	2	P 1 から 2 - 1 まで	2	追録加除整理一覧表の次
第1部	P 3 から 6 まで	2	P 3 から 6 まで	2	第1部見出しの次
	P 9 から 1 2 まで	2	P 9 から 1 2 まで	2	P 8 の次
	P 1 3 から 2 4 - 1 まで	7	P 1 3 から 2 4 - 1 まで	7	7 中見出しの次
第2部	P 2 5 から 5 9 まで	1 8	P 2 5 から 5 9 まで	1 9	第2部見出しの次
第3部	第3部見出しからP76-2まで	1 7	第3部見出しからP76-2まで	1 7	P 5 9 の次
	10中見出しからP78-2まで	4	10中見出しからP78-2まで	4	P 7 7 の次
	12中見出しからP79-2まで	4	12中見出しからP79-2まで	4	P 7 8 - 3 の次
第4部	P 7 9 - 8 から 7 9 - 9 まで	1	P 7 9 - 8 から 7 9 - 9 まで	1	P 7 9 - 7 の次
	P 7 9 - 2 3 から 7 9 - 2 4 まで	1	P 7 9 - 2 3 から 7 9 - 2 4 まで	1	P 7 9 - 2 2 の次
	P 7 9 - 3 3 から 7 9 - 3 4 まで	1	P 7 9 - 3 3 から 7 9 - 3 4 まで	1	P 7 9 - 3 2 の次
第5部	P 8 0	1	P 8 0	1	第5部見出しの次
	P 8 3 から 9 9 まで	9	P 8 3 から 1 0 1 まで	1 0	P 8 2 の次

これで加除（さしかえ）が終わりましたので、「追録加除整理一覧表」に追録号数等を記入してください。

総目次

第1部 排水設備工事に係る基本事項

目次	3
1. 目的	5
2. 下水道の概要	5
3. 排水設備の設置	9
4. 除害施設	10
5. 下水道の維持管理	11
6. 申請等に係る手数料の取扱い	12
7. 別表	13

第2部 排水設備工事の設計・施工

目次	25
1. 調査	28
2. 設計図書	28
3. 排水管	32
4. 柵	40
5. トラップ（防臭装置）	42
6. 材料および器具	43
7. 施工	43
8. 土工	44
9. 管布設工	45
10. 柵設置工	48
11. トラップ設置工	50
12. 水洗便所設置工	51
13. 付帯設備	53

第3部 排水設備工事手続等の取扱い

目次	60
1. 手続業務のフロー	62
2. 排水設備工事の申請手続	64

3.	排水設備工事の完成書類の手続	66
4.	完成検査	68
5.	分流改造工事の取扱い	70
6.	公共樹設置の取扱い	72
7.	温泉排水設備工事の取扱い	73
8.	下水道処理区域外からの公共下水道施設の使用に関する取扱い	74
9.	管理者以外の者が行う公共下水道工事の取扱い	75
10.	公共下水道施設の一時的な使用許可に関する取扱い	78
11.	融雪下水の取扱い	78-1
12.	靴洗い場排水の取扱い	79
13.	排水設備工事しゅん工図書等の閲覧の取扱い	79-1

第4部 その他

	目次	79-3
1.	排水設備設置義務免除許可事務取扱要綱	79-4
2.	キッチン生ごみ処理システム計画確認等事務取扱要綱	79-15
3.	指定排水設備工事業者の違反行為に係る事務処理	79-21

第5部 申請書等の様式と記入例

	目次	80
別紙 1	排水設備計画確認申請書	81
別紙 2	排水設備工事材料表（自己資金工事）	82
別紙 3	排水設備工事設計書（貸付資金工事）	83
別紙 4	排水設備工事図面	84
別紙 4-1	床下集合配管システムに係る確認書	85
別紙 5	排水設備計画確認通知書	86
別紙 6	水洗便所改造等資金 排水設備設置資金 貸付申請書	87
別紙 7	排水設備工事完成届書	88
別紙 8	公共下水道使用開始（休止・廃止・再開・変更）届書	89
別紙 9	排水設備工事検査表	90
別紙 9-1	床下集合配管システム（排水ヘッダー）チェック表	91
別紙 10-1	工事写真（1）	92
別紙 10-2	工事写真（2）	93
別紙 11	委任状	94
別紙 12	水洗便所改造等資金 排水設備設置資金 借用書	95
別紙 13	排水設備検査済書	96
別紙 14	取り止め届	97

別紙 1 5	公共柵設置申請書	9 8
別紙 1 6	行為の許可（許可事項の変更許可）申請書	9 9
別紙 1 7	公共下水道私費設置工事（変更）承認申請書	1 0 0
別紙 1 8	閲覧申込書	1 0 1

第1部 排水設備工事に係る基本事項

1. 目的	5
2. 下水道の概要	5
(1) 用語の定義	5
① 下水	5
② 公共下水道	5
③ 流域下水道	5
④ 排水設備	5
⑤ 除害施設	5
(2) 下水の排水に関する区域	6
① 排水区域	6
② 処理区域	6
③ 分流改造区域	6
(3) 排除方式	6
① 合流式	6
② 分流式	6
(4) 函館市下水道計画図	7
(5) 函館市公共下水道排除方式別区域図	8
3. 排水設備の設置	9
(1) 排水設備等の要件	9
(2) 排水設備の種類	9
(3) 排水設備の設置者	9
(4) 水洗便所への改造義務等	9
(5) 排水設備工事の区分	9
① 水洗工事	9
② 雑排水工事	9
③ 浄化槽切替工事	10
④ 分流改造工事	10
(6) 排水設備工事の種別	10
① 新設工事	10

② 増設工事	10
③ 改築工事	10
④ 撤去工事	10
⑤ 修繕工事	10
4. 除害施設	10
(1) 設置の目的等	10
(2) 事前調査	11
(3) 水質および届出等	11
① 下水の水質基準	11
② 法令に係る届出書	11
③ 使用開始等の届出を要する下水の水質	11
④ 事業場の業種と廃棄物の種類	11
⑤ 水質汚濁防止法特定施設	11
⑥ ダイオキシン類対策法特定施設	11
5. 下水道の維持管理	11
(1) 公共下水道	11
(2) 排水設備	11
(3) その他の下水道	11
6. 申請等に係る手数料の取扱い	12
7. 別表	13

第1部

1. 目的

この取扱いは、函館市における排水設備工事の適正を図るため、工事に必要な事項を定める。

1. 排水設備工事は、下水道法、函館市下水道条例および同施行規程ならびに関係法令に基づき計画、設計、施工するものとする。
2. この取扱いに特に記載していない排水設備工事の設計施工技術に関する資料は、社団法人日本下水道協会発行「下水道排水設備指針と解説」などによるものとする。
3. その他、この取扱いに記載されていない事項については、函館市公営企業管理者（以下「管理者」という。）の定めるところによる。

2. 下水道の概要

(1) 用語の定義

- ① 下水とは、生活もしくは事業（耕作の事業を除く。）に起因し、もしくは付随する廃水（以下「汚水」という。）または雨水をいう。
汚水とは、人間の消費生活または生産活動に伴って生ずるすべての不要な水をいい、雨水とは、雪解け水、湧水等の自然水をいう。
- ② 公共下水道とは、主として市街地における下水を排除し、または処理するために地方公共団体が管理する下水道で、終末処理場を有するものまたは流域下水道に接続するものであり、かつ、汚水を排除すべき排水施設の相当部分が暗渠である構造のものをいう。
- ③ 流域下水道とは、もっぱら地方公共団体が管理する下水道により排除される下水を受けて、これを排除し、および処理するために地方公共団体が管理する下水道で、2以上の市町村の区域における下水を排除するものであり、かつ、終末処理場を有するものをいう。
- ④ 排水設備とは、公共下水道の供用が開始された排水区域内の土地所有者、使用者または占有者が下水（生活廃水、事業用廃水、雨水等）を公共下水道に流入させるために必要な排水設備（水洗便所のタンクならびに便器およびこれに付随する屋内の配管を含み、し尿浄化槽を除く。）をいう。
- ⑤ 除害施設とは、函館市下水道条例第5条の2および第5条の3の各号に掲げる項目の基準に適合しない下水（水洗便所から排除される汚水を除く。）を継続して排除する場合に設ける施設をいう。

(2) 下水の排水に関する区域

① 排水区域

公共下水道により下水を排除することができる区域で、下水道法第9条第1項の規定により公示された区域とする。

② 処理区域

排水区域のうち排除された下水を終末処理場により処理できる区域で、下水道法第9条第2項の規定により公示された区域とする。

③ 分流改造区域

ア 終末処理場に接続されていない合流式下水道として整備した区域で、その後、終末処理場に接続した公共下水道管の布設整備を行い、分流式の排除方式とするために分流改造工事を必要とする区域とする。

イ 区域は、新川町，上新川町，海岸町，大縄町，松川町，万代町，浅野町，吉川町，北浜町，港町1丁目，港町2丁目，港町3丁目，追分町，亀田町，大川町，田家町，白鳥町，八幡町および宮前町の全域と松風町，若松町，千歳町および亀田港町の一部の区域とする。

(3) 排除方式

① 合流式

汚水と雨水を混在して公共下水道（合流管）に排除し，終末処理場で処理する方法。

② 分流式

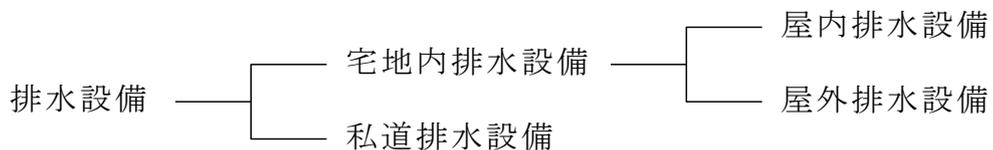
汚水は公共下水道（污水管）に排除し終末処理場で処理し，雨水は公共下水道（雨水管）または側溝等に排除し河川等に排水する方法。

3. 排水設備の設置

(1) 排水設備等の要件

個人，事業場等が私費で設けるもので，排水を公共下水道に流入させるために設ける，建物または敷地内等の水受け容器，水洗便所およびタンク，雨水を受ける設備，排水管，柵，除害施設等の付帯設備は，排除すべき汚水または雨水を円滑かつ速やかに流下させ，耐久・耐震性を有し，維持管理が容易な構造でなければならない。

(2) 排水設備の種類



(3) 排水設備の設置者

- ① 建築物の敷地である土地にあっては，当該建築物の所有者
- ② 建築物の敷地でない土地（③の土地は除く。）にあっては，当該土地の所有者
- ③ 道路その他の公共施設（建築物を除く。）の敷地である土地にあっては，当該公共施設を管理すべき者

(4) 水洗便所への改造義務等

処理区域内においてくみ取り便所が設けられている建築物を所有する者は，処理開始の日から3年以内に水洗便所（污水管が公共下水道に連結されたものに限る。）に改造しなければならない。

ただし，建築物が近く解体または移転の予定のもの，水洗便所への改造に必要な資金の調達が困難な事情がある場合等，相当の理由があると認められる場合は，この限りでない。

(5) 排水設備工事の区分

① 水洗工事

ア 建築物から排除されるすべての汚水を，公共下水道（污水管）に接続する工事

イ 台所，洗面所，風呂等の污水排水管が既に公共下水道に接続されている建物で，便所を水洗化する工事

② 雑排水工事

ア 台所，洗面所，風呂等の污水（水洗便所を除く。）を公共下水道（污水管）に接続する工事

イ 工場等の事業に起因し，もしくは付随する汚水を公共下水道に接続する工事

ウ 雨水（雪どけ水，湧水等の自然水）および雨水と同程度以上に清

浄な水を、公共下水道（雨水管）または側溝等（分流区域）もしくは公共下水道（合流区域）に排除する工事

エ 都市計画法第29条第1項に規定する開発行為の許可に該当しない小規模な宅地造成で設置される排水管を公共下水道に接続する工事

③ 浄化槽切替工事

ア 既存の建築物の浄化槽を廃止し、排水管、柵等を設置し、公共下水道（污水管）に接続する工事

イ 汚水と雨水が混在している既存の浄化槽を廃止する場合は、汚水を公共下水道（污水管）に、雨水は公共下水道（雨水管）または側溝等に接続する工事

④ 分流改造工事

敷地内の排水設備を分流式に改造するため、管理者が必要な部分を切替える工事

(6) 排水設備工事の種類

① 新設工事

ア 処理区域内の建物に新たに水洗便所、排水管、柵を設置し、公共污水柵に接続する工事

イ 処理区域内の建物に新たに排水管と柵（雑排水のみ）を設置し、公共污水柵に接続する工事

ウ 既設浄化槽を廃止し、公共污水柵に排水設備を接続する工事

② 増設工事

ア 分流改造地区の既存建物の便所を水洗化し、排水設備を公共污水柵に接続する工事

イ 排水設備のある既存建物に、更に排水設備を増やす工事

③ 改築工事

既に下水道使用料を納入している水洗化済み建物の建替え等に伴い、排水管や柵の一部を変更する工事

④ 撤去工事

建物の解体等により、不要になった既設排水設備を切り離し、公共污水柵への流入を防ぐ処理をする工事

⑤ 修繕工事

水受け容器や水洗便器等の取替えや、排水管、柵を補修する工事

4. 除害施設

(1) 設置の目的等

① 工場、事業場排水には様々な物質が含まれているため、そのまま下水道へ流した場合は、管渠を腐食したり、有毒ガスを発生させて管渠の維持管理に支障をきたし、さらに下水処理場の機能に悪影響を及ぼ

すため、障害を防止し下水道施設を正常に維持することを目的に水質の規制を行う。

- ② 水質規制を受ける工場、事業場で排水の水質が基準を超える場合は、基準以内までに処理する必要があるため、除害施設（污水处理施設）を設置する。

（２）事前調査

工場、事業場等からの排水の水質は、いかなる時でも排水基準に適合していなければならない。

また、除害施設の設置後、適合していなければ排水の停止等を命じることもある。

除害施設の計画にあたっては、次の項目について十分調査し適切なものを設置すること。

- ① 事業場等の規模および操業形態
- ② 排水の発生量および水質
- ③ 操業工程における排水量の削減および水質の改善
- ④ 除害施設で処理した水の再利用および有用物質の回収

（３）水質および届出等

- ① 下水排除基準（別表１）
- ② 法令に定める届出書（別表２）
- ③ 使用開始等の届出を要する下水の水質（別表３）
- ④ 事業場の業種と廃棄物の種類（別表４）
- ⑤ 水質汚濁防止法特定施設（別表５　No, 1～No, 7）
- ⑥ ダイオキシン類対策特別措置法特定施設（別表６）

５．下水道の維持管理

（１）公共下水道

公道または公道に準ずる私道に、市が設置した管渠^{きょ}、枺、ポンプ施設等の維持管理は、管理者が行う。

（２）排水設備

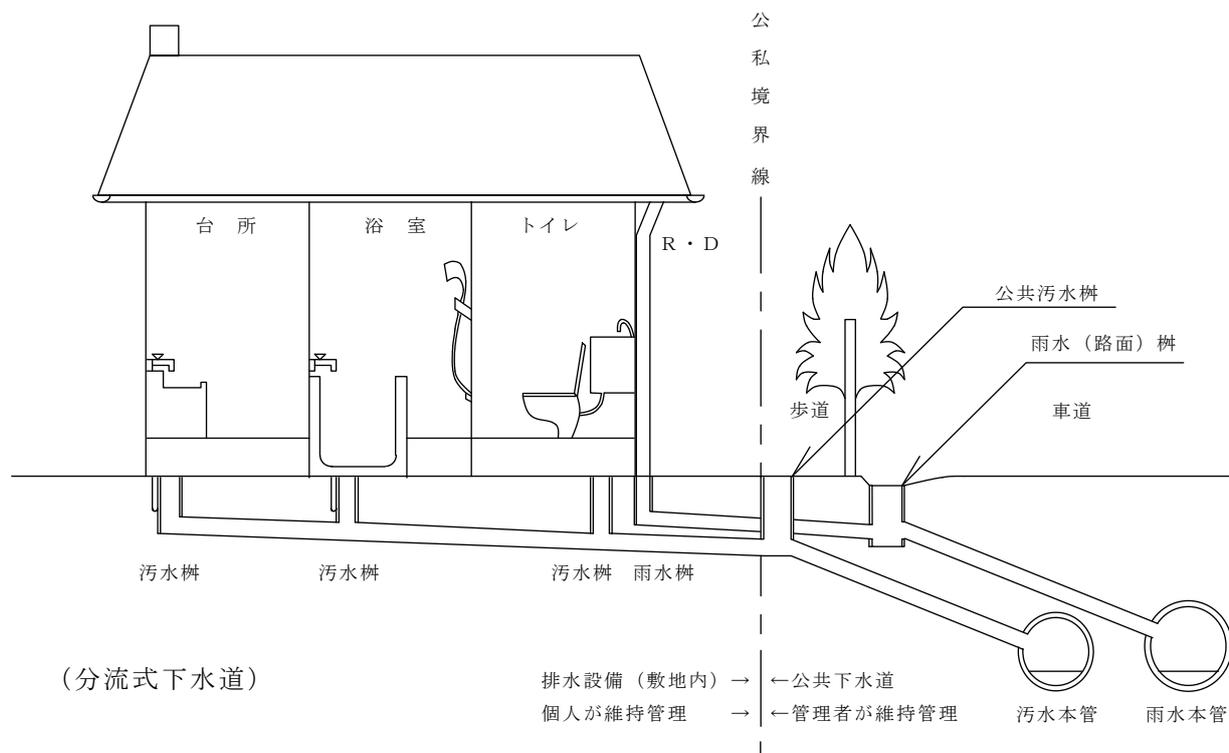
個人、事業場等が、私費で建物または敷地内等に設けた設備は、建物所有者等の負担で維持管理しなければならない。

ただし、建物所有者等が所在不明で管理上支障があり、管理者が必要と認める場合は、市がこれを負担し管理することがある。

（３）その他の下水道

あらゆる下水の排水施設を含む下水道の維持管理は、設置者または所有者の負担で維持管理を行うものとする。

一般住宅の場合



6. 申請等に係る手数料の取扱い

処理区域として告示された区域内の建物所有者等は、下水道法の目的である公衆衛生の向上や公共用水域の保全と、公共下水道の利用の強制規定により、排水設備の設置義務や汲取便所の水洗化改造義務が課せられている。

また、管理者は公共下水道の管理のため、排水設備の設置に関し、排水設備工事の設計、施工については、函館市企業局指定排水設備工事業者（以下「指定業者」という。）が行うこと、排水設備の技術上の基準確保のため、完成検査を行うこと等を函館市下水道条例で定めている。

このことから排水設備の設置は、市民に義務付けられたものであり、かつ、公共下水道の維持管理のため、排水設備工事確認申請審査及び完成検査を行うものであるため、これに係る手数料は徴収しない。

下水排除基準

項 目	工場または事業場の基準値		
	函館湾処理区域	南処理区域	
	函館湾浄化センター	函館市南部下水終末処理場	
1	水素イオン濃度 (pH)	水素指数5を超え9未満	水素指数5を超え9未満
2	生物化学的酸素要求量 (BOD)	600未満	600未満
3	浮遊物質 (SS)	600未満	600未満
4	カドミウム及びその化合物	※1) 0.01以下	0.03以下
5	シアン化合物	※1) 検出されないこと。	1以下
6	有機リン化合物	※1) 検出されないこと。	1以下
7	鉛及びその化合物	0.1以下	0.1以下
8	六価クロム化合物	※1) 0.05以下	0.5以下
9	砒素及びその化合物	※1) 0.05以下	0.1以下
10	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	※1) 0.0005以下	0.005以下
11	アルキル水銀化合物	検出されないこと。	検出されないこと。
12	ポリ塩化ビフェニル	0.003以下	0.003以下
13	トリクロロエチレン	0.1以下	0.1以下
14	テトラクロロエチレン	0.1以下	0.1以下
15	ジクロロメタン	0.2以下	0.2以下
16	四塩化炭素	0.02以下	0.02以下
17	1,2-ジクロロエタン	0.04以下	0.04以下
18	1,1-ジクロロエチレン	1以下	1以下
19	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4以下	0.4以下
20	1,1,1-トリクロロエタン	3以下	3以下
21	1,1,2-トリクロロエタン	0.06以下	0.06以下
22	1,3-ジクロロプロペン	0.02以下	0.02以下
23	チウラム	0.06以下	0.06以下
24	シマジン	0.03以下	0.03以下
25	チオベンカルブ	0.2以下	0.2以下
26	ベンゼン	0.1以下	0.1以下
27	セレン及びその化合物	0.1以下	0.1以下
28	ほう素及びその化合物	230以下	230以下
29	ふっ素及びその化合物	15以下	15以下
30	1,4-ジオキサン	0.5以下	0.5以下
31	フェノール類	5以下	5以下
32	銅及びその化合物	3以下	3以下
33	亜鉛及びその化合物	2以下	2以下
34	鉄及びその化合物 (溶解性)	10以下	10以下
35	マンガン及びその化合物 (溶解性)	10以下	10以下
36	クロム及びその化合物	2以下	2以下
37	ダイオキシン類	※2) 10pg-TEQ/L以下	10pg-TEQ/L以下
38	アモニア性窒素, 亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量	380未満	380未満
39	ノルマルヘキサン抽出物質含有量	(1) 鉱油類含有量	5以下
		(2) 動植物油脂類含有量	30以下
40	窒素含有量	240未満	—
41	燐含有量	32未満	—
42	温度	45度未満	45度未満
43	沃素消費量	220未満	220未満

- この表に掲げる基準値の単位は、温度、水素イオン濃度 (pH) およびダイオキシン類以外の項目については、「mg/L」とする。ダイオキシン類は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-p-ダイオキシンの毒性に換算した値である。
- 「検出されないこと。」とは、下水の水質の検定方法等に関する省令に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- ※1)の数値は、北海道が条例で定める排水基準により、函館湾処理区域内の一定水量以上の特定事業場に乗せ排水基準として適用される数値である。【下水道法施行令第9条の4第4項】
- ※2)の数値は、ダイオキシン類に係る特定施設が設置されたときに、函館湾処理区域内の事業場に適用される。

法令に定める届出書

事業場	届出書の種類	法令	届出事由	届出義務者	届出期限	備考
特 定 事 業 場	1 公共下水道使用開始(変更)届	法第11条の2第1項(省令第6条第1項)	公共下水道を使用しようとする者の工場または事業場から排除する汚水の水量が「1日当たりの最大水量で50m ³ 以上」であるときまたは下水の水質が「使用開始等の届出を要する下水の水質(別表3参照)」に該当するとき、および届出をしたときの下水の水量または水質を変更しようとするとき。	公共下水道を使用しようとする者(特定施設(水質汚濁防止法特定施設ならびにダイオキシンの類対策法特定施設を含む。)の設置者を含む。)であって、当該要件に該当する者	使用開始(変更)前	
	2 公共下水道使用開始届	法第11条の2第2項(省令第6条第2項)	特定施設の設置者であって、第1項(公共下水道使用開始(変更)届)に定める要件に該当しない者が公共下水道を使用しようとするとき。	公共下水道を使用しようとする特定施設の設置者	使用開始前	
	3 特定施設設置届出書	法第12条の3第1項(省令第8条第2項)	公共下水道を使用している者が、特定施設(水質汚濁防止法特定施設第6号の3に掲げる旅館業については、温泉を利用する入浴施設を設置する旅館業のみを対象となる。)を設置しようとするとき。	特定施設を設置しようとする者	届出期限の規定はないが、届出書に係る計画の実施は、原則として、当該届出が受理された日から60日経過後でなければならない。	1 受理書 交付(省 令第11 条) 2 事前審 査
	4 特定施設使用届出書	法第12条の3第2項(省令第9条第1項)	公共下水道を使用している者の工場または事業場に、現に設置(工事中の施設を含む。)している施設が、新たに特定施設に指定されたとき。	当該施設を設置(工事中を含む。)している者	当該施設が特定施設となった日から30日以内	
	5 特定施設使用届出書	法第12条の3第3項(省令第9条第1項)	特定事業場(特定施設を設置する工場または事業場をいう。)から公共用水域(河川、港湾、沿岸海域をいう。)へ下水を排除していた者が、終末処理場が設置されたとき。	当該特定施設を設置している者	公共下水道を使用することとなった日から30日以内	
	6 特定施設の構造等変更届出書	法第12条の4(省令第10条第1項)	特定施設設置届出または特定施設使用届出をした特定施設について、構造、使用の方法、汚水の処理の方法、下水の水量および水質ならびに用水および排水の系統を変更しようとするとき。	当該届出をした者	届出期限の規定はないが、届出書に係る計画の実施は、原則として、当該届出が受理された日から60日経過後でなければならない。	1 受理書 交付(省 令第11 条) 2 事前審 査
	7 氏名変更等届出書	法第12条の7(省令第12条)	特定施設設置届出または特定施設使用届出をした者の氏名もしくは住所(法人にあっては、名称、代表者の氏名もしくは主たる事務所の所在地)に変更があったとき。	当該届出をした者	変更があった日から30日以内	
	8 特定施設使用廃止届出書	法第12条の7(省令第12条)	特定施設設置届出または特定施設使用届出をした者が、特定施設の使用を廃止したとき。	当該届出をした者	使用を廃止した日から30日以内	
	9 承継届出書	法第12条の8第3項(省令第13条)	特定施設設置届出または特定施設使用届出をした者からその届出に係る特定施設を譲り受けまたは借り受けたときならびに当該届出をした者について相続又は合併があったとき。	当該譲り受け、または借り受けた者ならびに相続人または合併後存続する法人もしくは合併により設立された法人	承継があった日から30日以内	
非 特 定 事 業 場	1 公共下水道使用開始(変更)届	法第11条の2第1項(省令第6条第1項)	公共下水道を使用しようとする者の工場または事業場から排除する汚水の水量が「1日当たりの最大水量で50m ³ 以上」であるときまたは下水の水質が「使用開始等の届出を要する下水の水質(別表3参照)」に該当するとき、および届出をしたときの下水の水量または水質を変更しようとするとき。	公共下水道を使用しようとする者であって、当該要件に該当する者(特定施設の設置者を除く。)	使用開始(変更)前	
	2 除害施設設置計画届書	条例第5条の3第3項(函館市下水道条例施行規程第4条)	公共下水道を使用している者が、除害施設を設置しようとするとき。	除害施設を設置しようとする者	除害施設設置前	

【取扱十】

使用開始等の届出を要する下水の水質

項 目	工場または事業場の基準値			
	函館湾処理区域	南処理区域		
	函館湾浄化センター	函館市南部下水終末処理場		
1	水素イオン濃度 (pH)	※1) 水素指数5.7以下8.7以上	※1) 水素指数5.7以下8.7以上	
2	生物化学的酸素要求量 (BOD)	※1) 300以上	※1) 300以上	
3	浮遊物質量 (SS)	※1) 300以上	※1) 300以上	
4	カドミウム及びその化合物	※2) 0.01を超えるもの	0.03を超えるもの	
5	シアン化合物	※2) 検出されるもの。	1を超えるもの	
6	有機リン化合物	※2) 検出されるもの。	1を超えるもの	
7	鉛及びその化合物	0.1を超えるもの	0.1を超えるもの	
8	六価クロム化合物	※2) 0.05を超えるもの	0.5を超えるもの	
9	砒素及びその化合物	※2) 0.05を超えるもの	0.1を超えるもの	
10	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	※2) 0.0005を超えるもの	0.005を超えるもの	
11	アルキル水銀化合物	検出されるもの。	検出されるもの。	
12	ポリ塩化ビフェニル	0.003を超えるもの	0.003を超えるもの	
13	トリクロロエチレン	0.1を超えるもの	0.1を超えるもの	
14	テトラクロロエチレン	0.1を超えるもの	0.1を超えるもの	
15	ジクロロメタン	0.2を超えるもの	0.2を超えるもの	
16	四塩化炭素	0.02を超えるもの	0.02を超えるもの	
17	1,2-ジクロロエタン	0.04を超えるもの	0.04を超えるもの	
18	1,1-ジクロロエチレン	1を超えるもの	1を超えるもの	
19	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4を超えるもの	0.4を超えるもの	
20	1,1,1-トリクロロエタン	3を超えるもの	3を超えるもの	
21	1,1,2-トリクロロエタン	0.06を超えるもの	0.06を超えるもの	
22	1,3-ジクロロプロペン	0.02を超えるもの	0.02を超えるもの	
23	チウラム	0.06を超えるもの	0.06を超えるもの	
24	シマジン	0.03を超えるもの	0.03を超えるもの	
25	チオベンカルブ	0.2を超えるもの	0.2を超えるもの	
26	ベンゼン	0.1を超えるもの	0.1を超えるもの	
27	セレン及びその化合物	0.1を超えるもの	0.1を超えるもの	
28	ほう素及びその化合物	230を超えるもの	230を超えるもの	
29	ふっ素及びその化合物	15を超えるもの	15を超えるもの	
30	1,4-ジオキサン	0.5を超えるもの	0.5を超えるもの	
31	フェノール類	5を超えるもの	5を超えるもの	
32	銅及びその化合物	3を超えるもの	3を超えるもの	
33	亜鉛及びその化合物	2を超えるもの	2を超えるもの	
34	鉄及びその化合物(溶解性)	10を超えるもの	10を超えるもの	
35	マンガン及びその化合物(溶解性)	10を超えるもの	10を超えるもの	
36	クロム及びその化合物	2を超えるもの	2を超えるもの	
37	ダイオキシン類	※3) 10pg-TEQ/Lを超えるもの	10pg-TEQ/Lを超えるもの	
38	アンモニア性窒素, 亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量	※1) 125以上	※1) 125以上	
39	ノルマルヘキサン抽出物質含有量	(1) 鉱油類含有量	5を超えるもの	5を超えるもの
		(2) 動植物油脂類含有量	30を超えるもの	30を超えるもの
40	窒素含有量	※1) 150以上	—	
41	燐含有量	※1) 20以上	—	
42	温度	※1) 40度以上	※1) 40度以上	
43	沃素消費量	220以上	220以上	

- この表に掲げる基準値の単位は、温度、水素イオン濃度(pH)およびダイオキシン類以外の項目については、「mg/L」とする。ダイオキシン類は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-p-ダイオキシンの毒性に換算した値である。
- 「検出されるもの。」とは、下水の水質の検定方法等に関する省令に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を上回ることをいう。
- ※1)の数値は、下水排除基準と異なるので注意してください。
- ※2)の数値は、北海道が条例で定める排水基準により、函館湾処理区域内の一定水量以上の特定事業場に乗せ排水基準として適用される数値である。【下水道法施行令第9条の4第4項】
- ※3)の数値は、ダイオキシン類に係る特定施設が設置されたときに、函館湾処理区域内の事業場に適用される。

事業場の業種と廃棄物の種類

事業場の業種		廃棄物の種類
1	畜産農業又はサービス業	動物のふん尿等
2	畜産食料品製造業	廃牛乳，肉くず等
3	水産食料品製造業	魚介類の内臓，廃調味液等
4	野菜，果実保存食料品製造業	野菜くず，廃調味液等
5	みそ，しょう油製造業	大豆殻，廃みそ，廃しょう油等
6	製めん業	小豆殻，水さらし廃液等
7	飲料製造業	廃飲料等
8	動物系飼料製造業	動物系残さ，湯煮廃液等
9	動植物油脂製造業	動植物の残さ，化学処理廃液等
10	麺類製造業	麺くず，湯煮廃液等
11	豆腐又は煮豆の製造業	大豆殻，豆乳廃液等
12	新聞業，出版業，印刷業又は製版業	廃現像液，廃インク等
13	化学肥料製造業	廃肥料等
14	医薬品製造業	廃医薬品等
15	農薬製造業	廃農薬等
16	皮革製造業	動物の死体，廃なめし液等
17	ガス供給業	汚泥等
18	酸又はアルカリによる表面処理施設	廃酸，廃アルカリ等
	電気めっき施設	
19	旅館業	廃天ぷら油，野菜くず，魚介類の内臓，肉くず，廃調味料等
	共同調理場（学校給食施設）	
	弁当製造業	
	飲食店のちゅう房施設 そば店等その他の飲食店	
20	洗濯業	繊維くず，クリーニング汚泥および廃有機溶剤等
21	写真現像業	現像液，定着液等
22	病院	血液，廃消毒用有機溶剤，現像液，定着液等
23	と畜業又は死亡獣畜取扱業	動物の血液，動物のふん尿等
24	自動車分解整備事業	不凍液，エンジンオイル，廃塗料等
	自動式車両洗浄施設	
25	科学技術に関する事業場	廃酸，廃アルカリ，検査等に使用した培地およびシャーレ等
26	一般廃棄物処理施設	焼却灰等
27	し尿処理施設	くみ取り尿，汚泥，スカム等
28	特定事業場排水の処理施設	汚泥，スカム等
29	ビル清掃業	廃酸，廃アルカリ，廃油，廃プラスチック類等
30	塗装工事業	廃酸，廃アルカリ，廃油，廃プラスチック類等

水 質 汚 濁 防 止 法 特 定 施 設

号番号 〔水質汚濁防止法 施行令第1条 別表第1〕		施 設	
1	第1号	鉱業又は水洗炭業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ 選鉱施設 ロ 選炭施設 ハ 坑水中和沈でん施設 ニ 掘削用の泥水分離施設
2	第1号の2	畜産農業又はサービス業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ 豚房施設（豚房の総面積が50平方メートル未満の事業場に係るものを除く。） ロ 牛房施設（牛房の総面積が200平方メートル未満の事業場に係るものを除く。） ハ 馬房施設（馬房の総面積が500平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）
3	第2号	畜産食料品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設（洗びん施設を含む。） ハ 湯煮施設
4	第3号	水産食料品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ 水産動物原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 脱水施設 ニ ろ過施設 ホ 湯煮施設
5	第4号	野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 圧搾施設 ニ 湯煮施設
6	第5号	みそ、しょう油、食用アミノ酸、グルタミン酸ソーダ、ソース又は食酢の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 湯煮施設 ニ 濃縮施設 ホ 精製施設 ヘ ろ過施設
7	第6号	小麦粉製造業の用に供する洗浄施設	
8	第7号	砂糖製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設（流送施設を含む。） ハ ろ過施設 ニ 分離施設 ホ 精製施設
9	第8号	パン若しくは菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈でんそう	
10	第9号	米菓製造業又はこうじ製造業の用に供する洗米機	
11	第10号	飲料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設（洗びん施設を含む。） ハ 搾汁施設 ニ ろ過施設 ホ 湯煮施設 ヘ 蒸留施設
12	第11号	動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 圧搾施設 ニ 真空濃縮施設 ホ 水洗式脱臭施設

13	第12号	動植物油脂製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 圧搾施設 ニ 分離施設
14	第13号	イースト製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 分離施設
15	第14号	でん粉又は化工でん粉の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ 原料浸せき施設 ロ 洗浄施設（流送施設を含む。） ハ 分離施設 ニ 渋だめ及びこれに類する施設
16	第15号	ぶどう糖又は水あめの製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ 原料処理施設 ロ る過施設 ハ 精製施設
17	第16号	麺類製造業の用に供する湯煮施設	
18	第17号	豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設	
19	第18号	インスタントコーヒー製造業の用に供する抽出施設	
20	第18号の2	冷凍調理食品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ 原料処理施設 ロ 湯煮施設 ハ 洗浄施設
21	第18号の3	たばこ製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ 水洗式脱臭施設 ロ 洗浄施設
22	第19号	紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ まゆ湯煮施設 ロ 副蚕処理施設 ハ 原料浸せき施設 ニ 精練機及び精練そう ホ シルクット機 ヘ 漂白機及び漂白そう ト 染色施設 チ 薬液浸透施設 リ のり抜き施設
23	第20号	洗毛業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ 洗毛施設 ロ 洗化炭施設
24	第21号	化学繊維製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ 湿式紡糸施設 ロ リンター又は未精練繊維の薬液処理施設 ハ 原料回収施設
25	第21号の2	一般製材業又は木材チップ製造業の用に供する湿式パーカー	
26	第21号の3	合板製造業の用に供する接着機洗浄施設	
27	第21号の4	パーティクルボード製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ 湿式パーカー ロ 接着機洗浄施設
28	第22号	木材薬品処理業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ 湿式パーカー ロ 薬液浸透施設
29	第23号	パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ 原料浸せき施設 ロ 湿式パーカー ハ 碎木機 ニ 蒸解施設 ホ 蒸解廃液濃縮施設 ヘ チップ洗浄施設及びパルプ洗浄施設 ト 漂白施設 チ 抄紙施設（抄造施設を含む。） リ セロハン製膜施設 ヌ 湿式繊維板成型施設 ル 廃ガス洗浄施設
30	第23号の2	新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ 自動式フィルム現像洗浄施設 ロ 自動式感光膜付印刷版現像洗浄施設

31	第24号	化学肥料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ ろ過施設 ロ 分離施設 ハ 水洗式破碎施設 ニ 廃ガス洗浄施設 ホ 湿式集じん施設
32	第25号	削除	
33	第26号	無機顔料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ 洗浄施設 ロ ろ過施設 ハ カドミウム系無機顔料製造施設のうち、遠心分離機 ニ 群青製造施設のうち、水洗式分別施設 ホ 廃ガス洗浄施設
34	第27号	前号に掲げる事業以外の無機化学工業製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ ろ過施設 ロ 遠心分離機 ハ 硫酸製造施設のうち、亜硫酸ガス冷却洗浄施設 ニ 活性炭又は二硫化炭素の製造施設のうち、洗浄施設 ホ 無水けい酸製造施設のうち、塩酸回収施設 ヘ 青酸製造施設のうち、反応施設 ト よう素製造施設のうち、吸着施設及び沈でん施設 チ 海水マグネシア製造施設のうち、沈でん施設 リ バリウム化合物製造施設のうち、水洗式分別施設 ヌ 廃ガス洗浄施設 ル 湿式集じん施設
35	第28号	カーバイト法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ 湿式アセチレンガス発生施設 ロ 酢酸エステル製造施設のうち、洗浄施設及び蒸留施設 ハ ポリビニルアルコール製造施設のうち、メチルアルコール蒸留施設 ニ アクリル酸エステル製造施設のうち、蒸留施設 ホ 塩化ビニルモノマー洗浄施設 ヘ クロロブレンモノマー洗浄施設
36	第29号	コールタール製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ ベンゼン類硫酸洗浄施設 ロ 静置分離器 ハ タール酸ソーダ硫酸分解施設
37	第30号	発酵工業（第5号、第10号及び第13号に掲げる事業を除く。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ 原料処理施設 ロ 蒸留施設 ハ 遠心分離機 ニ ろ過施設
38	第31号	メタン誘導品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ メチルアルコール又は四塩化炭素の製造施設のうち、蒸留施設 ロ ホルムアルデヒド製造施設のうち、精製施設 ハ フロンガス製造施設のうち、洗浄施設及びろ過施設
39	第32号	有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ ろ過施設 ロ 顔料又は染色レーキの製造施設のうち、水洗施設 ハ 遠心分離機 ニ 廃ガス洗浄施設
40	第33号	合成樹脂製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ 縮合反応施設 ロ 水洗施設 ハ 遠心分離機 ニ 静置分離器 ホ 弗素樹脂製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設及び蒸留施設 ヘ ポリプロピレン製造施設のうち、溶剤蒸留施設 ト 中圧法又は低圧法によるポリエチレン製造施設のうち、溶剤回収施設 チ ポリブテンの酸又はアルカリによる処理施設 リ 廃ガス洗浄施設 ヌ 湿式集じん施設

4 1	第 3 4 号	合成ゴム製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ ろ過施設 ロ 脱水施設 ハ 水洗施設 ニ ラテックス濃縮施設 ホ スチレン・ブタジエンゴム、ニトリル・ブタジエンゴム又はポリブタジエンゴムの製造施設のうち、静置分離器
4 2	第 3 5 号	有機ゴム薬品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ 蒸留施設 ロ 分離施設 ハ 廃ガス洗浄施設
4 3	第 3 6 号	合成洗剤製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ 廃酸分離施設 ロ 廃ガス洗浄施設 ハ 湿式集じん施設
4 4	第 3 7 号	前 6 号に掲げる事業以外の石油化学工業（石油又は石油副生ガス中に含まれる炭化水素の分解、分離その他の化学的処理により製造される炭化水素又は炭化水素誘導品の製造業をいい、第 5 1 号に掲げる事業を除く。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ 洗浄施設 ロ 分離施設 ハ ろ過施設 ニ アクリロニトリル製造施設のうち、急冷施設及び蒸留施設 ホ アセトアルデヒド、アセトン、カプロラクタム、テレフタル酸又はトリレンジアミンの製造施設のうち、蒸留施設 ヘ アルキルベンゼン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設 ト イソプロピルアルコール製造施設のうち、蒸留施設及び硫酸濃縮施設 チ エチレンオキサイド又はエチレングリコールの製造施設のうち、蒸留施設及び濃縮施設 リ 2-エチルヘキシルアルコール又はイソブチルアルコールの製造施設のうち、縮合反応施設及び蒸留施設 ヌ シクロヘキサノン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設 ル トリレンジイソシアネート又は無水フタル酸の製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設 ヲ ノルマルパラフィン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設及びメチルアルコール蒸留施設 ワ プロピレンオキサイド又はプロピレングリコールのけん化器 カ メチルエチルケトン製造施設のうち、水蒸気凝縮施設 ヨ メチルメタアクリレートモノマー製造施設のうち、反応施設及びメチルアルコール回収施設 タ 廃ガス洗浄施設
4 5	第 3 8 号	石けん製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ 原料精製施設 ロ 塩析施設
4 6	第 3 8 号の 2	界面活性剤製造業の用に供する反応施設（1,4-ジオキサンが発生するものに限り、洗浄装置を有しないものを除く。）	
4 7	第 3 9 号	硬化油製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ 脱酸施設 ロ 脱臭施設
4 8	第 4 0 号	脂肪酸製造業の用に供する蒸留施設	
4 9	第 4 1 号	香料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ 洗浄施設 ロ 抽出施設
5 0	第 4 2 号	ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ 原料処理施設 ロ 石灰づけ施設 ハ 洗浄施設
5 1	第 4 3 号	写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗浄施設	
5 2	第 4 4 号	天然樹脂製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ 原料処理施設 ロ 脱水施設
5 3	第 4 5 号	木材化学工業の用に供するフルフラール蒸留施設	

54	第46号	第28号から前号までに掲げる事業以外の有機化学工業製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ 水洗施設 ロ ろ過施設 ハ ヒドラジン製造施設のうち、濃縮施設 ニ 廃ガス洗浄施設
55	第47号	医薬品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ 動物原料処理施設 ロ ろ過施設 ハ 分離施設 ニ 混合施設（第2条各号に掲げる物質を含有する物を混合するものに限る。以下同じ。） ホ 廃ガス洗浄施設
56	第48号	火薬製造業の用に供する洗浄施設	
57	第49号	農薬製造業の用に供する混合施設	
58	第50号	第2条各号に掲げる物質を含有する試薬の製造業の用に供する試薬製造施設	
59	第51号	石油精製業（潤滑油再生業を含む。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ 脱塩施設 ロ 原油常圧蒸留施設 ハ 脱硫施設 ニ 揮発油、灯油又は軽油の洗浄施設 ホ 潤滑油洗浄施設
60	第51号の2	自動車用タイヤ若しくは自動車用チューブの製造業、ゴムホース製造業、工業用ゴム製品製造業（防振ゴム製造業を除く。）、更生タイヤ製造業又はゴム板製造業の用に供する直接加硫施設	
61	第51号の3	医療用若しくは衛生用のゴム製品製造業、ゴム手袋製造業、糸ゴム製造業又はゴムバンド製造業の用に供するラテックス成型型洗浄施設	
62	第52号	皮革製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ 洗浄施設 ロ 石灰づけ施設 ハ タンニンづけ施設 ニ クロム浴施設 ホ 染色施設
63	第53号	ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ 研摩洗浄施設 ロ 廃ガス洗浄施設
64	第54号	セメント製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ 抄造施設 ロ 成型機 ハ 水養生施設（蒸気養生施設を含む。）
65	第55号	生コンクリート製造業の用に供するパッチャーブラント	
66	第56号	有機質砂かべ材製造業の用に供する混合施設	
67	第57号	人造黒鉛電極製造業の用に供する成型施設	
68	第58号	窯業原料（うわ薬原料を含む。）の精製業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ 水洗式破碎施設 ロ 水洗式分別施設 ハ 酸処理施設 ニ 脱水施設
69	第59号	砕石業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ 水洗式破碎施設 ロ 水洗式分別施設
70	第60号	砂利採取業の用に供する水洗式分別施設	
71	第61号	鉄鋼業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ タール及びガス液分離施設 ロ ガス冷却洗浄施設 ハ 圧延施設 ニ 焼入れ施設 ホ 湿式集じん施設

72	第62号	非鉄金属製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ 還元そう ロ 電解施設（溶融塩電解施設を除く。） ハ 焼入れ施設 ニ 水銀精製施設 ホ 廃ガス洗浄施設 ヘ 湿式集じん施設
73	第63号	金属製品製造業又は機械器具製造業（武器製造業を含む。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ 焼入れ施設 ロ 電解式洗浄施設 ハ カドミウム電極又は鉛電極の化成施設 ニ 水銀精製施設 ホ 廃ガス洗浄施設
74	第63号の2	空きびん卸売業の用に供する自動式洗びん施設	
75	第63号の3	石炭を燃料とする火力発電施設のうち、廃ガス洗浄施設	
76	第64号	ガス供給業又はコークス製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ タール及びガス液分離施設 ロ ガス冷却洗浄施設（脱硫化水素施設を含む。）
77	第64号の2	水道施設（水道法（昭和32年法律第177号）第3条第8項に規定するものをいう。）、工業用水道施設（工業用水道事業法（昭和33年法律第84号）第2条第6項に規定するものをいう。）又は自家用工業用水道（同法第21条第1項に規定するものをいう。）の施設のうち、浄水施設であって、次に掲げるもの（これらの浄水能力が1日当たり1万立方メートル未満の事業場に係るものを除く。）	イ 沈でん施設 ロ ろ過施設
78	第65号	酸又はアルカリによる表面処理施設	
79	第66号	電気めっき施設	
80	第66号の2	エチレンオキサイド又は、1，4-ジオキサンの混合施設（前各号に該当するものを除く。）	
81	第66号の3	旅館業（旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第1項に規定するもの（下宿営業を除く。）をいう。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ ちゅう房施設 ロ 洗濯施設 ハ 入浴施設
82	第66号の4	共同調理場（学校給食法（昭和29年法律第160号）第6条に規定する施設をいう。以下同じ。）に設置されるちゅう房施設（業務の用に供する部分の総床面積（以下単に「総床面積」という。）が500平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）	
83	第66号の5	弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設（総床面積が360平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）	
84	第66号の6	飲食店（次号及び第66号の8に掲げるものを除く。）に設置されるちゅう房施設（総床面積が420平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）	
85	第66号の7	そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店その他の通常主食と認められる食事を提供しない飲食店（次号に掲げるものを除く。）に設置されるちゅう房施設（総床面積が630平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）	

86	第66号の8	料亭, バー, キャバレー, ナイトクラブその他これらに類する飲食店で設備を設けて客の接待をし, 又は客にダンスをさせるものに設置されるちゅう房施設(総床面積が1,500平方メートル未満の事業場に係るものを除く。)	
87	第67号	洗濯業の用に供する洗浄施設	
88	第68号	写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設	
89	第68号の2	病院(医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定するものをいう。以下同じ。)で病床数が300以上であるものに設置される施設であって, 次に掲げるもの	イ ちゅう房施設 ロ 洗浄施設 ハ 入浴施設
90	第69号	と畜業又は死亡獣畜取扱業の用に供する解体施設	
91	第69号の2	中央卸売市場(卸売市場法(昭和46年法律第35号)第2条第3項に規定するものをいう。)に設置される施設であって, 次に掲げるもの(水産物に係るものに限る。)	イ 卸売場 ロ 仲卸売場
92	第69号の3	地方卸売市場(卸売市場法第2条第4項に規定するもの(卸売市場法施行令(昭和46年政令第221号)第2条第2号に規定するものを除く。)をいう。)に設置される施設であって, 次に掲げるもの(水産物に係るものに限り, これらの総面積が1,000平方メートル未満の事業場に係るものを除く。)	イ 卸売場 ロ 仲卸売場
93	第70号	廃油処理施設(海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(昭和45年法律第136号)第3条第14号に規定するものをいう。)	
94	第70号の2	自動車分解整備事業(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第77条に規定するものをいう。以下同じ。)の用に供する洗車施設(屋内作業場の総面積が800平方メートル未満の事業場に係るもの及び次号に掲げるものを除く。)	
95	第71号	自動式車両洗浄施設	
96	第71号の2	科学技術(人文科学のみに係るものを除く。)に関する研究, 試験, 検査又は専門教育を行う事業場で環境省令で定めるものに設置されるそれらの業務の用に供する施設であって, 次に掲げるもの	イ 洗浄施設 ロ 焼入れ施設
97	第71号の3	一般廃棄物処理施設(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第8条第1項に規定するものをいう。)である焼却施設	
98	第71号の4	産業廃棄物処理施設(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項に規定するものをいう。)のうち, 次に掲げるもの	イ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第7条第1号, 第3号から第6号まで, 第8号又は第11号に掲げる施設であって, 国若しくは地方公共団体又は産業廃棄物処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第4項に規定する産業廃棄物の処分を業として行う者(同法第14条第6項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者及び同法第14条の4第6項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者を除く。)をいう。)が設置するもの ロ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第12号から第13号までに掲げる施設

99	第71号の5	トリクロロエチレン，テトラクロロエチレン又はジクロロメタンによる洗浄施設（前各号に該当するものを除く。）	
100	第71号の6	トリクロロエチレン，テトラクロロエチレン又はジクロロメタンの蒸留施設（前各号に該当するものを除く。）	
101	第72号	し尿処理施設（建築基準法施行令第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が500人以下のし尿浄化槽を除く。）	
102	第73号	下水道終末処理施設	
103	第74号	特定事業場から排出される水（公共用水域に排出されるものを除く。）の処理施設（前2号に掲げるものを除く。）	

ダイオキシン類対策特別措置法特定施設

号番号 ダイオキシン類 対策特別措置法 施行令第1条 別表第2		施	設
1	第1号	硫酸塩パルプ（クラフトパルプ）又は亜硫酸パルプ（サルファイトパルプ）の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設	
2	第2号	カーバイド法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設	
3	第3号	硫酸カリウムの製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設	
4	第4号	アルミナ繊維の製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設	
5	第5号	担体付き触媒の製造（塩素又は塩素化合物を使用するものに限る。）の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち、廃ガス洗浄施設	
6	第6号	塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設	
7	第7号	カプロラクタムの製造（塩化ニトロシルを使用するものに限る。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの	イ 硫酸濃縮施設 ロ シクロヘキサン分離施設 ハ 廃ガス洗浄施設
8	第8号	クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの	イ 水洗施設 ロ 廃ガス洗浄施設
9	第9号	4-クロロフタル酸水素ナトリウムの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの	イ ろ過施設 ロ 乾燥施設 ハ 廃ガス洗浄施設
10	第10号	2, 3-ジクロロ-1, 4-ナフトキノンの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの	イ ろ過施設 ロ 廃ガス洗浄施設
11	第11号	8, 18-ジクロロ-5, 15-ジエチル-5, 15-ジヒドロジインドロ〔3, 2-b:3', 2'-m〕トリフェノジオキサジン（別名ジオキサジンバイオレット。ハにおいて単に「ジオキサジンバイオレット」という。）の製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの	イ ニトロ化誘導体分離施設及び還元誘導体分離施設 ロ ニトロ化誘導体洗浄施設及び還元誘導体洗浄施設 ハ ジオキサジンバイオレット洗浄施設 ニ 熱風乾燥施設
12	第12号	アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設のうち、次に掲げるもの	イ 廃ガス洗浄施設 ロ 湿式集じん施設
13	第13号	亜鉛の回収（製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの	イ 精製施設 ロ 廃ガス洗浄施設 ハ 湿式集じん施設
14	第14号	担体付き触媒（使用済みのものに限る。）からの金属の回収（ソーダ灰を添加して焙焼炉で処理する方法及びアルカリにより抽出する方法（焙焼炉で処理しないものに限る。）によるものを除く。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの	イ ろ過施設 ロ 精製施設 ハ 廃ガス洗浄施設
15	第15号	別表第1第5号に掲げる廃棄物焼却炉から発生するガスを処理する施設のうち次に掲げるもの及び当該廃棄物焼却炉において生ずる灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの	イ 廃ガス洗浄施設 ロ 湿式集じん施設
16	第16号	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第7条第12号の2及び第13号に掲げる施設	

17	第17号	フロン類（特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行令（平成6年政令第308号）別表1の項，3の項及び6の項に掲げる特定物質をいう。）の破壊（プラズマを用いて破壊する方法その他環境省令で定める方法によるものに限る。）の用に供する施設のうち，次に掲げるもの	イ プラズマ反応施設 ロ 廃ガス洗浄施設 ハ 湿式集じん施設
18	第18号	下水道終末処理施設（第1号から前号まで及び次号に掲げる施設に係る汚水又は廃液を含む下水を処理するものに限る。）	
19	第19号	第1号から第17号までに掲げる施設を設置する工場又は事業場から排出される水（第1号から第17号までに掲げる施設に係る汚水若しくは廃液又は当該汚水若しくは廃液を処理したものを含むもの）に限り，公共用水域に排出されるものを除く。）の処理施設（前号に掲げるものを除く。）	

第2部 排水設備工事の設計・施工

1. 調査	28
(1) 事前調査	28
(2) 現地調査	28
2. 設計図書	28
(1) 附近見取図	29
(2) 平面図	29
(3) 縦断図	30
(4) 配管立体図	31
(5) 詳細図	31
(6) 排水設備工事材料表	32
(7) 排水設備工事設計書	32
3. 排水管	32
(1) 屋外排水管	32
① 管径, 勾配の決定について	32
② 流速の範囲について	35
(2) 屋内排水管	35
① 使用目的による分類	35
② 管径, 勾配の決定について	36
③ 配管経路について	36-1
(3) 床下集合配管システム (排水ヘッダー)	36-1
(4) 通気管	37
① 通気管の種類	37
② 通気管の管径	38
③ 通気管の末端の取扱い	38
(5) 間接排水	39
① サービス用機器	39
② 医療, 研究用機器	39
③ 水泳用プール	39

4. 枺	4 0
(1) 枺の設置箇所	4 0
(2) 枺の大きさと深さ	4 0
(3) 枺の構造	4 0
5. トラップ（防臭装置）	4 2
(1) トラップの要件	4 2
(2) トラップの種類	4 2
① Pトラップ	4 2
② Sトラップ	4 2
③ Uトラップ	4 2
④ ドラムトラップ	4 2
⑤ ワントラップ	4 2
⑥ トラップ付枺	4 2
(3) トラップの設置	4 3
6. 材料および器具	4 3
7. 施工	4 3
(1) 法令の遵守等	4 3
(2) 地下埋設物等の措置	4 4
8. 土工	4 4
(1) 掘削・基礎工	4 4
(2) 埋戻し復旧工	4 4
(3) 建設廃棄物	4 4
9. 管布設工	4 5
(1) やり方	4 5
(2) 硬質塩化ビニール管布設工	4 5
(3) 遠心力鉄筋コンクリート管布設工	4 6
(4) 排水管の土かぶり	4 7
(5) 防護工	4 8
10. 枺設置工	4 8
(1) 基礎工	4 8

(2) 穴あけ工	48
(3) 設置工	48
(4) 管口仕上	48
(5) 公共柵への接続	49
(6) 公共柵に管底接続できない場合	49
(7) インバート工	50
1 1. トラップ設置工	50
(1) 設置工	50
1 2. 水洗便所設置工	51
(1) 保温等の措置	51
(2) 便槽の解体	51
1 3. 付帯設備	53
(1) 油水分離装置	53
(2) サンド阻集器	54
(3) ヘア阻集器	54
(4) ランドリー阻集器	54
(5) プラスター阻集器	54
(6) 阻集器の維持管理	54
(7) 排水槽	56
① 排水槽の種類	56
② 排水槽設置上の留意点	57
③ 排水槽の維持管理	58

第2部

1. 調査

(1) 事前調査

- ① 現場調査に先がけて、事前に処理区域、排水区域、下水の排除方式、公共汚水柵の設置箇所、その他排水設備工事に係る必要事項を各関係課に確認をすること。
- ② 公共汚水柵がない場合や、除害施設等の場合は、担当と打合わせをし必要な手続きをとること。

(2) 現地調査

- ① 現地調査は、建物の平面、公道、私道、隣地境界、公共下水道管および汚水柵、その他在来の排水設備等をスケッチし、施設の設置予定位置における距離、地盤高、公共下水道管および汚水柵などの深さを記入すること。
- ② 現地調査時に接続する公共汚水柵等につまりや破損等があった場合は、管路整備室と協議すること。
- ③ 家屋の増改築などの将来計画を考慮して後日布設替えの生じないよう設置者と十分打合せをすること。
- ④ 他人の土地及び既存の排水設備を利用しようとする場合または水洗便所の設置者がその建物の所有者でない場合は、あらかじめ利害関係人の同意を得るよう設置者に連絡し、後日紛争の起きないように留意すること。
- ⑤ 大量の下水または悪質な汚水を排除されるおそれがある時は、あらかじめ管路整備室、終末処理場および業務課に申し出、その指示を受けること。
- ⑥ 衛生器具の選定やトイレの改造等については、設置者と十分打合せをすること。
- ⑦ 道路占用および使用を必要とする場合は、設置者に道路占用および使用許可申請の事務手続の期間が必要であること、および舗装道路を破壊し工事をする場合で、復旧費が設置者の負担になる時は、あらかじめ了解を得ること。

2. 設計図書

設計図書の作成については、次の取扱いを標準とし、第3部の取扱いに従い作成すること。

なお、排水設備の製図は、設計における技術的表現であり、工事の施工、および工事費積算の基礎であると同時に、将来の維持管理のための必須の資料であることから統一的な方法により明瞭、正確、容易に理解できるものとする。

(1) 附近見取図

一街区程度の範囲に申請地の位置（町・丁など）道路および隣地家屋の屋号または氏名，方位，めぼしい目標などを記入し，申請地を赤線で示すこと。

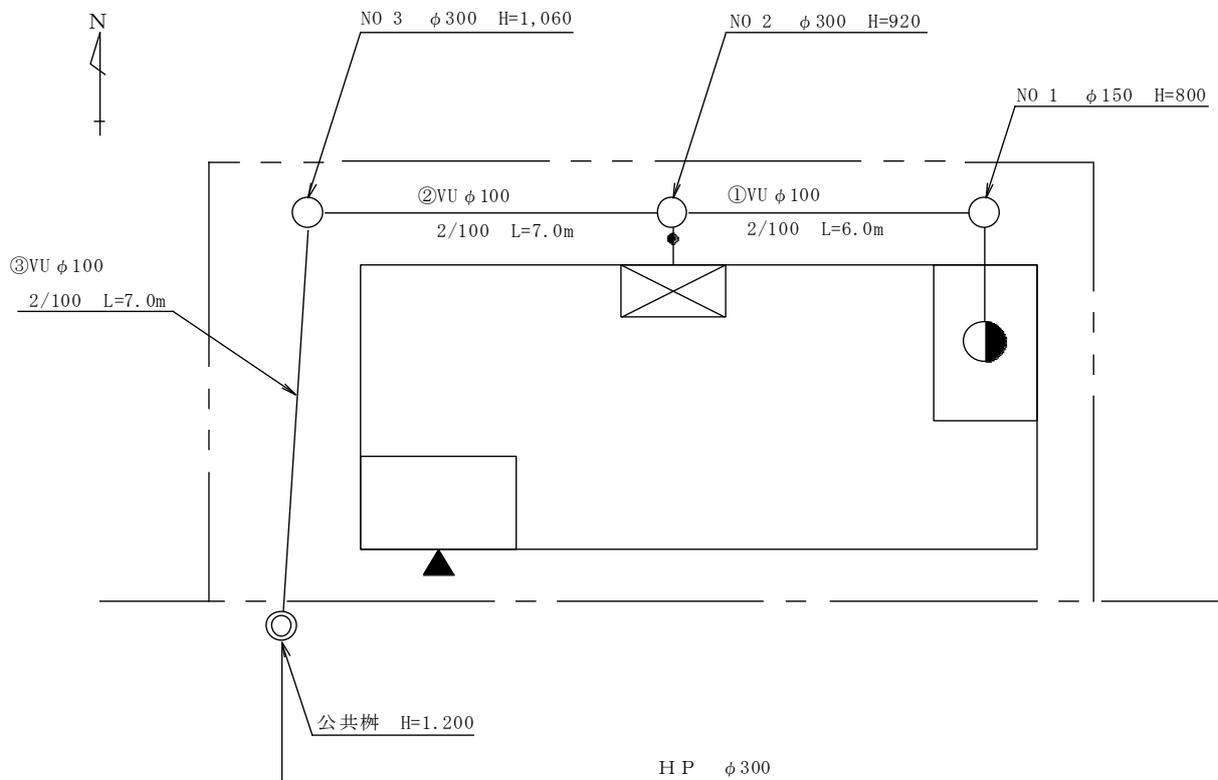
縮尺はおおむね1500分の1以上とすること。

(2) 平面図

縮尺は100分の1を標準とするが，これによりがたい時は300分の1までの範囲とし，表-1の凡例に従って図-1の要領で，次の事項を表示すること。

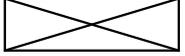
- ① 道路，建物（台所，浴室，洗たく場，便所，洗面所，玄関，その他必要な排水箇所，および既設の排水設備，給水栓の位置等）および公共汚水樹と本管の位置，管径，管種など。
- ② 隣地との境界，へい，庭（配管経路に関係ある庭木，池，築山等）路地，附属建物（物置，車庫等）既設の排水設備など。
- ③ 縮尺，方位，排水管の材質，管径，延長，勾配，枳の大きさ，深さ，枳番号など。
- ④ 衛生器具，トラップの種類と位置など。

図-1 平面図



(注) 2階以上からの排水があるときは，各階の平面図を必要とする。

表－1 設計図凡例

名 称	図 示 記 号	名 称	図 示 記 号	名 称	図 示 記 号
新設排水管	————	洗 面 器		公私境界線	— · — · —
既設排水管	- - - - -	手 洗 器		隣地境界線	— · — · —
私設汚水枿	○ □	流 し		建物外周	————
私設雨水枿	⊗ ⊠	浴 槽		建物間仕切	————
公共汚水枿	⊙ ⊡	トラップ	— ● —	防 臭 蓋	
公共雨水枿	⊗ ⊠	トラパン	⊘	玄 関	
大 便 器	◐	掃 除 口	—		
小 便 器	◁ —	通 気 管	- - - - - >		

※ 排水管，通気管，および枿の材質表示は，それぞれの図示記号の上に，次のローマ字略字を記入すること。HP（遠心力鉄筋コンクリート管），VP（塩化ビニル管，一般管），VU（同薄肉管，小口径塩化ビニル製枿），SGP（亜鉛メッキ鋼管），RC（鉄筋コンクリート製枿）

(3) 縦断図

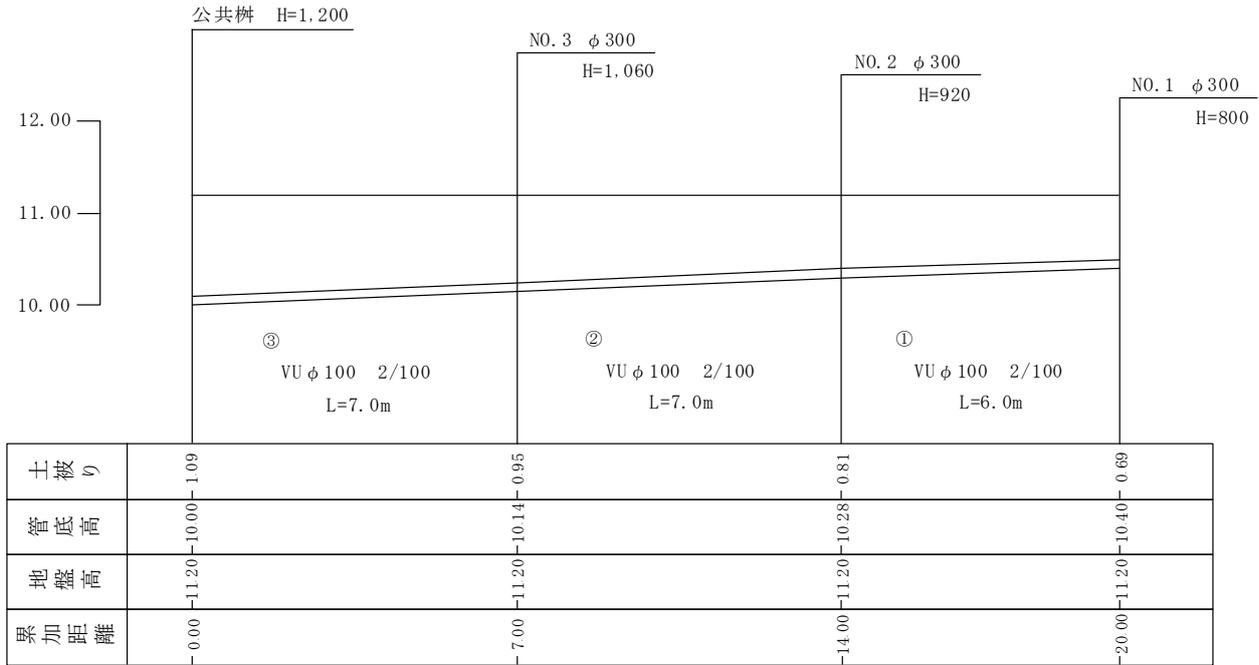
縮尺は，縦100分の1，横200～300分の1とし，図－2の要領で次の事項を表示すること。

- ① 公共枿を起点とした累加距離
- ② 公共枿の管底高を10.00mとして測定した地盤高
- ③ 各測点（枿位置）の排水管の管底高
- ④ 各測点（枿位置）の排水管の土かぶり
- ⑤ 各測点間ごとの排水管勾配（分数または%）
- ⑥ 排水管管径（φ，mm）
- ⑦ 枿の区間距離（m）および引出線上に番号，大きさ（φ，mm），深さ（H，mm）

※ 注1 管厚は，考慮しない。

注2 地盤の平坦な土地に関しては，省略することができる。

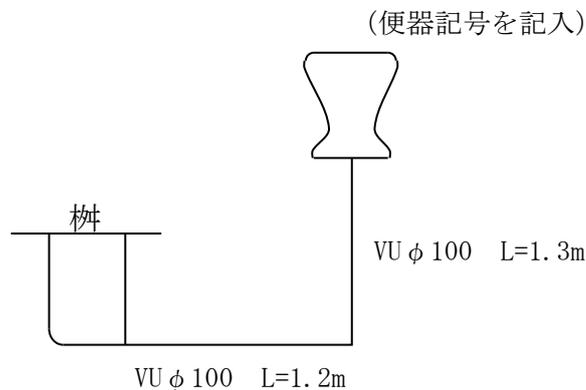
図－２ 縦断面図



(4) 配管立体図

水洗便所に限り、便器より第1接続桧までの配管経路、管種、寸法、その他の設備（器具名称）を表示すること。ただし、その他必要と認めるものは、この限りではない。

図－３ 立体図



(5) 詳細図

縮尺は10分の1、または20分の1とし、平面図、側面図および断面図に寸法等を明確に記入し、特殊なものについては仕様を添付すること。

(6) 排水設備工事材料表（自己資金工事）

材料表には次の事項を記入すること。

- ① 申請者名，施行業者名
- ② 種別，数量，単位
- ③ 資材の規格，形状，寸法

(7) 排水設備工事設計書（貸付資金工事）

設計書には次の事項を記入すること。

- ① 申請者名，施行業者名，見積年月日，見積内訳書
- ② 種別，数量，単位，単価，金額および摘要欄に必要事項
- ③ 資材の規格，形状，寸法（できるだけ詳細に記入）

3. 排水管

(1) 屋外排水管

建物外壁面から外方へ1 m前後の地点（第1 接続桝）よりはじまり，排水管，公共下水道への流入点までの配管部分をいう。

① 管径，勾配の決定について

ア 汚水等を支障なく排除するのに必要な管径は断面と勾配によって決定されるが，排水設備の場合，排水人口が少なく，排水面積が小さいことから，公共下水道計画に基づき作成した表－2を参考とし決定すること。

表－2 管径および勾配

汚水管の管径および勾配（参考）

排水人口（人）	管径（mm）	勾配
150 未満	100	100 分の 2 以上 100 分の 10 未満
150 以上 300 未満	125	100 分の 1.7 以上 100 分の 8 未満
300 以上 500 未満	150	100 分の 1.5 以上 100 分の 6.5 未満
500 以上 1000 未満	200	100 分の 1.2 以上 100 分の 4.5 未満

雨水管等の管径および勾配（参考）

排水面積（㎡）	管径（mm）	勾配
200 未満	100	100 分の 2 以上 100 分の 10 未満
200 以上 400 未満	125	100 分の 1.7 以上 100 分の 8 未満
400 以上 600 未満	150	100 分の 1.5 以上 100 分の 6.5 未満
600 以上 1500 未満	200	100 分の 1.2 以上 100 分の 4.5 未満
1500 以上 2500 未満	250	100 分の 1 以上 100 分の 3.4 未満

※ ただし，一つの建築物から排除される下水の一部を，排除する排水管で管路延長が3 m以下のものの内径は75 mm（勾配3 / 100以上）とすることができる。

マンニング式による流速・流量表

・ マンニング式

$$Q = A \cdot V$$

$$V = \frac{1}{n} \cdot R^{\frac{2}{3}} \cdot I^{\frac{1}{2}}$$

Q: 流量 (m³/秒)
 A: 流水の断面積 (m²)
 V: 流速 (m/秒)
 n: 粗度係数
 R: 径深 (m) (AP)
 I: 勾配 (分数または小数)

表-3 硬質塩化ビニール管 (満管流時)

I (%)	75		100		125		150		200		250		300		350	
	A (m ²)		0.008992		0.01348		0.01863		0.03205		0.04909		0.06975		0.09511	
	P (m)		0.2608		0.3362		0.4115		0.4838		0.6346		0.7854		0.9362	
R (m)		0.0208		0.0268		0.0328		0.0385		0.0505		0.0625		0.0745		0.0870
I (%)	V (m/s)	Q (m ³ /s)	V (m/s)	Q (m ³ /s)	V (m/s)	Q (m ³ /s)	V (m/s)	Q (m ³ /s)	V (m/s)	Q (m ³ /s)	V (m/s)	Q (m ³ /s)	V (m/s)	Q (m ³ /s)	V (m/s)	Q (m ³ /s)
	1.0	0.239	0.001	0.283	0.003	0.324	0.004	0.361	0.007	0.432	0.014	0.498	0.024	0.560	0.039	0.621
1.1	0.251	0.001	0.297	0.003	0.340	0.005	0.378	0.007	0.453	0.015	0.522	0.026	0.587	0.041	0.651	0.062
1.2	0.262	0.001	0.310	0.003	0.355	0.005	0.395	0.007	0.473	0.015	0.546	0.027	0.613	0.043	0.680	0.065
1.3	0.273	0.001	0.323	0.003	0.369	0.005	0.411	0.008	0.493	0.016	0.568	0.028	0.638	0.045	0.708	0.067
1.4	0.283	0.002	0.335	0.003	0.383	0.005	0.427	0.008	0.511	0.016	0.589	0.029	0.662	0.046	0.735	0.070
1.5	0.293	0.002	0.347	0.003	0.397	0.005	0.442	0.008	0.529	0.017	0.610	0.030	0.686	0.048	0.760	0.072
1.6	0.303	0.002	0.358	0.003	0.410	0.006	0.456	0.008	0.546	0.018	0.630	0.031	0.708	0.049	0.785	0.075
1.7	0.312	0.002	0.369	0.003	0.422	0.006	0.470	0.009	0.563	0.018	0.649	0.032	0.730	0.051	0.810	0.077
1.8	0.321	0.002	0.380	0.003	0.435	0.006	0.484	0.009	0.580	0.019	0.668	0.033	0.751	0.052	0.833	0.079
1.9	0.330	0.002	0.390	0.004	0.447	0.006	0.497	0.009	0.596	0.019	0.668	0.034	0.772	0.054	0.856	0.081
2.0	0.338	0.002	0.401	0.004	0.458	0.006	0.510	0.010	0.611	0.020	0.704	0.035	0.792	0.055	0.878	0.084
2.2	0.355	0.002	0.420	0.004	0.481	0.006	0.535	0.011	0.641	0.021	0.739	0.036	0.830	0.058	0.921	0.088
2.4	0.371	0.002	0.439	0.004	0.502	0.007	0.559	0.011	0.669	0.021	0.772	0.038	0.867	0.060	0.962	0.091
2.6	0.386	0.002	0.457	0.004	0.522	0.007	0.581	0.012	0.697	0.022	0.803	0.039	0.903	0.063	1.001	0.095
2.8	0.400	0.002	0.474	0.004	0.542	0.007	0.603	0.012	0.723	0.023	0.833	0.041	0.937	0.065	1.039	0.099
3.0	0.414	0.002	0.491	0.004	0.561	0.008	0.625	0.012	0.748	0.024	0.863	0.042	0.970	0.068	1.075	0.102
3.2	0.428	0.002	0.507	0.005	0.580	0.008	0.645	0.013	0.773	0.025	0.891	0.044	1.002	0.070	1.111	0.106
3.4	0.441	0.002	0.522	0.005	0.597	0.008	0.665	0.013	0.797	0.026	0.918	0.045	1.032	0.072	1.145	0.109
3.6	0.454	0.002	0.537	0.005	0.615	0.008	0.684	0.013	0.820	0.026	0.945	0.046	1.062	0.074	1.178	0.112
3.8	0.466	0.003	0.552	0.005	0.632	0.009	0.703	0.013	0.842	0.027	0.971	0.048	1.091	0.076	1.210	0.115
4.0	0.478	0.003	0.566	0.005	0.648	0.009	0.721	0.013	0.864	0.028	0.996	0.049	1.120	0.078	1.242	0.118
4.2	0.490	0.003	0.580	0.005	0.664	0.009	0.739	0.014	0.885	0.028	1.021	0.050	1.147	0.080	1.272	0.121
4.4	0.502	0.003	0.594	0.005	0.680	0.009	0.756	0.014	0.906	0.029	1.045	0.051	1.174	0.082	1.302	0.124
4.6	0.513	0.003	0.607	0.005	0.695	0.009	0.773	0.014	0.927	0.030	1.068	0.052	1.201	0.084	1.332	0.127
4.8	0.524	0.003	0.620	0.006	0.710	0.010	0.790	0.015	0.947	0.030	1.091	0.054	1.227	0.086	1.360	0.129
5.0	0.535	0.003	0.633	0.006	0.725	0.010	0.806	0.015	0.966	0.031	1.114	0.055	1.252	0.087	1.388	0.132
5.2	0.545	0.003	0.646	0.006	0.739	0.010	0.822	0.015	0.985	0.032	1.136	0.056	1.277	0.089	1.416	0.135
5.4	0.556	0.003	0.658	0.006	0.753	0.010	0.838	0.016	1.004	0.032	1.157	0.057	1.301	0.091	1.443	0.137
5.6	0.566	0.003	0.670	0.006	0.767	0.010	0.853	0.016	1.022	0.033	1.179	0.058	1.325	0.092	1.469	0.140
5.8	0.576	0.003	0.682	0.006	0.780	0.011	0.868	0.016	1.040	0.033	1.199	0.059	1.348	0.094	1.495	0.142
6.0	0.586	0.003	0.694	0.006	0.794	0.011	0.883	0.016	1.058	0.034	1.220	0.060	1.371	0.096	1.521	0.145
6.5	0.610	0.003	0.722	0.006	0.826	0.011	0.919	0.017	1.101	0.035	1.270	0.062	1.427	0.100	1.583	0.151
7.0	0.633	0.003	0.749	0.007	0.857	0.012	0.954	0.018	1.143	0.037	1.318	0.065	1.481	0.103	1.643	0.156
7.5	0.655	0.004	0.776	0.007	0.887	0.012	0.987	0.018	1.183	0.038	1.364	0.067	1.533	0.107	1.700	0.162
8.0	0.676	0.004	0.801	0.007	0.916	0.012	1.020	0.019	1.222	0.039	1.409	0.069	1.584	0.110	1.756	0.167
8.5	0.697	0.004	0.826	0.007	0.945	0.013	1.051	0.020	1.260	0.040	1.452	0.071	1.632	0.114	1.810	0.172
9.0	0.718	0.004	0.850	0.008	0.972	0.013	1.082	0.020	1.296	0.042	1.494	0.073	1.680	0.117	1.863	0.177
9.5	0.737	0.004	0.873	0.008	0.999	0.013	1.111	0.021	1.332	0.043	1.535	0.075	1.726	0.120	1.914	0.182
10.0	0.756	0.004	0.896	0.008	1.025	0.014	1.140	0.021	1.366	0.044	1.575	0.077	1.771	0.123	1.963	0.187
10.5	0.775	0.004	0.918	0.008	1.050	0.014	1.168	0.022	1.400	0.045	1.614	0.079	1.814	0.127	2.012	0.191
11.0	0.793	0.004	0.939	0.008	1.075	0.014	1.196	0.022	1.433	0.046	1.652	0.081	1.857	0.130	2.059	0.196
12.0	0.829	0.004	0.981	0.009	1.122	0.015	1.249	0.023	1.497	0.048	1.725	0.085	1.940	0.135	2.151	0.205
13.0	0.862	0.005	1.021	0.009	1.168	0.016	1.300	0.024	1.558	0.050	1.796	0.088	2.019	0.141	2.239	0.213
14.0	0.895	0.005	1.060	0.010	1.212	0.016	1.349	0.025	1.617	0.052	1.863	0.091	2.095	0.146	2.323	0.221
15.0	0.926	0.005	1.097	0.010	1.255	0.017	1.396	0.026	1.673	0.054	1.929	0.095	2.168	0.151	2.405	0.229
16.0	0.957	0.005	1.133	0.010	1.296	0.017	1.442	0.027	1.728	0.055	1.992	0.098	2.240	0.156	2.484	0.236
17.0	0.986	0.005	1.168	0.010	1.336	0.018	1.487	0.028	1.781	0.057	2.053	0.101	2.308	0.161	2.560	0.243
18.0	1.015	0.005	1.202	0.011	1.375	0.019	1.530	0.028	1.833	0.059	2.113	0.104	2.375	0.166	2.634	0.251
19.0	1.043	0.006	1.234	0.011	1.412	0.019	1.572	0.029	1.883	0.060	2.171	0.107	2.441	0.170	2.706	0.257
20.0	1.070	0.006	1.266	0.011	1.449	0.020	1.612	0.030	1.932	0.062	2.227	0.109	2.504	0.175	2.777	0.264
22.0	1.122	0.006	1.328	0.012	1.520	0.020	1.691	0.032	2.062	0.065	2.336	0.115	2.626	0.183	2.912	0.277
24.0	1.172	0.006	1.387	0.012	1.587	0.021	1.766	0.033	2.117	0.068	2.440	0.120	2.743	0.191	3.042	0.289
26.0	1.220	0.007	1.444	0.013	1.652	0.022	1.838	0.034	2.203	0.071	2.539	0.125	2.855	0.199	3.166	0.301
28.0	1.266	0.007	1.499	0.013	1.715	0.023	1.908	0.036	2.286	0.073	2.635	0.129	2.963	0.207	3.285	0.312
30.0	1.310	0.007	1.551	0.014	1.775	0.024	1.975	0.037	2.366	0.076	2.728	0.134	3.067	0.214	3.401	0.323
32.0	1.353	0.007	1.602	0.014	1.833	0.025	2.040	0.038	2.444	0.078	2.817	0.138	3.167	0.221	3.512	0.334
34.0	1.395	0.008	1.651	0.015	1.889	0.025	2.102	0.039	2.519	0.081	2.904	0.143	3.265	0.228	3.620	0.344
36.0	1.435	0.008	1.699	0.015	1.944	0.026	2.163	0.040	2.592	0.083	2.988	0.147	3.359	0.234	3.725	0.354
38.0	1.474	0.008	1.746	0.016	1.997	0.027	2.223	0.041	2.663	0.085	3.070	0.151	3.451	0.241	3.827	0.364
40.0	1.513	0.008	1.791	0.016	2.049	0.028	2.280	0.042	2.732	0.088	3.150	0.155	3.541	0.247	3.927	0.373
45.0	1.604	0.009	1.900	0.017	2.174	0.029	2.419	0.045	2.898	0.093	3.341	0.164	3.756	0.262	4.165	0.396
50.0	1.691	0.009	2.003	0.018	2.291	0.031	2.550	0.047	3.055	0.098	3.522	0.173	3.959	0.276	4.390	0.418
55.0	1.774	0.010	2.100	0.019	2.403	0.032	2.674	0.050	3.204	0.103	3.693	0.181	4.152	0.290	4.605	0.438
60.0	1.853	0.010	2.194	0.020	2.510	0.034	2.793	0.052	3.347	0.107	3.858	0.189	4.337	0.302	4.809	0.457
65.0	1.928	0.010	2.283	0.021	2.612	0.035	2.907	0.054	3.483	0.112	4.015					

表-4 陶管・鉄筋コンクリート管 (満管流時)

呼び径	100		150		200		250		300		350	
	A (㎡)	P (m)	V (m/s)	Q (㎥/s)								
	0.007854	0.3142	0.273	0.005	0.330	0.010	0.383	0.019	0.433	0.031	0.479	0.046
	0.0250	0.0375	0.366	0.006	0.443	0.014	0.514	0.025	0.580	0.041	0.643	0.062
			0.439	0.008	0.532	0.017	0.618	0.030	0.698	0.049	0.773	0.074
			0.456	0.008	0.552	0.017	0.641	0.031	0.724	0.051	0.802	0.077
			0.472	0.008	0.572	0.018	0.664	0.033	0.749	0.053	0.830	0.080
			0.510	0.009	0.618	0.019	0.717	0.035	0.809	0.057	0.897	0.056
			0.545	0.010	0.660	0.021	0.766	0.038	0.865	0.061	0.959	0.092
			0.578	0.010	0.700	0.022	0.813	0.040	0.918	0.065	1.017	0.098
			0.609	0.011	0.738	0.023	0.857	0.042	0.967	0.068	1.072	0.103
			0.639	0.011	0.774	0.024	0.898	0.044	1.015	0.072	1.124	0.108
			0.668	0.012	0.809	0.025	0.938	0.046	1.060	0.075	1.174	0.113
			0.695	0.012	0.842	0.026	0.977	0.048	1.103	0.078	1.222	0.118
			0.721	0.013	0.873	0.027	1.014	0.050	1.145	0.081	1.268	0.122
			0.746	0.013	0.904	0.028	1.049	0.052	1.185	0.084	1.313	0.126
			0.771	0.014	0.934	0.029	1.084	0.053	1.224	0.086	1.356	0.130
			0.795	0.014	0.963	0.030	1.117	0.055	1.261	0.089	1.398	0.134
			0.818	0.014	0.990	0.031	1.149	0.056	1.298	0.092	1.438	0.138
			0.840	0.015	1.018	0.032	1.181	0.058	1.333	0.094	1.478	0.142
			0.862	0.015	1.044	0.033	1.211	0.059	1.368	0.097	1.516	0.146
			0.904	0.016	1.095	0.034	1.271	0.062	1.435	0.101	1.590	0.153
			0.944	0.017	1.144	0.036	1.327	0.065	1.499	0.106	1.661	0.160
			0.983	0.017	1.190	0.037	1.381	0.068	1.560	0.110	1.729	0.166
			1.020	0.018	1.235	0.039	1.433	0.070	1.619	0.114	1.794	0.173
			1.055	0.019	1.279	0.040	1.484	0.073	1.675	0.118	1.857	0.179
			1.090	0.019	1.321	0.041	1.532	0.075	1.730	0.122	1.918	0.185
			1.124	0.020	1.361	0.043	1.580	0.078	1.784	0.126	1.977	0.190
			1.156	0.020	1.401	0.044	1.625	0.080	1.835	0.130	2.034	0.196
			1.188	0.021	1.439	0.045	1.670	0.082	1.886	0.133	2.090	0.201
			1.219	0.022	1.476	0.046	1.713	0.084	1.935	0.137	2.144	0.206
			1.249	0.022	1.513	0.048	1.756	0.086	1.982	0.140	2.197	0.211
			1.278	0.023	1.549	0.049	1.797	0.088	2.029	0.143	2.249	0.216
			1.307	0.023	1.583	0.050	1.837	0.090	2.075	0.147	2.299	0.221
			1.335	0.024	1.617	0.051	1.877	0.092	2.119	0.150	2.349	0.226
			1.363	0.024	1.651	0.052	1.915	0.094	2.163	0.153	2.397	0.231
			1.390	0.025	1.683	0.053	1.953	0.096	2.206	0.156	2.445	0.235
			1.416	0.025	1.715	0.054	1.991	0.098	2.248	0.159	2.491	0.240
			1.442	0.025	1.747	0.055	2.027	0.100	2.289	0.162	2.537	0.244
			1.468	0.026	1.778	0.056	2.063	0.101	2.330	0.165	2.582	0.248
			1.493	0.026	1.808	0.057	2.098	0.103	2.370	0.168	2.626	0.253
			1.542	0.027	1.868	0.059	2.167	0.106	2.447	0.173	2.712	0.261
			1.589	0.028	1.925	0.060	2.234	0.110	2.523	0.178	2.796	0.269
			1.635	0.029	1.981	0.062	2.299	0.113	2.596	0.183	2.877	0.277
			1.680	0.030	2.035	0.064	2.362	0.116	2.667	0.189	2.955	0.284
			1.724	0.030	2.088	0.066	2.423	0.119	2.736	0.193	3.032	0.292
			1.766	0.031	2.140	0.067	2.483	0.122	2.804	0.198	3.107	0.299
			1.808	0.032	2.190	0.069	2.541	0.125	2.870	0.203	3.180	0.306
			1.848	0.033	2.239	0.070	2.598	0.128	2.934	0.207	3.252	0.313
			1.888	0.033	2.287	0.072	2.654	0.130	2.997	0.212	3.322	0.320
			1.927	0.034	2.334	0.073	2.709	0.133	3.059	0.216	3.390	0.326
			2.021	0.036	2.448	0.077	2.841	0.139	3.208	0.227	3.556	0.342
			2.111	0.037	2.557	0.080	2.967	0.146	3.351	0.237	3.714	0.357
			2.197	0.039	2.662	0.084	3.089	0.152	3.488	0.247	3.865	0.372
			2.280	0.040	2.762	0.087	3.205	0.157	3.619	0.256	4.011	0.386
			2.360	0.042	2.859	0.090	3.318	0.163	3.747	0.265	4.152	0.399
			2.438	0.043	2.953	0.093	3.427	0.168	3.869	0.274	4.288	0.413
			2.513	0.044	3.044	0.096	3.532	0.173	3.988	0.282	4.420	0.425
			2.585	0.046	3.132	0.098	3.634	0.178	4.104	0.290	4.548	0.438
			2.656	0.047	3.218	0.101	3.734	0.183	4.217	0.298	4.673	0.450
			2.725	0.048	3.301	0.104	3.831	0.188	4.326	0.306	4.794	0.461
			2.793	0.049	3.383	0.106	3.926	0.193	4.433	0.313	4.913	0.473
			2.858	0.051	3.463	0.109	4.018	0.197	4.537	0.321	5.028	0.484
			2.923	0.052	3.540	0.111	4.108	0.202	4.639	0.328	5.141	0.495
			2.985	0.053	3.617	0.114	4.197	0.206	4.739	0.335	5.252	0.505
			3.047	0.054	3.691	0.116	4.283	0.210	4.837	0.342	5.360	0.516
			3.107	0.055	3.764	0.118	4.368	0.214	4.933	0.349	5.466	0.526
			3.166	0.056	3.836	0.121	4.451	0.219	5.026	0.355	5.571	0.536
			3.225	0.057	3.906	0.123	4.533	0.223	5.119	0.362	5.673	0.546
			3.282	0.058	3.975	0.125	4.613	0.226	5.209	0.368	5.773	0.555
			3.338	0.059	4.043	0.127	4.692	0.230	5.298	0.375	5.872	0.565
			3.447	0.061	4.176	0.131	4.846	0.238	5.472	0.387	6.064	0.583
			3.553	0.063	4.305	0.135	4.995	0.245	5.641	0.399	6.251	0.601
			3.656	0.065	4.429	0.139	5.140	0.252	5.804	0.410	6.432	0.619
			3.757	0.066	4.551	0.143	5.281	0.259	5.963	0.422	6.609	0.636
			3.854	0.068	4.669	0.147	5.418	0.266	6.118	0.432	6.780	0.652

② 流速の範囲について

ア 下水中に含まれている土砂や汚水はある程度の流速以下になると沈澱をはじめ次第に排水管内に堆積して閉鎖をおこす原因となるので、原則として流速は $0.6\text{ m} \sim 1.5\text{ m/s}$ の範囲に定めること。

イ 勾配は、原則として $2/100$ 以上とすること。

ただし、やむを得ない場合は $1/100$ 以上とすることができる。

ウ 勾配が取れない場合は、流速、流量等を考慮し、表-3、表-4を参考にし、事前に担当と打合せを行うこと。

(2) 屋内排水管 (図-4 参照)

屋内排水管は、水を受ける容器等から屋外排水管までとする。

① 使用目的による分類

ア 汚水：大便器汚物流し、ビデ、便器、消毒器などからの排水

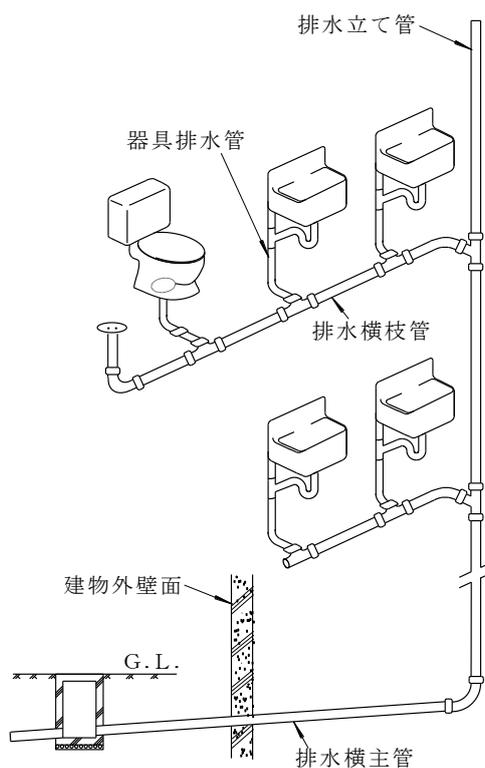
イ 雑排水：洗面器、流し類、浴そうなど汚水以外の一般器具からの排水

ウ 雨水：屋根及び敷地などからの雨水

エ 特殊排水：工場排液などのような有毒、有害なものを含んだ排水や放射能を含んだ排水

オ その他：上記以外のもの（地下排水等）

図-4 排水管の種類



② 管径，勾配の決定について

屋内排水管の勾配は原則 2 / 100 以上とし，管径決定にあたっては，下記のことには注意しなければならない。

ア 排水管の最小管径は，30 mm とすること。

イ 汚水管の最小管径は，75 mm とすること。

ウ 地中または地階の床下に埋設される排水管の管径は，50 mm 以上とすること。

エ 排水管は，立て管，横管，いずれの場合でも排水の流下方向の管径を縮小してはならない。

オ 排水横枝管の管径は，これに接続する器具の付属トラップの最大口径のもの以上でなければならない。

カ 排水立て管の管径は，これに接続する排水横枝管のうち，最大管径のもの以上でなければならない。また，立て管の上部を細く，下部を太くするような，いわゆる「たけのこ配管」にしないこと。

キ 器具トラップの口径は，表－5 のとおりとし，器具排水管の口径は器具トラップの口径以上とすること。

ク 排水横管の勾配は，表－6 を標準とすること。

表－5 器具トラップの口径

器 具	トラップの最小口径 (mm)	器 具	トラップの最小口径 (mm)
大 便 器	75	浴 槽 (洋 風)	40
小 便 器 (小 形)	40	ビ デ	30
小 便 器 (大 形)	50	調 理 流 し *	40
洗 面 器 (小・中・大形)	30	掃 除 流 し	65
手 洗 い 器	25	洗 濯 流 し	40
手 術 用 手 洗 い 器	30	連 合 流 し	40
洗 髪 器	30	汚 物 流 し	75～100
水 飲 み 器	30	実 験 流 し	40
浴 槽 (和 風)	30		

注 *住宅用のもの

表－6 排水横管の管径と勾配

管 径 (mm)	勾 配
65以下	最小 1/50
75, 100	最小 1/100
125	最小 1/150
150以上	最小 1/200

注 屋内排水設備適用

③ 配管経路について

排水機能に支障がなく，かつできるだけ最短距離で配管経路を定め，修繕や清掃等の保守管理が容易にできる構造にすること。

また，保守管理に必要な箇所に掃除口を設けること。

(3) 床下集合配管システム（排水ヘッダー）

1本の排水管で屋外排水設備に接続する床下集合配管システム（排水ヘッダー）の使用にあたっては，次の事項に注意するとともに使用する床下集合配管システムを十分理解したうえ，維持管理上の問題が生じないようにする必要がある。特に，申請者等にこのシステムの仕様等を十分説明し，理解を得るようにすること。

① 床下集合配管システムは，適切な口径・勾配を有し，建築物の構造に合わせた適切な支持，固定をすること。

② 床下集合配管システムは汚水の逆流や停滞が生じない構造であること。

③ 床下集合配管システムは，保守点検，補修，清掃が容易にできるよう，建築物に十分なスペースを有する点検口を確保すること。

④ 床下点検口を適切な位置に設置し，排水ヘッダーまで到達できるようにすること。

⑤ 維持管理は，汚水枡，衛生器具または排水ヘッダーのいずれかから維持管理器具を挿入できるなど，確実にできること。

⑥ 通気が必要な場合は確実に通気管を設けること。

⑦ 住宅建築・販売会社と製品メーカーの使用条件や設置注意事項などに従って設置すること。

(4) 通気管

通気管は、サイホン作用及び背圧からトラップの封水を保護することと、排水管内の排水の流れを円滑にし、併せて排水管内に空気を流通させて排水系統内の換気を行うものである。

① 通気管の種類

通気の方法によって、次のように分類される

ア 各個通気管

1個の器具トラップを通過するために、トラップの下流から取り出し、その器具より上方で通気系統へ接続するか、または大気中に開口するように設けた通気管をいう。

イ ループ通気管

2個以上の器具トラップを保護するため最上流の器具排水管が、排水横枝管に接続した点のすぐ下流から立上げて、通気立て管、または伸頂通気管に接続するまでの通気管をいう。

ウ 逃し通気管

器具数が多い建物で、排水立て管までの距離が長い場合に、ループ通気管の効果をより高めるために、排水通気両系統間の空気の流通を円滑にするために設けた通気管をいう。

エ 湿り通気管

通気のためのほかに排水管として用いられる部分の通気管をいい、固形物や脂肪物を含まない比較的きれいな場合で、同じ排水管に結ばれる器具の同時使用率が低い場合に用いられる。

オ 共用通気管

背中合わせ、または並列に設置した衛生器具の交点に立ち上げ、その両器具のトラップ封水を保護する1本の通気管をいう。

カ 伸頂通気管

最上部の排水横枝管が排水立て管に接続した点より、さらに上方へその排水立て管を立ち上げ、これを通気管に使用する部分をいう。

キ 返し通気管

各個通気管をその器具のあふれ線より高い位置に一度立ち上げ、それから折返し立ち下げ、その器具排水管が他の排水管と合わさる直前の横走部へ接続するか、また床下を横走して通気立て管へ接続するものをいう。

ク 統合通気管

排水立て管内の圧力変化を防止または緩和するために排水立て管から分岐して立て上げ、通気立て管へ接続した逃がし通気管をいう。

上記のように、8種類に分類されるが、各個通気管、ループ通気管、伸頂通気管が主として用いられている排水および通気管各部の名称については、図-5参照のこと。

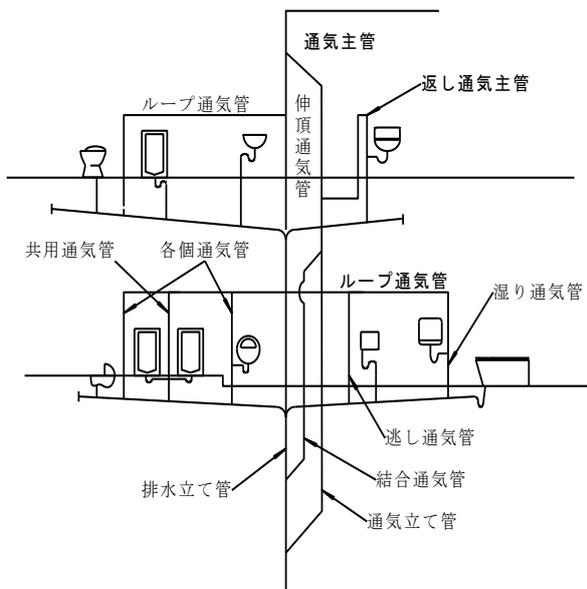
② 通気管の管径

- ア 各個通気の管径は，最小管径 30 mm とすること。ただし，排水槽に設ける通気管の管径は 50 mm 以上とすること。
- イ ループ通気管の管径は，排水横枝管と通気立て管とのうち，いずれか小さい方の管径の $1/2$ 以上であること。
- ウ 排水横枝管の逃し通気の管径は，それに接続される排水横枝管の管径の $1/2$ 以上であること。

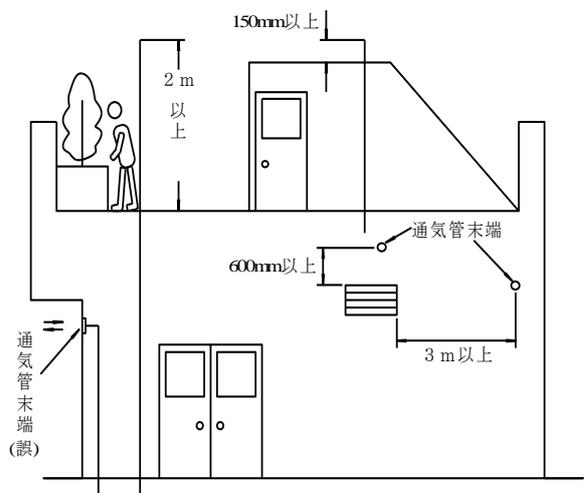
③ 通気管の末端の取扱い（図－6 参照）

- ア 屋根を貫通する場合は，屋根から 15 cm 以上立ち上げて，大気中に開口しなければならない。
- イ 屋根を庭園，運動場，物干し場などに使用する場合は，屋上を貫通する通気管は屋上から 2 m 以上立ち上げて，大気中に開口しなければならない。
- ウ 建物および隣接建物の出入口，窓，換気口などの附近にある場合は，それらの換気用開口部の上端から 60 cm 以上立ち上げて大気中に開口しなければならない。換気用開口部の上端から 60 cm 以上立ち上げられない場合は，換気開口部から水平に 3 m 以上離さなければならない。
- エ 寒冷地および積雪地の通気管の開口部は，凍結や積雪によって閉ざされないようにしなければならない。

図－5 各種通気管の種類



図－6 通気管末端の開口位置



(5) 間接排水 (図-7, 表-7 参照)

冷蔵庫などの器具が、知らない間に非衛生的な状態となって、衛生上危険なことがないようにするため、一般の排水系統へ直接排水することなく、一度大気中で縁を切り、それから一般排水系統へ接続している器具または水受け容器の中へ排水することをいい、間接排水を必要とする器具は下記のとおりである。

① サービス用機器

ア 冷蔵関係：冷蔵庫，冷凍庫，ショーケースなど食品冷蔵冷凍機器。

イ 厨房関係：皮むき機，洗米機，蒸し機，スチームテーブル，ソーダファンテン，製氷機，食器洗浄機，消毒器，カウンター流し，食品洗用流し，すすぎ用流しなどの厨房用機器。

ウ 洗濯関係：洗濯機，脱水機などの洗濯用機器。

エ 水飲み器：水飲み器，飲料用冷水器，給茶器。

② 医療，研究用機器

蒸留水装置，滅菌水装置，滅菌器，消毒器，洗浄装置などの医療・研究用機器。

③ 水泳用プール

プール自体の排水，周縁に設けられたオーバーフローからの逆洗水。

図-7 間接排水

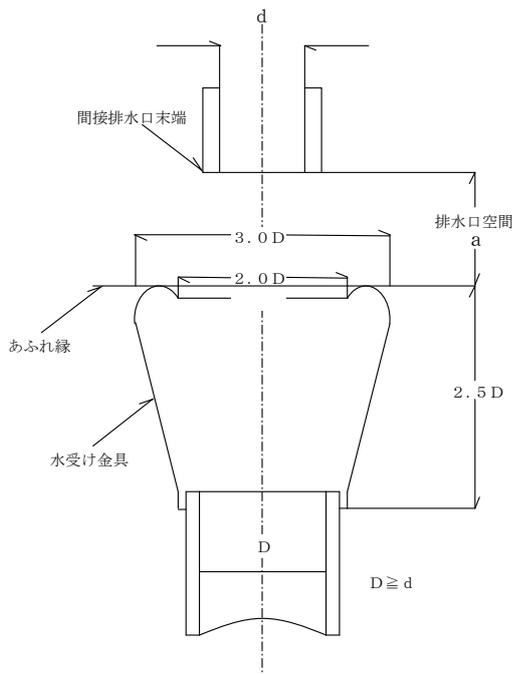


表-7 排水口空間

間接排水管の管径(mm)	排水口空間(mm)
25以下	最小 50
30~50	最小 100
65以上	最小 150

各種の飲料用貯水タンクなどの間接排水管の排水口空間は，上表にかかわらず最小150mmとする。

4. 柵

(1) 柵の設置個所

柵は、排水管等を取りまとめて下流管に導入流下させるとともに、排水管の維持管理が容易にできるように設けられ、汚水柵と雨水柵の2種類がある。

- ① 排水管の起点，終点，合流点，屈曲点
- ② 排水管の内径，勾配，管種が異なる箇所
- ③ 雨水管の始まる場所
- ④ 直線部においては，管の内径の120倍をこえない間隔で，次の表-8に示す範囲とする。

表-8 柵の管径別最大配置間隔

管 径 (mm)	100	125	150	200
最大間隔 (m)	1.2	1.5	1.8	2.4

(2) 柵の大きさと深さ

排水管の管径および取付管の数，埋設深さを考慮し維持管理に支障のない大きとし，柵の深さは径の1.5～2.0倍が適当である。(表-9)ただし，小口径塩化ビニール製柵を使用する場合にはこの限りではない。

表-9 柵の内径と深さの関係

内 径 (mm)	深 さ (mm)
300	450以上～ 600未満
400	600以上～ 900未満
500	900以上～1,200未満

(3) 柵の構造 (図-8～図-10)

① 蓋

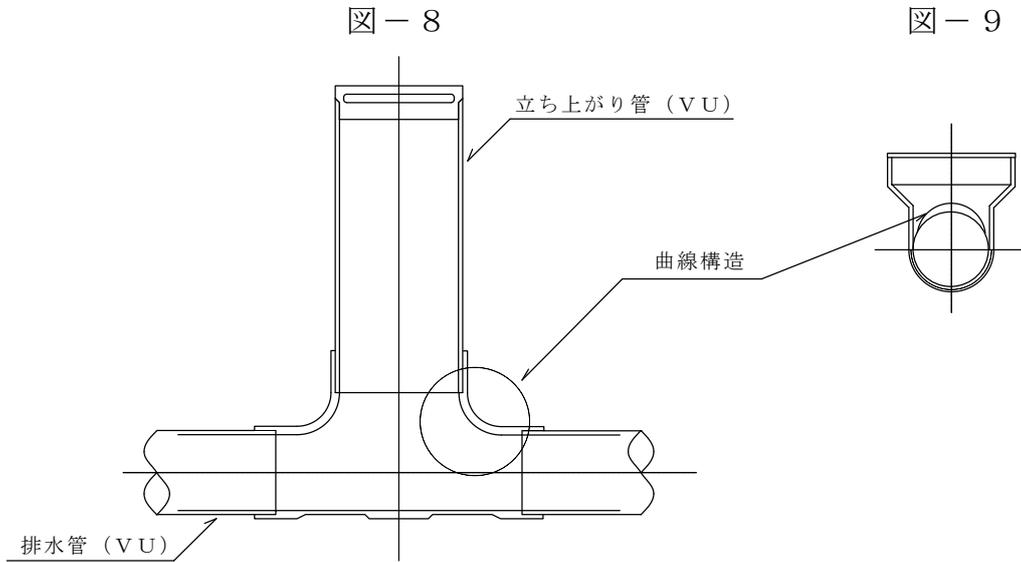
鉄筋コンクリート製，鋳鉄製またはFRPの密閉蓋とする。ただし雨水用の柵は有孔式とし，汚水用と雨水用を兼用する場合はトラパンを設置する。(屋根からの雨水のみの場合は有孔式としなくてもよい。)

- ② 側塊は遠心力コンクリート製および硬質塩化ビニール製の不透質で，堅固な構造とする。

③ 底部

ア 汚水枡（小口径枡）

- (ア) 本体の形状は円形とし、硬質塩化ビニール製（VU管）とすること。
- (イ) 本体底部インバートには、2/100の勾配が確保されていること。
- (ウ) 排水管と枡本体が、密着できるような構造であること。
- (エ) 管路部と、枡立ち上がり部の会合するコーナー部は、維持管理器具の使用が容易な曲線構造であること。



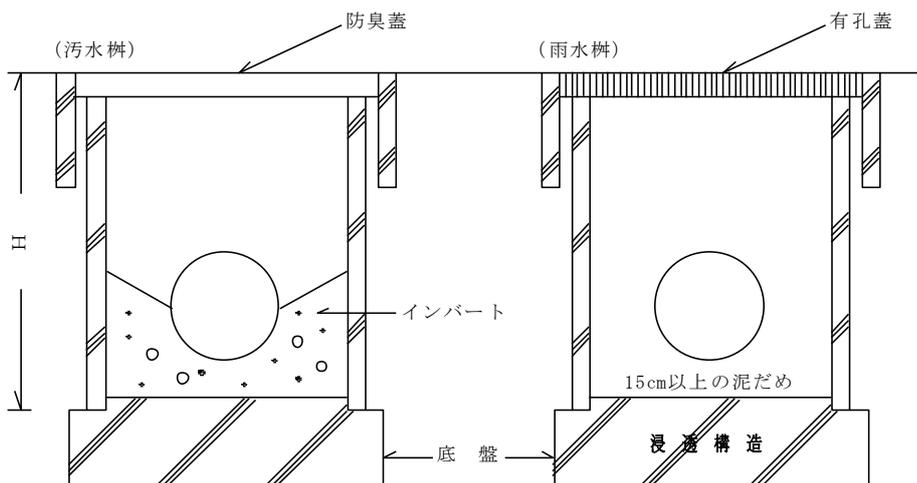
イ 汚水枡（鉄筋コンクリート製）

- (ア) 接続する排水管の内径に応じ、水の流れの損失をなくするために、インバートを設けること。
- (イ) インバート肩の表面は、溝の中心線に向かって傾斜をつけて平滑に塗り上げること。

ウ 雨水枡

雨水と一緒に流れ込む土砂を沈澱させる15cm以上の泥だめと、雨水を地下に浸透させる機能を有すること。

図-10 枡構造図



5. トラップ（防臭装置）

（1）トラップの要件

- ① 構造が簡単で排水管の材質と同程度のもので、器具に接続しやすいこと。
- ② 非吸水性、耐食性の材質で、流水内面が平滑であること。
- ③ トラップ自身の作用により、容易に内部が洗浄されること。
- ④ トラップの封水深は、50mm以上100mm以下とすること。
- ⑤ 検査掃除等が容易であること。

（2）トラップの種類（図－11）

① Pトラップ（1／2Sトラップ）

Pトラップは、Sトラップとともに洗面器、大便器等に広く使用される型である。Pトラップは、これに通気管を設ければ封水が安定し理想的な型である。

② Sトラップ

Sトラップは、きわめて自己サイホン現象を起こしやすい型であり、使用の際は注意が必要である。

③ Uトラップ（ランニング・トラップ）

Uトラップは、排水管の流速を阻害し、汚物などの停留を招くおそれがあるので、設置場所に注意を要する。

④ ドラムトラップ（胴トラップ、Dトラップ）

ドラムトラップは、流し類の排水用に用いられ、封水破壊のおそれの少ない特徴がある阻脂用として、ホテル、レストラン等の調理場などに用いられる。

⑤ ワントラップ（ベルトトラップ、床排水トラップ）

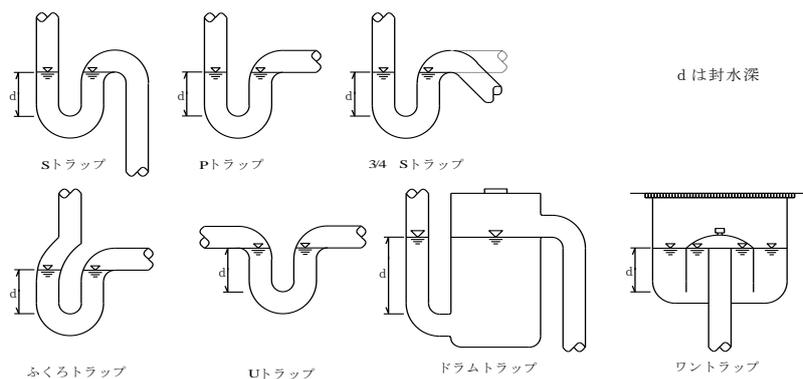
ワントラップは、床排水、流しなどによく使用される型であるが上部のワン金物の可動部を取れば、トラップの価値を失う構造である。

特に床の洗浄が少ない床トラップでは、水の補給を怠って封水を破られることがあり、使用する場合は注意を要する。

⑥ トラップ付柵

通気管が設置されていない場合は、すべて通気できる蓋を使用しなければならない。

図－11 トラップの例



(3) トラップの設置

トラップは、なるべく排水口に接近し、かつ管理上支障のない場所で、万一取替えあるいは修理の場合も容易な位置とし、できるだけ掃除口を設けること。

トラップは、器具各個ごとに（1器具1個）設けることを原則とするが、やむを得ず共用する場合は、器具数が3個以上とならぬよう、また排水管の長さが長くないような箇所に設けること。特に、寒冷地においては、封水の凍結防止に留意すること。

6. 材料および器具

使用材料および器具は、排水設備が半永久的に使用されることを前提に次の事項に留意すること。

- (1) 長期間の使用に耐えるように強度が十分あって、かつ水質、水温による劣化等の変化のないものを選定すること。
- (2) 清掃や補修等の維持管理が容易であること。
- (3) 設置する場所の環境（地中、水中、大気中等）に適応しているものを選択すること。
- (4) 材料および器具は、経済性、安全性、品質の安全性、互換性等を考慮し、次の規格品のものを使用すること。
 - ア J I S（日本工業規格）
 - イ J A S（日本農林規格）
 - ウ J W W A（日本水道協会規格）
 - エ J S W A S（日本下水道協会規格）
 - オ S H A S E - S（空気調和・衛生工学会規格）
 - カ A S（塩化ビニル管、継手協会規格）
 - キ W S P（日本水道鋼管協会規格）
 - ク M D J（排水鋼管継手工業会規格）
 - ケ J C D A（日本銅センター規格）なお、規格のないものについては、形状、材質、強度等が目的に十分対応できることを確認すること。

7. 施工

(1) 法令の遵守等

- ① 工事の施工にあたっては、当該取扱指針のほか下水道法、函館市下水道条例および同施行規程ならびに、関係法令を遵守し、適正な工事と事故防止に十分留意すること。
- ② 工事現場の安全管理（保安および建築物の補強）については、十分注意をすること。

- ③ 水洗便所の設置にあたっては、便所の使用できない時間があるため、設置者と打合せを行い工事工程を決めること。

(2) 地下埋設物等の措置

- ① 残管、土砂、じんかい等は、原則としてその日のうちに処分する。また、建物、電柱、煙突、支柱、樹木、境界標などの構造物および上水道管、電気・電話ケーブル、ガス等の地下埋設物には十分注意し、必要があれば関係機関の立会いを求め、適切な措置を施し障害の起こらないようにすること。
- ② やむを得ない事情のため、前項の建築物または地下埋設物を一時撤去、変更を要する場合は、復旧、変更の方法および費用の負担区分等をあらかじめ関係者と協議すること。

8. 土工

(1) 掘削・基礎工

- ① 掘削は、必要に応じて相応の山囲、家屋防護、締切り等を施し、やり方に従って所定の深さまで掘り下げ、底面は不陸のないように施工すること。万一、掘り過ぎた場合は、良質土（砂利交り土、良質火山灰など）ランマー等で、つき固めながら所定の深さに仕上げなければならない。
- ② 掘削敷幅は、おおむね次に示す範囲以上とすること。
- | | | |
|-----|------------------|-------|
| 排水管 | φ 75 mm～φ 150 mm | 40 cm |
| 柵 類 | 躯体の外縁から | 20 cm |
- ③ 地盤が軟弱な場合は、砂、切込砂利の置換え等必要な基礎工事を施さなければならない。
- ④ 湧水のある場合は、適切な水替を行い、基礎地盤を乱さないようにすること。なお、地盤が軟弱化した場合には、③に準じ施工しなければならない。

(2) 埋戻し復旧工

- ① 埋戻しは、一層の仕上り厚を30 cm以下を基本とし埋戻すこと。また、良質土砂を用い排水管等の目地ぎれを生じないように防護を施し、つき固めを行うこと。
- ② 残土は、設置者の希望を聞いて、速やかに処理すること。
- ③ 敷石ブロック、アスファルト舗装および砂利敷などが施されている箇所は原形に復旧し、特に境界標等については、関係者の立会いを求め、引き渡し後、苦情のないようにすること。

(3) 建設廃棄物

工事に伴って生ずる廃棄物は、「廃棄物の処理および清掃に関する法律」に基づいて適正に処理し、不法に投棄しないこと。

9. 管布設工

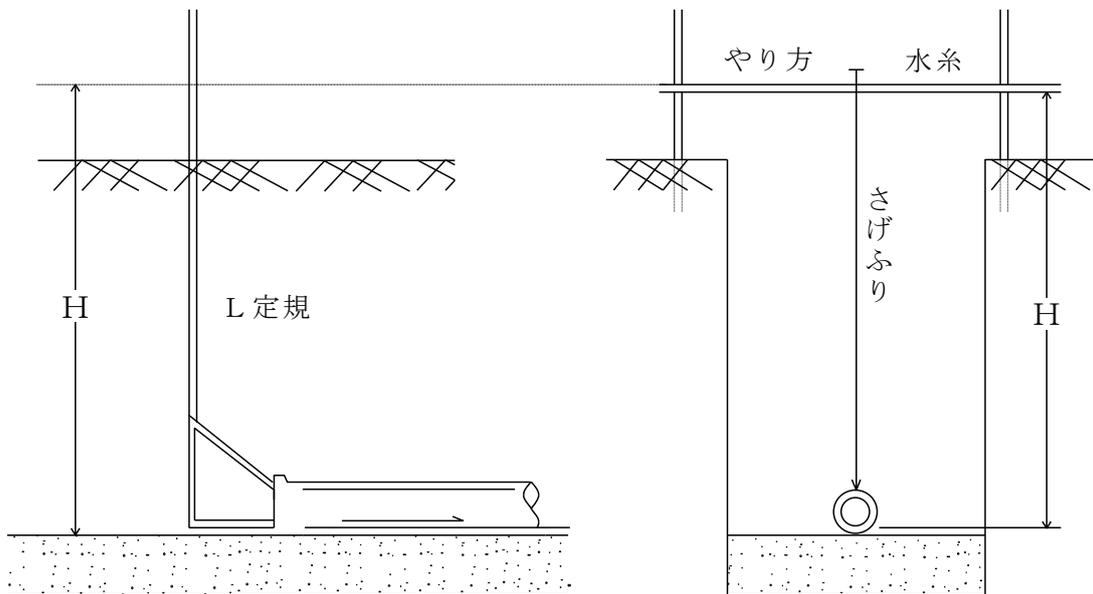
(1) やり方

排水管の布設は、必ずやり方(図-12)を設けて施工すること。

なお、管は、布設前1本毎に点検し、亀裂、ひづみ、ゆがみなどのないものを使用し、管内には、施工後土砂やモルタルなどの雑物が残らないように、その都度確認して布設すること。

また、管の布設にあたっては、下流側から上流側に向かって施工し、規定の管勾配に管底面を一致させること。

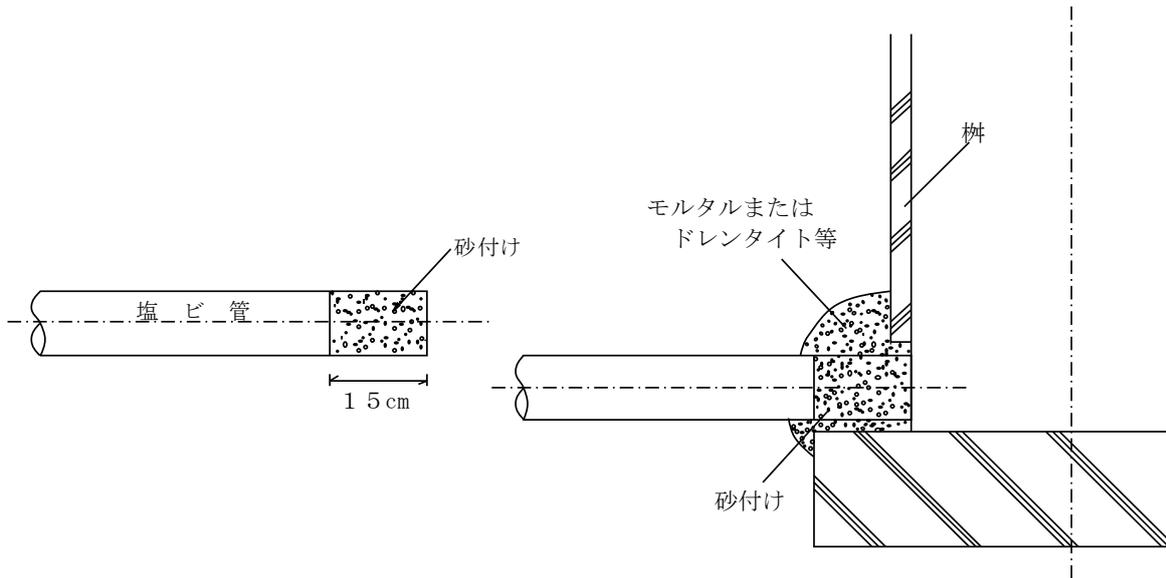
図-12 やり方図



(2) 硬質塩化ビニール管布設工

- ① 管の切断は、管軸に直角にけがき線を記入し、なるべく目の細かい鋸で切断し、やすり等ででばりを取り除き平らに仕上げること。
- ② 接着剤は、管径、季節、現場状況により速乾性、遅乾性の使い分けが必要である。
- ③ 砂付け加工に使用する接着剤は、速乾性とすること。
- ④ 接着剤は、ソケットおよび管の接着面の油分、水分、土砂などを乾いたウエスできれいに拭きとり、受口、差口両方に必要量をハケ等で均一に塗り付けること。
- ⑤ 接着剤塗布後は、素早く差口を受口に差し込み、そのまましばらく保持すること。なお、差し込みは、管をたたき込むようなことはしてはならない。
- ⑥ マンホール、柵などコンクリート部分と接合する場合(図-13)は、必ず管の表面に管端から15cmの範囲に砂付け加工を行い、十分乾燥させてから接続すること。

図一 1 3 砂付け加工詳細図

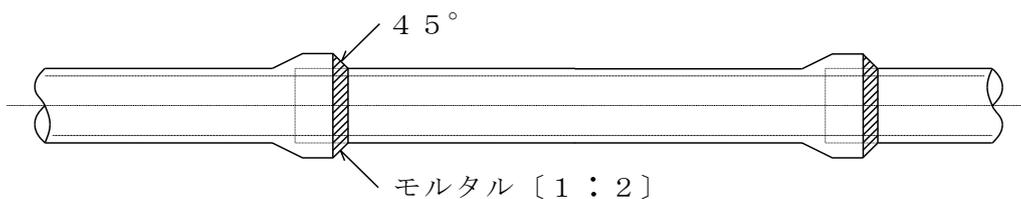


- ⑦ 差し込み後，受口端からはみ出した接着剤は完全に拭きとること。
- ⑧ 接合直後，管の上に乗るなどして接着部に無理な荷重を加えないこと。
- ⑨ 管の浮上及び破損事故などを防止するため，接合した管はその日のうちに埋戻すこと。

(3) 遠心力鉄筋コンクリート管布設工

- ① 管を切断および穿孔する場合は，管に大きな衝撃を与えてはならない。また，管に亀裂を生じた場合は，その管を使用しないこと。
- ② 管の接合においては，硬めのモルタルで管のソケット，内面，下側にモルタルを敷き管底に合わせて，差し据付け，勾配，方向等を確認して目地を入念に施工すること。
- ③ 管の継手は，配合 1 : 2 の硬めのモルタルを使用すること。また，ソケット端部から 45° 程度の角度に余盛をすること。

図一 1 4 管継手詳細図



(4) 排水管の土かぶり

排水管の土かぶりは、凍結深さを考慮し原則として30 cm以上とすること。ただし、条件により防護その他の措置を行うこと。

凍結深さの算定の一例

$$Z = C \sqrt{F}$$

Z 凍結深さ (cm)

C 定数

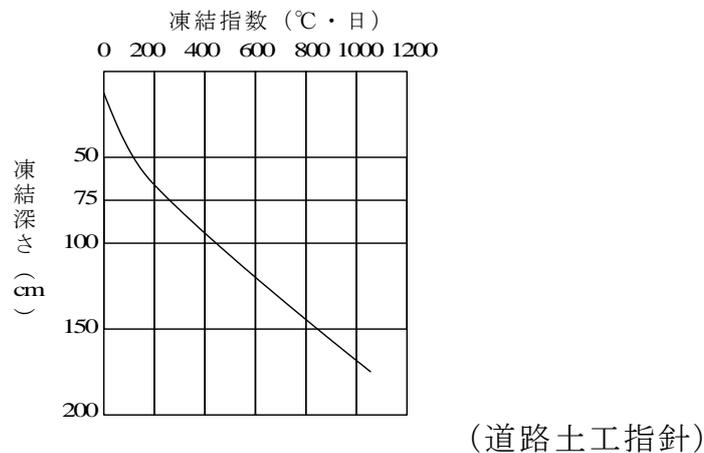
F 凍結指数

Cは土の熱的定数、含水比、乾燥密度、凍結前後の地表温度によって定まり、凍結指数にも影響される。

Fは気温と継続日数の積で表される値であり、この値は、過去10年間の最大凍結指数として道路土工指針（日本道路協会）などに掲げられているのでそれを参照すること。

砂利や砂などのように、凍上を起しにくい均一な粒状材料からなる地盤の凍結深さと凍結指数との例を表-10に示す。また、凍結深さと土かぶりの例を表-11に示す。

表-10 凍結深さと凍結指数との関係の例



注 曲線は凍上を起しにくい粗粒材料の場合

表-11 凍結深さと最小土かぶり（北海道の例）

地区	凍結深さ (cm)	土かぶり (cm)
道央	60 ~ 80	30 ~ 80
道南	20 ~ 60	30 ~ 55
道北	50 ~ 90	40 ~ 70
道東	50 ~ 120	50 ~ 80

(5) 防護工

- ① 家屋基礎コンクリートやその他の構造物に排水管を貫通する場合は、管壁と構造物との間には多少の間隔を設け（防水その他密閉する必要のある場合を除く）パテ詰め等で凍上などの際に、管が移動可能な状態としておくこと。
- ② 地下埋設物（電気・電話ケーブル・上下水道管・ガス管等）と並行または交差する場合は、その地下埋設物の管理者と協議の上、適切な防護措置を施すこと。
- ③ 屋外の露出配管は、原則的に行ってはならない。やむを得ず露出配管とする場合は、適切な保温を施すこと。
- ④ 屋内配管で管を支持または固定する場合は、つり金物または防振ゴムを用いる等、地震その他の振動や衝撃を緩和するための措置を講ずること。

10. 柵設置工

(1) 基礎工

柵は、沈下のないよう土質に応じて、砂、砂利などで基礎を固めること。

(2) 穴あけ工

鉄筋コンクリート製柵を穿孔する場合は、タガネ、小ハンマーをもって小叩きし、大きな衝撃を与えないこと。

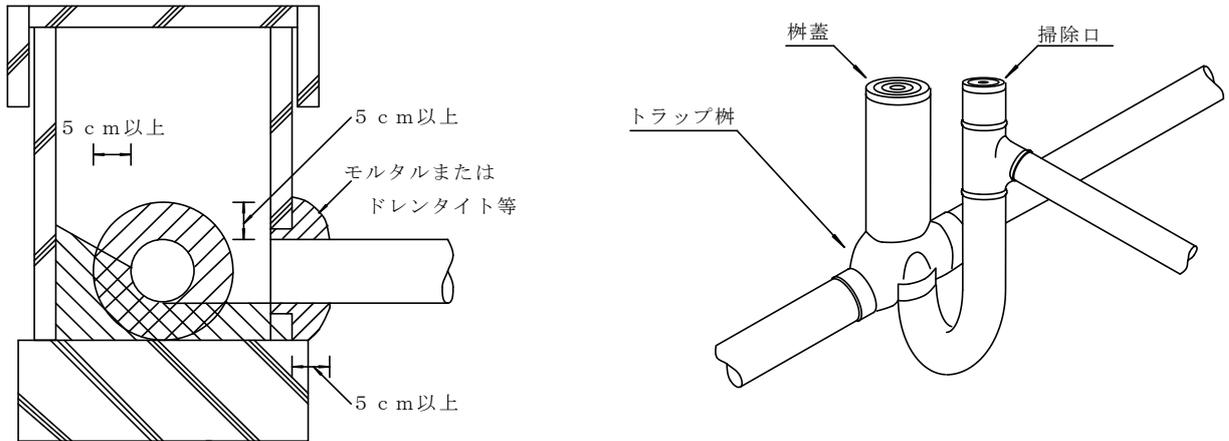
(3) 設置工

- ① 鉄筋コンクリート製柵は、傾きのないよう天端を地表面に合わせて据付け、躯体を底版に据付けるとき、また、重ね柵を行う場合は、その接触面にモルタル1 cm以上敷均し密着させること。
- ② 硬質塩化ビニール製柵は、インバート部分にあらかじめ勾配がついているので、柵天端を水平器で水平となるよう確認し、柵の立ち上がり部および管口部は、塩ビ管を規定の挿入長さまで塩ビ用接着剤を塗布し、素早く挿入接合すること。

(4) 管口仕上

鉄筋コンクリート製柵に集まる管口は、柵の内壁面で切りそろえてモルタルで充填し、外側の取付部分は5 cm程度の厚さで巻きこむこと。

図一 1 5 柵据付詳細図



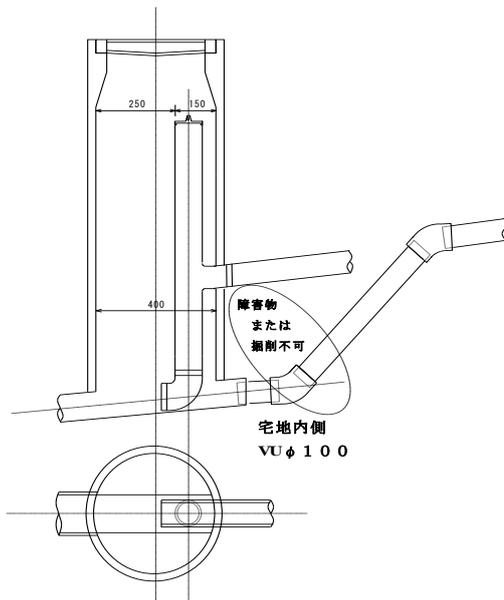
(5) 公共柵への接続

- ① 基本は管底接続とし、接続箇所には落差が生じる場合は、1 m 手前から下げて管底接続とすること。
- ② 障害物または掘削不可により中間接続する場合は、事前に管理者と協議をすること。
- ③ 工事途中で管底接続ができなくなる場合、指定業者は管理者に連絡し確認を受けること。
- ④ コンクリート柵、塩ビ柵の接続箇所については、漏水、陥没等が起こらないよう十分注意すること。

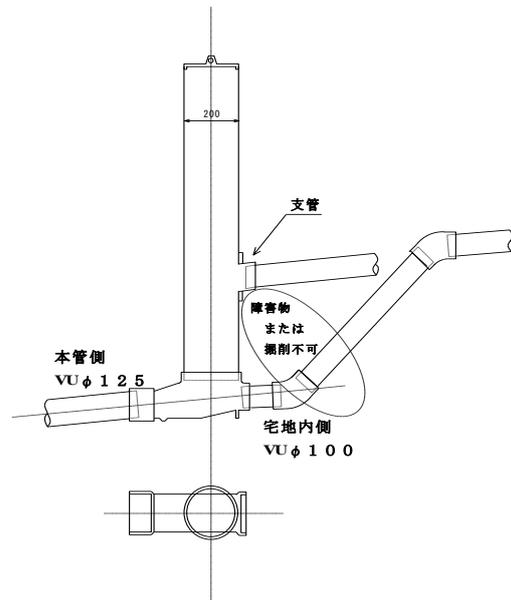
(6) 公共柵に管底接続できない場合

- ① コンクリート柵に中間接続する場合は、インバートに汚物が堆積しないように、柵の中に掃除口付の副管形態の配管をして、インバートに添って流出できる構造とすること。
- ② 塩ビ柵に中間接続する場合は、コンクリート柵より汚物が堆積しない構造となっているため、支管により接続すること。

図一 1 6 公共柵φ 400 の場合の接続方法
(コンクリート柵)



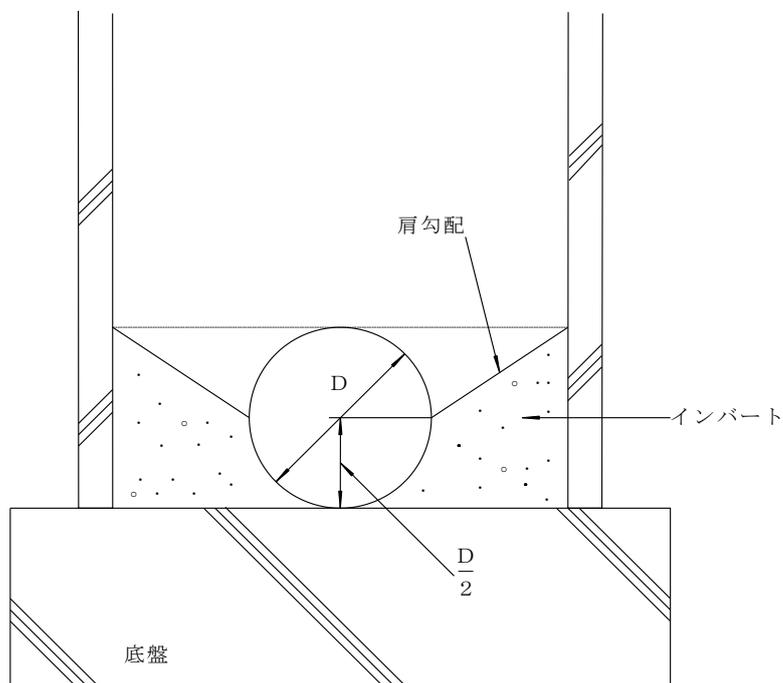
図一 1 7 公共柵φ 200 の場合の接続方法
(塩ビ柵)



(7) インバート工

- ① インバートは、配合（1：2：4）のコンクリート，または配合（1：2）の硬練りモルタルで，深さは主力向管の半径と同じ高さとする。なお肩は水切りをよくするため，柵の内壁に向かって，傾斜をつけて仕上げること。

図－18 インバート詳細図



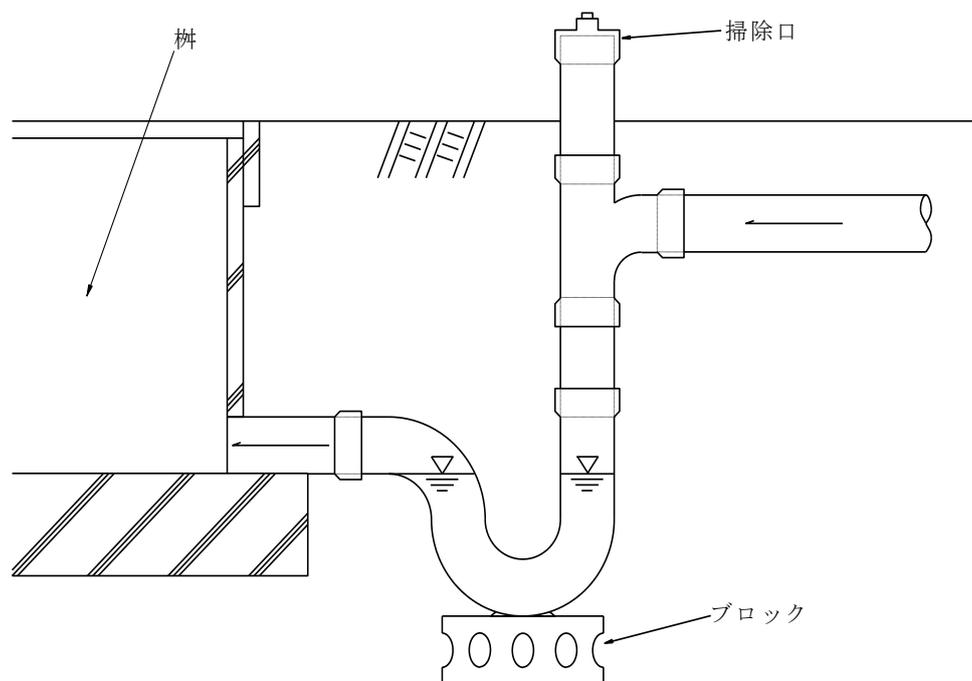
- ② 排水管の管径が変化する場合，または2本の管が合流するときは，原則として，管頂接合とし，インバートはそれぞれの管底をすりつけること。

11. トラップ設置工

(1) 設置工

- ① トラップは，万一取替え，あるいは修理のとき，支障のないよう管理上容易な位置としなければならない。
- ② トラップの取付けにあたっては，接着剤等により漏水のないよう密着させなければならない。また，トラップの支持は，水平にして傾きのないよう据付けるとともに，地盤の沈下などにより排水管との間に，すき間が生じないように，レンガ，およびブロック等で固定しなければならない。
- ③ 凍結のおそれのあるトラップについては，保温すること。

図－１９ トラップ設置図（例）



12. 水洗便所設置工

(1) 保温等の措置

- ① 水洗便所の設置については、建物、便槽の位置および構造などを十分調査したのち、便器、洗浄装置、給水装置等の特質を設置者に知らせること。

なお、暖房、加温については、必要に応じて考慮すること。

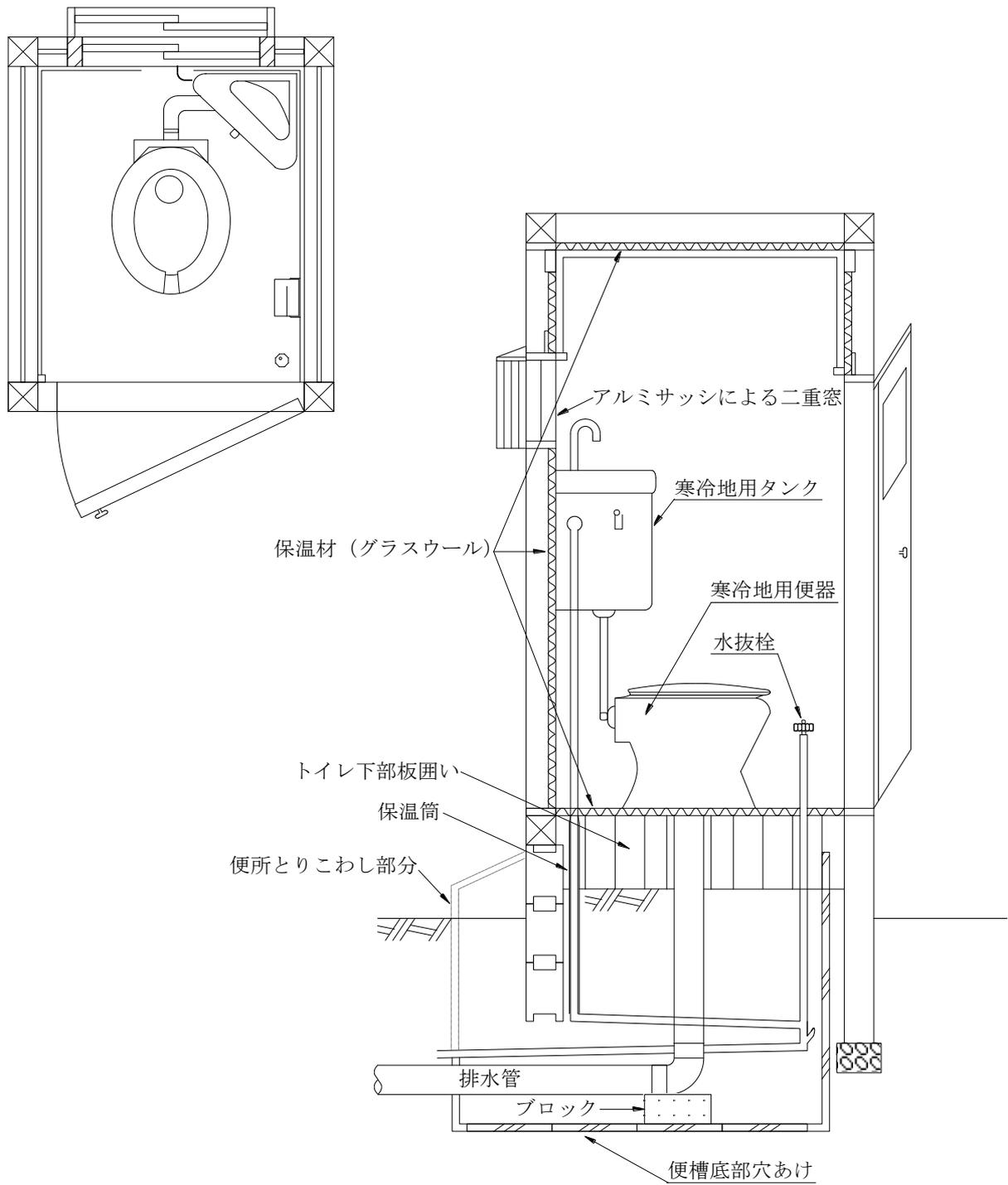
- ② 水洗便所の設置にあつたては、屋内、床下（ピット部分含む）部分に保温材を施すなど、防寒構造としなければならない。
- ③ トラップ保温のための埋め戻しは、砂で行い、ピット式については、トラップ上端部までとし、その他については、凍結を考慮した深さとすること。

(2) 便槽の解体

- ① 便槽は、汲取後よく水洗いをし、入念に消毒をすること。
- ② 便槽の解体は、便槽内に入りこんだ水や、水抜栓による水を排除できるよう前面壁および底部をこわさなければならない。ただし、ピット式については底部のみとすること。（便槽をピットとして再利用する場合には、維持管理上、支障のない広さとすること。）
- ③ 建物の基礎補修は原則として原形復旧とすること。

図一 20 水洗便所改造標準図

寒冷地用腰掛便器（洋風便器）



13. 付帯設備

(1) 油水分離装置

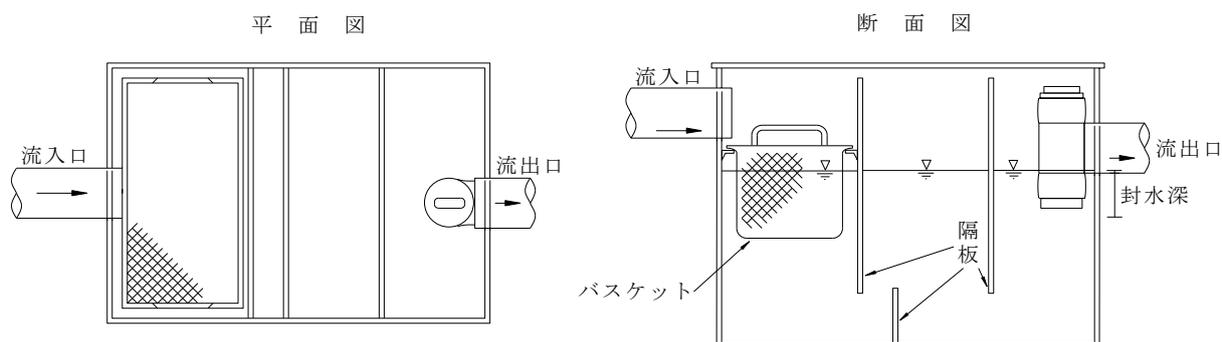
① グリース阻集器 (図-21 参照)

ア 営業用調理場等からの汚水中に含まれている油脂類を阻集器の中で冷却し、凝固させて除去し、排水管中に流入して管を詰まらせるのを防止する。器内には隔板をさまざまな位置に設けて、流入してくる汚水中の油脂の分離効果を高めている。

イ 構造は、汚水を一旦槽内に導入し、油と水の比重の差によって分離し、上槽に浮き上がった油脂類を取り除き、下槽の油脂類を含まない汚水のみを下水道に排出するよう工夫されている。

ウ この種のもは、グリーストラップともいう。

図-21 グリース阻集器の例



② オイル阻集器 (図-22 参照)

ア 給油場等次に示すガソリン、油類の流出する箇所に設け、ガソリン、油類を阻集器の水面に浮かべて除去し、それらが排水管中に流入して悪臭や爆発事故の発生を防止する。オイル阻集器に設ける通気管は、他の通気管と兼用にせず独立のものとする。

(ア) ガソリン供給所、給油場

(イ) ガソリンを貯蔵しているガレージ

(ウ) 可燃性溶剤、揮発性の液体を製造または使用する工場、事業場

(エ) その他自動車整備工場等機械油の流出する事業場

イ オイル阻集器は、サンド阻集器をかねる場合がある。

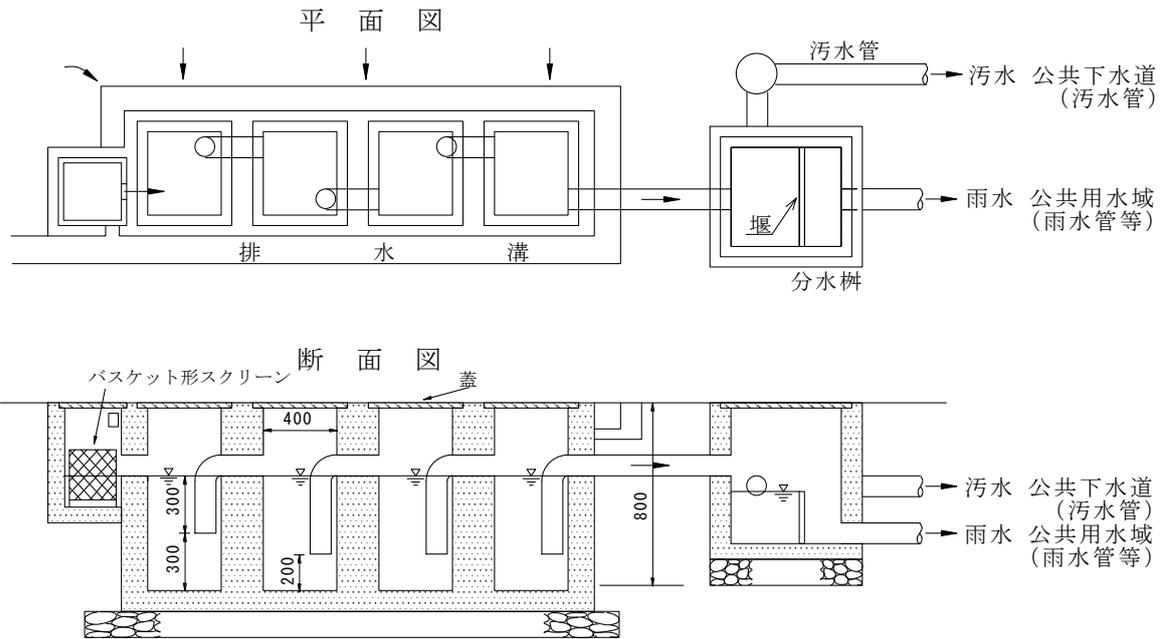
ウ 第1槽の封水深を300mmとしたのは、第1槽目は土砂がたまりやすいので泥だめ深さを大きくしたためである。

エ ガソリンスタンド等で、雨水が混入してオイル阻集器に流入する場合は、雨水を公共用水域に排除するため、分水柵を設置しなければならない。

ただし、分水柵を設置する区域は、分流式処理区域とする。

オ この種のもは、オイルトラップともいう。

図－２２ オイル阻集器の例



(2) サンド阻集器 (図－２３参照)

排水中に泥、砂などを多量に含むときは、サンド阻集器を設けて泥、砂を阻止すること。底部の泥だめ深さは、150mm以上とすること。

(3) ヘア阻集器 (図－２４参照)

理髪店、美容院の洗髪器に取付けて、毛髪が排水中に流入するのを阻止すること。また、プールや公衆浴場には、大型のヘア阻集器を設けること。

(4) ランドリー阻集器 (図－２５参照)

営業用洗濯場等からの汚水中に含まれている糸くず、布くず、ボタン等を有効に分離する。阻集器の中には、取外し可能なバスケット形スクリーンを設けること。

(5) プラスタ阻集器 (図－２６参照)

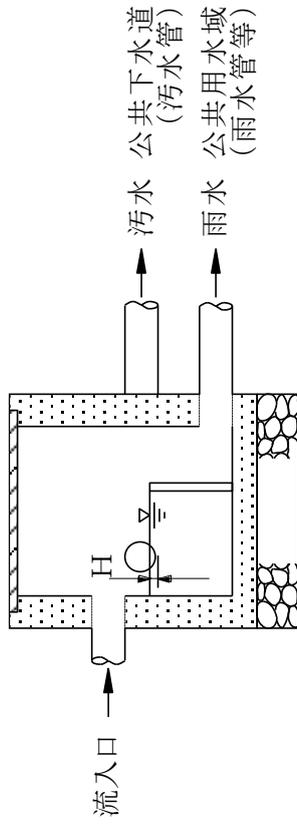
外科ギブス室や歯科技工室等からの汚水中に含まれるプラスタ、貴金属等の不溶性物質を分離する。プラスタは、排水管中に流入すると、管壁に付着凝固して容易に取れなくなる。

(6) 阻集器の維持管理

阻集器に蓄積したグリース、可燃性廃液などの浮遊物、土砂、その他沈澱物は、定期的 (通常1週間に1回程度) に除去しなければならない。

阻集器から除去したごみ、汚泥、廃油等の処分は「廃棄物の処理および清掃に関する法律」に基づいて適正に処分すること。

表-12 分水柵堰高流量表 (例)



φ 100 (WU) 近似内径 107mm

流量 $Q = A \times V$ n : 粗度係数 = 0.010

勾配 堰高(H) mm	1%			1.5%			2%			径深(R) m	潤辺 m	面積 m ²
	流量 m ³ /h	流量(Q) m ³ /sec	流速(V) m/sec	流量 m ³ /h	流量(Q) m ³ /sec	流速(V) m/sec	流量 m ³ /h	流量(Q) m ³ /sec	流速(V) m/sec			
2	0.017	0.000005	0.120	0.021	0.000006	0.148	0.024	0.000007	0.170	0.00132	0.02935	0.00004
5	0.120	0.000033	0.220	0.147	0.000041	0.269	0.170	0.000047	0.311	0.00326	0.04663	0.00015
8	0.327	0.000091	0.298	0.401	0.000111	0.365	0.463	0.000129	0.422	0.00515	0.05927	0.00030
10	0.524	0.000146	0.344	0.642	0.000178	0.421	0.741	0.000206	0.486	0.00637	0.06649	0.00042
15	1.224	0.000340	0.443	1.499	0.000416	0.543	1.730	0.000481	0.627	0.00934	0.08213	0.00077
20	2.210	0.000614	0.528	2.707	0.000752	0.647	3.125	0.000868	0.747	0.01214	0.09568	0.00116
25	3.467	0.000963	0.603	4.246	0.001179	0.738	4.903	0.001362	0.852	0.01480	0.10796	0.00160
30	4.971	0.001381	0.669	6.088	0.001691	0.819	7.030	0.001953	0.946	0.01729	0.11942	0.00206
35	6.696	0.001860	0.728	8.201	0.002278	0.891	9.470	0.002630	1.029	0.01962	0.13030	0.00256
40	8.612	0.002392	0.780	10.548	0.002930	0.955	12.180	0.003383	1.103	0.02179	0.14078	0.00307
45	10.687	0.002969	0.827	13.089	0.003636	1.013	15.114	0.004198	1.169	0.02378	0.15100	0.00359
50	12.885	0.003579	0.868	15.781	0.004384	1.064	18.223	0.005062	1.228	0.02559	0.16107	0.00412
53	14.248	0.003958	0.891	17.450	0.004847	1.091	20.149	0.005597	1.260	0.02659	0.16708	0.00444
満管	28.954	0.008043	0.894	35.461	0.009850	1.095	40.947	0.011374	1.265	0.02675	0.33615	0.00899

図-23 サンド阻集器の例

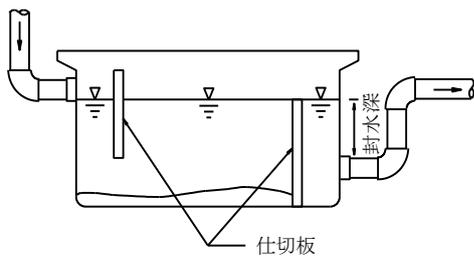


図-24 ヘア阻集器の例

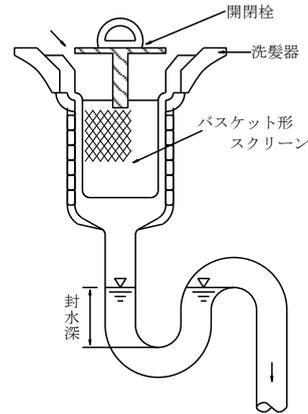


図-25 ランドリー阻集器の例

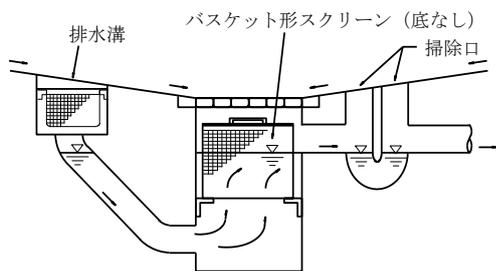
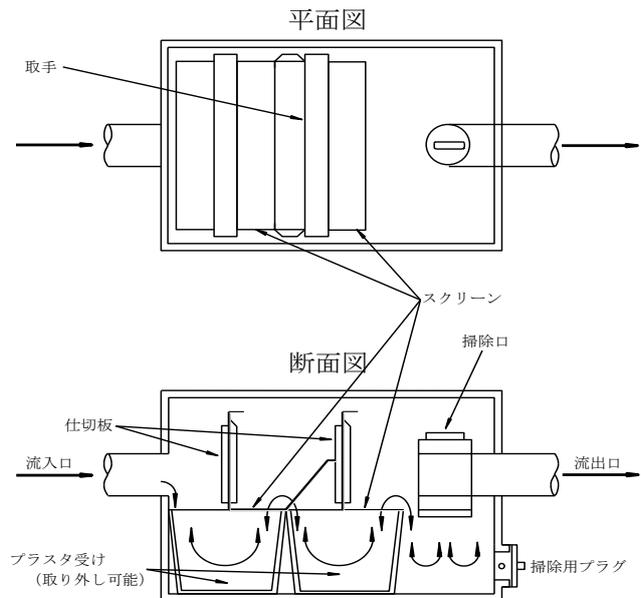


図-26 プラスタ阻集器の例



(7) 排水槽

地階の排水または低位の排水が、自然流下によって直接公共下水道に排出できない場合は、排水槽を設置して排水を一時貯留し、排水ポンプでくみ上げて排出する。なお、この場合は、臭気の発散により生活環境の保全上支障が生じないようにするための措置が講ぜられていること。

① 排水槽の種類

排水槽は流入する排水の種類によって次のように区分する。

ア 汚水槽

水洗便所のし尿等の汚水排水系統に設ける排水槽である。

イ 雑排水槽

ちゅう房その他の施設から排除されるし尿を含まない排水を貯留するための排水槽である。

- ウ 合併槽
汚水および雑排水を合わせて貯留するための排水槽である。
- エ 湧水槽
地下階の浸透水を貯留するために設けられる排水槽である。
- オ 排水調整槽
排水槽のうち、排水量の時間的調整を行うために設けられる槽である。

② 排水槽設置上の留意点

排水槽の設置にあたっては、次の点に留意すること。

- ア 排水槽は低位排水系統の排水を対象とし、自然流下が可能な一般の排水系統とは別系統で排水すること。（図-28参照）
- イ 排水槽はその規模等にもよるが汚水、雑排水、湧水はおのおの分離すること。
- ウ ポンプによる排水は、原則として自然流下の排水系統（屋外排水設備）に排出し、公共下水道の能力に応じた排水量となるよう十分注意すること。
- エ 通気管は、他の排水系統の通気管と接続せず、単独で大気中に開口し、その開口箇所等は臭気等に対して衛生上、環境上十分考慮をすること。
- オ 通気のための装置以外の部分から臭気が漏れない構造とすること。
- カ 排水ポンプは、排水の性状に対応したものを使用し、異物による詰まりが生じないようにすること。また、故障に備えて複数台を設置し、通常は交互に運転できるように排水量の急増時には同時運転が可能な設備とすること。
- キ 槽内部の保守点検用マンホール（内径60cm以上）を2箇所以上設けること。
- ク ちゅう房より排水槽に流入する排水系統には、ちゅうかいを捕集する柵、グリース阻集器を設けること。
- ケ 機械設備などからの油類の流入する排水系統には、オイル阻集器を設けること。
- コ 排水ポンプの運転間隔は水位計とタイマーの併用により、1時間程度に設定すること。また、満水警報装置を設けること。
- サ 排水槽の有効容量は、時間当たり最大排水量以下とし、槽の実深さは計画貯水深さの1.5～2.0倍程度が望ましい。
- シ 十分に支持力のある床または地盤上に設置し、維持管理しやすい位置とすること。
- ス 内部は容易に清掃できる構造で、水密性、防食等を考慮した構造とすること。
- セ 底部に吸込みピットを設け、ピットに向かって1/15以上、1/10以下の勾配をつけること。排水ポンプの停止水位は、吸込みピット

の上端以下とし、排水や汚物ができるだけ排出できるように設定し、タイマーを併用しない場合には、始動水位はできるだけ低く設定すること。

ソ ポンプの吸込み部の周囲および下部に残留汚水の減量のため10 cmから20 cm程度の間隔をもたせて、吸込みピットの大きさを定めること。

タ ポンプ施設には逆流防止機能を備えること。

チ 排水の流入管は、汚物飛散防止のため吸込みピットに直接流入するように設けること。

③ 排水槽の維持管理

ア 排水槽を含め排水ポンプ、排水管、通気管等について、定期的に清掃、機械の点検を行い、常に清潔良好な状態に保つようにすること（少なくとも年3回以上）。また、排水槽へ流入する排水系統の阻集器の維持管理は頻繁に行うこと。

イ 排水槽の正常な機能を阻害するようなものを流入させてはならない。

ウ 予備ポンプは普段の点検、補修を十分に行い機能の確認を行うこと。

エ 清掃時等に発生する汚泥は、廃棄物の処理および清掃に関する法律に基づいて適正に処分し、公共下水道等に投棄してはならない。

オ 排水槽に関する図面（配管図、構造図等）を整理し、排水槽等の保守点検に努めること。

カ 点検および清掃作業を行う場合は、ガス検知器具により硫化水素濃度等を測定し、常に安全を確認すること。また、十分換気を行い、作業終了後、槽内に作業員がいないことを確認するまで換気を継続すること。

図－27 排水槽の例

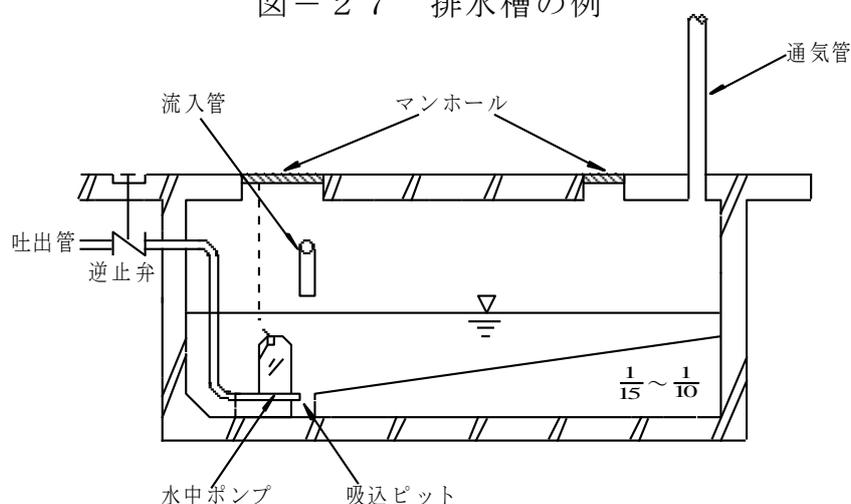
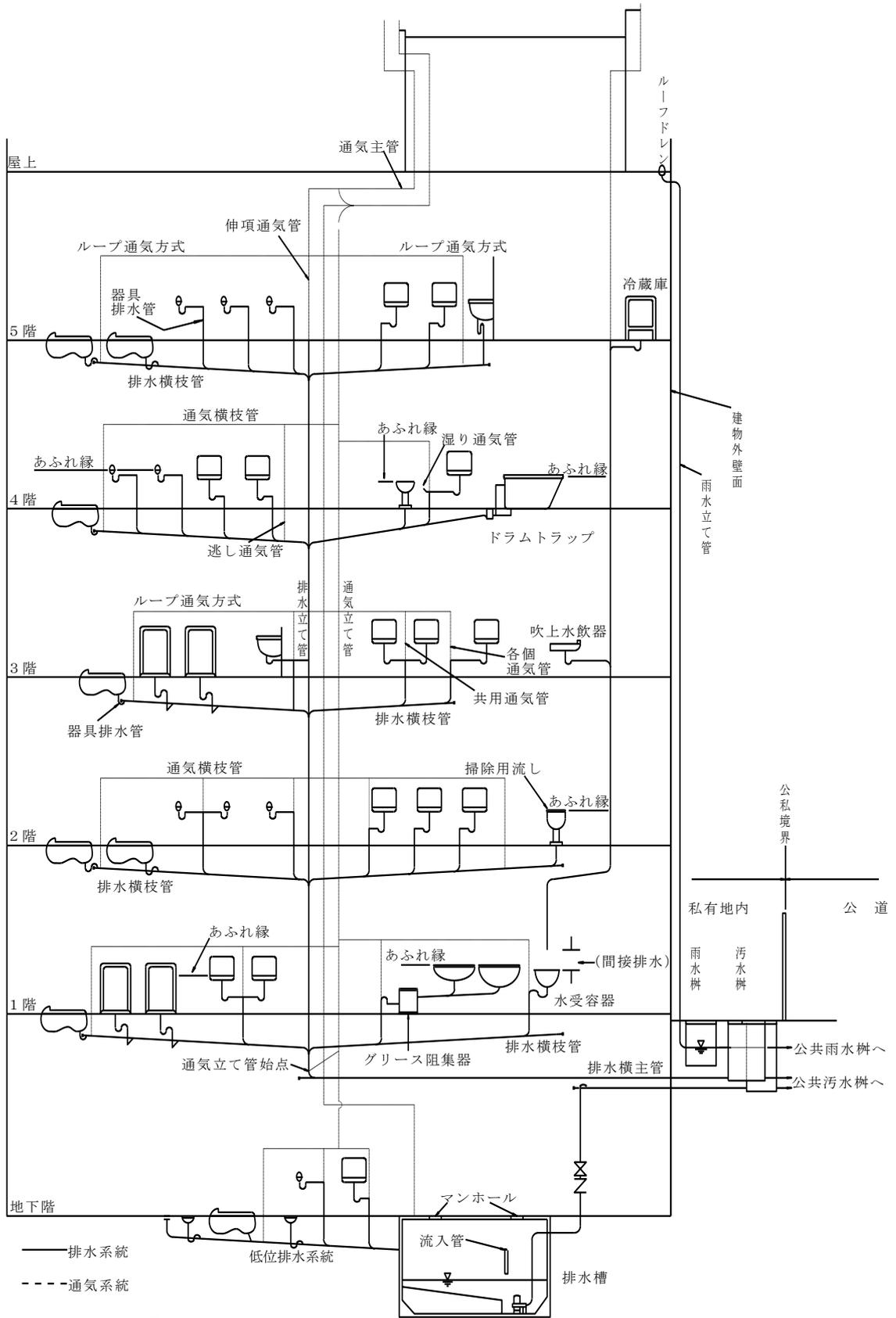


図-28 排水設備の例（分流式・高層建物）



【取扱十五】

第 3 部

排水設備工事手続等の取扱い

第3部 排水設備工事手続等の取扱い

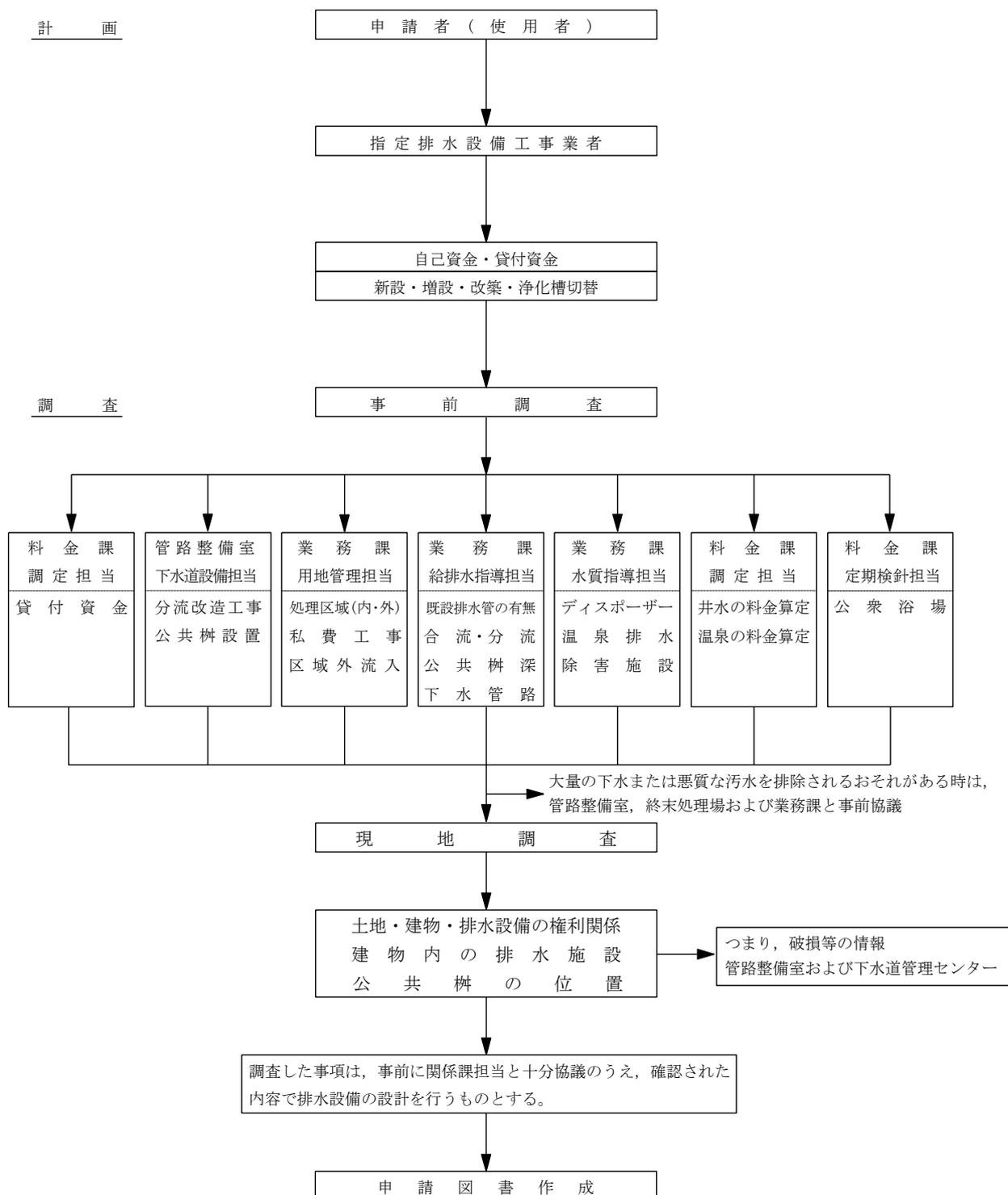
1. 手続業務のフロー	6 2
(1) 排水設備工事の計画・調査に係る基本フロー	6 2
(2) 排水設備工事の業務処理基本フロー	6 3
2. 排水設備工事の申請手続	6 4
(1) 排水設備工事の申請	6 4
(2) 申請に必要な図書	6 4
① 自己資金工事の場合	6 4
② 貸付資金工事の場合	6 4
(3) 申請書類の作成	6 4
① 排水設備計画確認申請書	6 4
② 排水設備工事材料表（自己資金工事）	6 4
③ 排水設備工事設計書（貸付資金工事）	6 5
④ 工事図面（平面図および立体図）	6 5
⑤ 貸付申請書	6 5
⑥ 床下集合配管システムの申請手続	6 5
⑦ 貸ビル等の排水設備の申請	6 5
(4) 排水設備計画確認通知書による通知	6 6
(5) 工事の取り止めについて	6 6
3. 排水設備工事の完成書類の手続	6 6
(1) 完成書類の提出	6 6
(2) 完成届提出に必要な図書	6 6
① 自己資金工事の場合	6 6
② 貸付資金工事の場合	6 6
(3) 完成書類の作成	6 6
① 排水設備工事完成届書	6 6

② 公共下水道使用開始届書	6 7
③ 排水設備工事材料表（自己資金工事）	6 7
④ 排水設備工事設計書（貸付資金工事）	6 7
⑤ 工事図面（平面図および立体図）	6 7
⑥ 排水設備工事検査表	6 7
⑦ 床下集合配管システム（排水ヘッダー）チェック表	6 7
⑧ 水洗便所改造工事写真	6 7
⑨ 委任状	6 8
⑩ 借用書	6 8
⑪ 印鑑登録証明書（申請人，保証人）	6 8
4. 完成検査	6 8
(1) 現場完成検査	6 8
(2) 現場完成検査の主な項目	6 8
5. 分流改造工事の取扱い	7 0
6. 公設柵設置の取扱い	7 2
7. 温泉排水設備工事の取扱い	7 3
8. 下水道処理区域外からの公共下水道施設の使用に関する取扱い	7 4
9. 管理者以外の者が行う公共下水道工事の取扱い	7 5
1 0. 公共下水道施設の一時的な使用許可に関する取扱い	7 8
1 1. 融雪下水の取扱い	7 8 - 1
1 2. 靴洗い場排水の取扱い	7 9
1 3. 排水設備工事しゅん工図書等の閲覧の取扱い	7 9 - 1

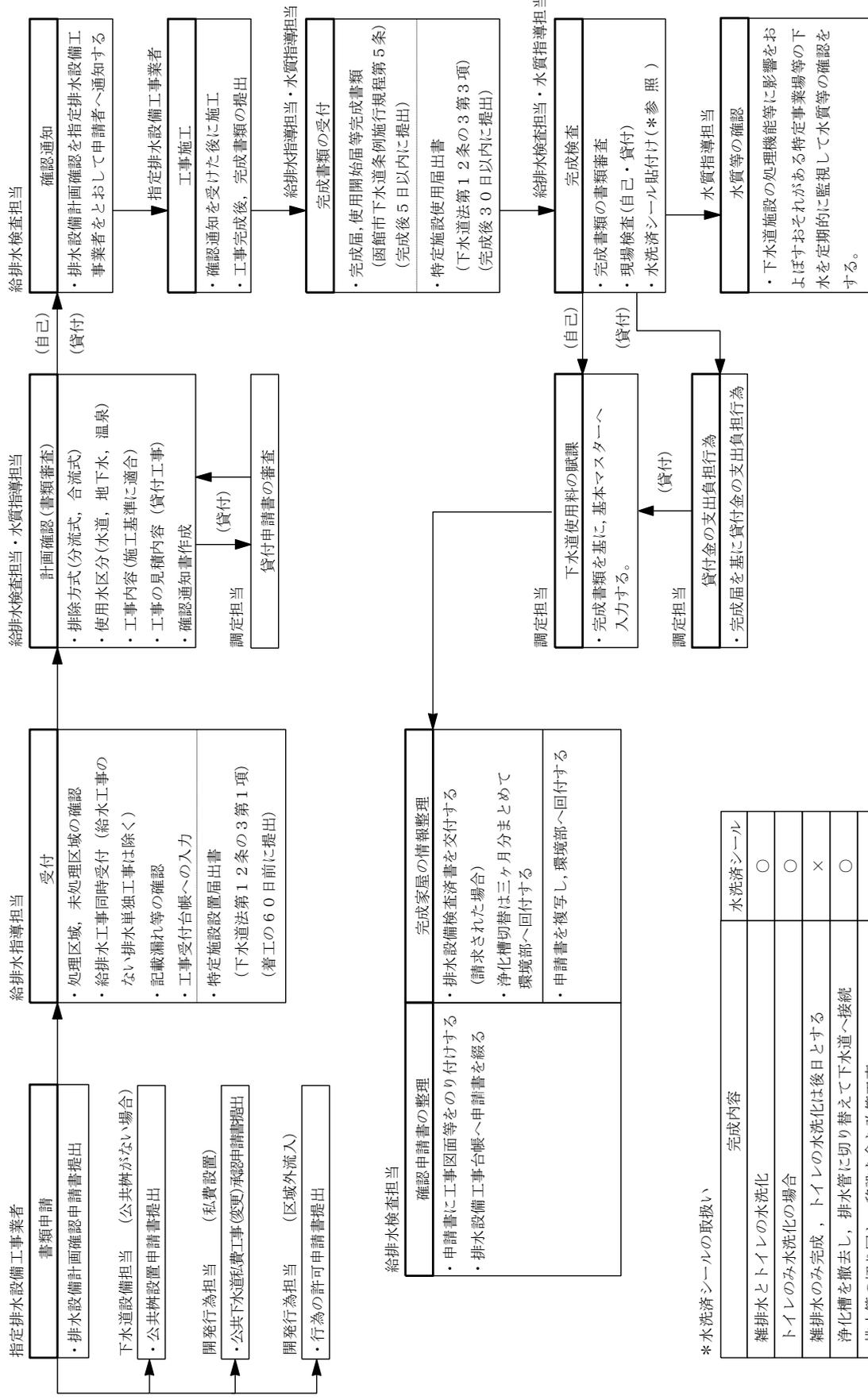
第3部

1. 手続業務のフロー

(1) 排水設備工事の計画・調査に係る基本フロー



(2) 排水設備工事の業務処理基本フロー



* 水洗済シールの取扱い

完成内容	水洗済シール
雑排水とトイレの水洗化	○
トイレのみ水洗化の場合	○
雑排水のみ完成、トイレの水洗化は後日とする	×
浄化槽を撤去し、排水管に切り替えて下水道へ接続	○
排水管の切り直し、移設を含む改築工事	×

※ 特定施設の審査、検査等については、水質指導担当で行う。

2. 排水設備工事の申請手続

(1) 排水設備工事の申請

- ① 排水設備計画確認申請書は、工事着工前に提出しなければならない。
- ② 工事は、排水設備計画確認通知を受けた後に施工すること。
- ③ 排水設備計画確認申請書は、給水装置工事申込書と同時に提出すること。
- ④ 工事に伴い、公共枿の新設等を希望する場合は、事前協議後に提出すること。

(2) 申請に必要な図書

① 自己資金工事の場合

- | | |
|--------------------|--------|
| ア 排水設備計画確認申請書 | (別紙 1) |
| イ 排水設備工事材料表 | (別紙 2) |
| ウ 工事図面 (平面図および立体図) | (別紙 4) |

② 貸付資金工事の場合

- | | |
|------------------------|--------|
| ア 排水設備計画確認申請書 | (別紙 1) |
| イ 排水設備工事設計書 | (別紙 3) |
| ウ 工事図面 (平面図および立体図) | (別紙 4) |
| エ 貸付申請書 | (別紙 6) |
| オ 市・道民税納税証明書 (申請者・保証人) | (前年度分) |
| カ 固定資産税納税証明書 (申請者) | (前年度分) |
| キ 所得証明書 (申請者) | (前年度分) |

※ ただし、保証人が、申請者の配偶者または未婚の子の場合には、保証人の所得証明書も必要。

- ク 貸家、アパート、共有名義の場合、建物の所有を確認できる書面 (固定資産税納税通知書、登記事項証明書、権利書または、賃貸借契約書の写し)

③ その他必要と認める書類

(3) 申請書類の作成

① 排水設備計画確認申請書

- ア 申請書の作成にあたっては、別紙1を参考にする。
- イ 申請者の住所は、申請時に居住している住所で申請すること。
- ウ 水洗便所改造工事と雑排水工事 (台所等) の両方の工事がある場合は両方に○を、雑排水工事だけの場合は、雑排水のみに○をつけること。
- エ 他人の所有する土地や建物、他人が設置した排水設備を使用する場合は、利害関係人の同意を得て記入し押印すること。
- なお、利害関係人が多数いる場合は、別添で添付することができる。

② 排水設備工事材料表 (自己資金工事)

- ア 材料表の作成にあたっては、別紙2を参考にする。
- イ 給水装置工事の手数料の対象となるもので、簡易な給水管の改造工事の場合は、排水設備工事材料表に数量を記入し、給水装置工事申込書を添付して提出することができる。

ウ 管路延長の数量は小数点以下第1位までとし、材料の数量は工事図面から算出される数値と一致すること。

エ 材料表には、施行業者、責任技術者の押印をすること。

オ 使用する便器その他の材料は、J I Sまたは工業会等の規格品を使用すること。

③ 排水設備工事設計書（貸付資金工事）

ア 設計書の作成にあたっては、別紙3を参考にすること。

イ 便槽処理が計上されていること。

ウ 丸型汚水枡および枡設置工は、単価別になっていること。

エ トイレ内の改修工事でガラスウールの内訳（壁、床、天井）が○で明示されていること。

オ クッションフロアー、ガラスウール、クロスの面積は整合性があること。

カ 管路延長の数量は、小数点以下第1位までとし、材料の数量は、工事図面から算出される数値と一致すること。

キ 設計書には、施行業者、責任技術者の押印をすること。

④ 工事図面（平面図および立体図）

ア 図面の作成にあたっては、別紙4を参考にすること。

イ 配管は既存部分を含め屋内の配管を記入すること。

ウ 2階以上の建物は、各階の平面図と大便器立体図を記入すること。

エ 雨水排水がある場合は、「R. D.」、「雨どい」、「泥溜枡」等を表示すること。

オ 新設、既設のものにかかわらず接続先を図示すること。（特に靴洗いやルーフトレン、温泉排水等）

カ ルーフドレン等の雨水排水を公共下水道等に接続する場合は、宅地内の設置可能な場所に泥溜枡と浸透枡を設置すること。

キ 枡間の勾配を記入すること。

⑤ 貸付申請書

ア 申請書の作成にあたっては、別紙6を参考にすること。

イ 貸付申請書の下余白に、保証人と申請者との関係を記入すること。

ウ 市・道民税納税証明書、固定資産税納税証明書、所得証明書を添付すること。

エ 建物が貸家、アパート、共有名義の場合は、建物の所有を確認できる書面を添付すること。

⑥ 床下集合配管システムの申請手続

床下集合配管システムは、建物の構造によっては技術上の基準に適合しないこともあるため、事前に協議を行うものとし、申請手続を行うときは「排水ヘッダー設置図」および「床下集合配管システムに係る確認書」（別紙4-1）を添付して確認をうけること。

⑦ 貸ビル等の排水設備の申請

貸ビル等は、テナントごとに申請し、除害施設の必要なものもあるので、事前に協議すること。

- (4) 排水設備計画確認通知書による通知
 自己資金工事の場合、決裁終了後、別紙5の通知書により申請者へ通知する。
 貸付資金工事の場合、決裁終了後、料金課調定担当での貸付審査が終了した後、別紙5の通知書により申請者へ通知する。
- (5) 工事中止の申請
 排水設備工事の申請後に工事中止となった場合は、速やかに「取り止め届」(別紙14)を給排水検査担当に提出すること。

3. 排水設備工事の完成書類の手続

(1) 完成書類の提出

- ① 排水設備工事完成届書等は、工事完成後5日以内に提出しなければならない。
- ② 給水装置工事が伴う場合、排水設備工事完成届書等と給水装置工事検査申請書を同時に提出すること。
- ③ 完成書類の提出時には「給排水立会検査予定台帳」に必要事項を記入し、立会検査の受付を行うこと。

(2) 完成届提出に必要な図書

- ① 自己資金工事の場合

ア 排水設備工事完成届書	(別紙 7)
イ 公共下水道使用開始届書	(別紙 8)
ウ 排水設備工事材料表	(別紙 2)
エ 工事図面(平面図および立体図)	(別紙 4)
オ 排水設備工事検査表	(別紙 9)
カ 水洗便所改造工事写真	(別紙10-1, 10-2)
- ② 貸付資金工事の場合

ア 排水設備工事完成届書	(別紙 7)
イ 公共下水道使用開始届書	(別紙 8)
ウ 排水設備工事設計書	(別紙 3)
エ 工事図面(平面図および立体図)	(別紙 4)
オ 排水設備工事検査表	(別紙 9)
カ 水洗便所改造工事写真	(別紙10-1, 10-2)
キ 委任状	(別紙11)
ク 借用書	(別紙12)
ケ 印鑑登録証明書	(申請者, 保証人)
- ③ その他必要と認める書類

(3) 完成書類の作成

- ① 排水設備工事完成届書

ア 完成届書の作成にあたっては、別紙7を参考にする。
イ 工事完成年月日は、工事および書類の作成までの全てが完了した日とすること。

- ② 公共下水道使用開始届書
- ア 使用開始届書の作成にあたっては、別紙8を参考にする事。届書の日付は、書類の提出日を記入すること。
 - イ 使用開始年月日については、排水設備を公共柵に接続し、公共下水道を使用した日とする。
ただし、新築家屋や店舗などは、入居日や営業開始日を開始年月日として届出ること。
- ③ 排水設備工事材料表（自己資金工事）
- ア 材料表の作成にあたっては、別紙2を参考にする事。
 - イ 材料の数量は、実際に使用した数量を記入すること。
 - ウ 施行業者、責任技術者の押印をすること。
- ④ 排水設備工事設計書（貸付資金工事）
- ア 設計書の作成にあたっては、別紙3を参考にする事。
 - イ 工事完成後、見積金額と精算金額が同額であって、現場検査において変更が確認された場合は、設計書と図面の差替えをすること。
 - ウ 施行業者、責任技術者の押印をすること。
- ⑤ 工事図面（平面図および立体図）
- ア 工事図面の作成にあたっては、別紙4を参考にする事。
 - イ 工事に変更になった箇所は、書き直し差替えすること。
 - ウ ルーフドレンなどの雨水排水の配管を図面に明示すること。
 - エ 2階以上の建物は、各階の平面図と大便器立体図を記入すること。
 - オ 雨水系統と汚水系統が入り組んでいる場合は、系統別に色別すること。
 - カ 柵径、柵深および柵間勾配を記入すること。
 - キ 既設管を使用する場合は、既設管の柵深、柵間距離、勾配を記入すること。
 - ク 施行業者、責任技術者の押印をすること。
- ⑥ 排水設備工事検査表
- ア 検査表の作成にあたっては、別紙9を参考にする事。
 - イ 検査は、完成書類の提出日までに工事施行業者が行うこと。
 - ウ 分流地区の現場検査では、誤接続を防止するため無落雪排水等（R. D.等）の排水先を確認すること。
- ⑦ 床下集合配管システム（排水ヘッダー）チェック表
- ア チェック表の作成にあたっては、別紙9-2を参考にする事。
 - イ 集合配管システムを使用する場合は、完成届書に添付すること。
- ⑧ 水洗便所改造工事写真
- ア 工事写真の提出にあたっては、別紙10-1、10-2の用紙に貼付けて提出すること。
 - イ トイレ内部の写真については、改造前と改造後の写真、給水接続状況の写真を撮影し提出すること。
貸付資金工事の床下グラスウールの写真は、給水接続状況写真と兼ねることができる。

- ⑨ 委任状
 - ア 委任状の作成にあたっては、別紙11を参考にする事。
 - イ 貸付資金工事の場合は、完成届書に添付する事。
- ⑩ 借用書
 - ア 借用書の作成にあたっては、別紙12を参考にする事。
 - イ 貸付資金工事の場合に、完成届書に添付する事。
 - ウ 連帯保証人は、料金課調定担当と協議する事。
- ⑪ 印鑑登録証明書（申請人、保証人）
 - ア 貸付資金工事の場合に、完成届書に添付する事。
 - イ 申請人と保証人の印鑑証明は、完成届書提出日の3ヶ月以内に発行されたものである事。

4. 完成検査

(1) 現場完成検査

- ① 排水設備工事の完成検査は、自己、貸付資金工事の区分にかかわらず、完成書類の審査後、「給排水立会検査予定台帳」に記載された日程により、完成図書に基づき現場検査を行う。
- ② 現場検査においては、責任技術者の立会いを原則とする。また、建物所有者等の立会いが必要な場合は、立会いを求めることがある。
- ③ 指定業者および建物所有者等の負担軽減と検査業務の効率化のため、給水装置工事と排水設備工事の同時検査を原則とする。
- ④ 軽微な変更等により現場検査を不要と認める場合は、写真、図面等による検査とする。
- ⑤ 現場完成検査が完了した家屋には、別紙13の「排水設備検査済書」の交付に代え、水洗化シールを貼付けるが、申請者から要求があった場合は検査済書を交付する。
- ⑥ 指定業者は、検査の結果、改善を必要とする箇所があるときは、管理者の指定する期間内に改善の工事をし、再検査を受けなければならない。
なお、改善工事に係る費用は施工した指定業者の負担とする。

(2) 現場完成検査の主な項目

- ① 公共汚水柵の接続は、管底接続になっていること。
- ② 起点柵の管の土かぶりが30cm以上あること。
- ③ 柵間距離が管径の120倍以内（φ100なら12m）であること。
- ④ 掘削箇所の埋戻し状況を確認する。
- ⑤ 台所、洗面所、湯殿、水洗便所等より排水し、柵の蓋をあけ流出状況を確認する。
- ⑥ 居住者が不在の場合は、柵の蓋を閉じた響き音などを利用して公共汚水柵に接続されていることを確認する。

- ⑦ 大便器等を操作し設置状況や規格の確認を行う。なお、貸付資金工事の場合は、クロスやクッションフロアーなどの改修工事も確認する。
- ⑧ トラップ柵が設置されている場合、通気口を設けるなど二重トラップにしないこと。
- ⑨ ルーフドレンの排水については、柵の蓋を閉じた響き音などを利用して公共汚水柵に接続されていないことを確認する。
- ⑩ 完成検査後、指定業者の名前が記入されている「水洗便所の正しい使い方」のパンフレットを使用者に渡し、水洗済シールを申請者の承諾を得て貼付けること。
- ⑪ 水洗済シールは、1棟1枚を原則とし、アパートやマンションのような集合住宅は、建物の入口の目立つ場所に1枚貼付けること。ただし、建物所有者が異なる場合は、別々にシールを貼付けること。

5. 分流改造工事の取扱い

5. 分流改造工事の取扱い

(1) 目的

雨水と雑排水（流し水や風呂水などの生活廃水）を下水道管で、直接川や海へ排出している区域は、生活環境等の変化により排水量が増え水質の悪化が進んできたことから、汚水は処理場で処理して放流することとしたため、汚水管布設工事が完成した区域は、雨水と汚水に分けて排出できるように管理者が排水設備の改造工事を施工する。

(2) 工事の費用負担等

① 工事は企業局が費用を負担し施工する。完成後、排水設備は建物所有者に引渡しする。

ただし、便所の水洗化工事、浄化槽の廃止工事、新築住宅等の費用は、個人負担とする。

② 分流改造工事に関する受付等は、上下水道部管路整備室下水道設備担当が行う。

(3) 建物および土地所有者の同意

① 工事は、私有地内で施工するため、工事および工事後の維持管理に関する建物所有者の同意を必要とする。

② 借地の場合は、土地所有者の同意を必要とする。

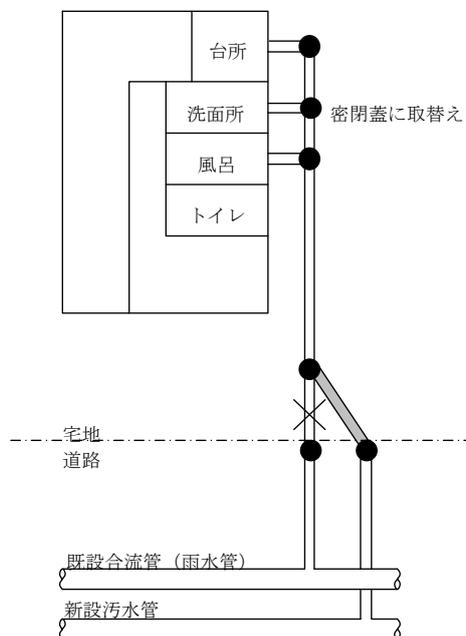
(4) 分流改造工事施工例

① 既設管をすべて汚水排水管として使用する場合

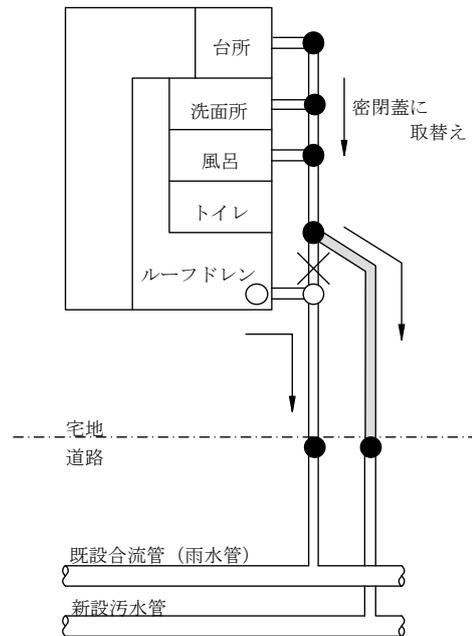
ア 公共柵に最も近いところで排水管を切替える。

イ コンクリート蓋等を密閉蓋に取替える。

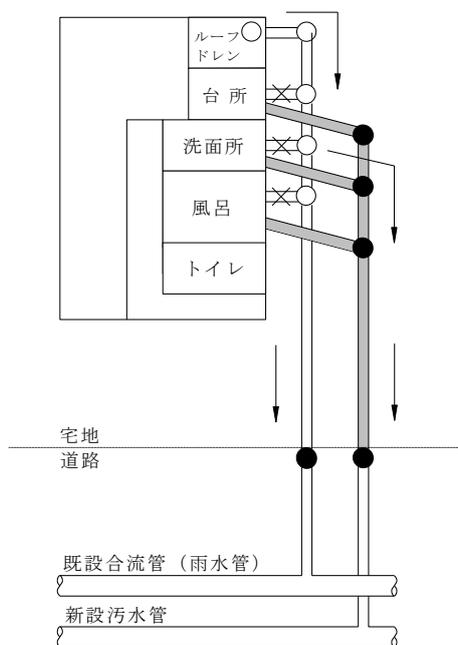
例) 既設の排水設備が汚水のみを排出している場合



- ② 一部を污水管として使用する場合
- ア 雨水が流れているところまで污水排水管を布設して切替える。
- イ コンクリート蓋等を密閉蓋に取替える。
- 例) 下流側に雨どい等の雨水排水がある場合



- ③ 既設管をすべて雨水排水管として使用する場合
- 污水排水管を新設して切替える。
- 例) 上流側に雨どい等の雨水排水がある場合
- 柵で敷地内の雨水を受けて排出している場合



6. 公共柵設置の取扱い

6. 公共樹設置の取扱い

(1) 目的

排水設備工事を施工しようとする敷地に公共樹がなく、排水設備を接続することができない場合、公共樹設置要件に該当するときは、新たに公共樹を管理者が設置する。

(2) 公共樹設置の要件

① 公共汚水樹を設置する場合

ア 公共下水道本管新設工事の際に、公共樹が設置されていない場合

イ 土地の売買等による土地分筆のため、公共樹が必要となる場合

ウ 他人の土地を利用しなければ既設公共樹に接続できない場合

エ 建物の新築、増改築等により、既設公共樹の深さが不足する場合

オ 宅地内に容易に移動または解体、復旧することが困難な構築物があり、排水設備を迂回しなければ既設公共樹に接続できず、管勾配を最大限考慮しても技術的に既設公共樹の利用が困難な場合。ただし、開発行為、区画整理箇所を除く。

カ その他、管理者が必要と認める場合

② 公共雨水樹を新設する場合

ア 分流式区域の公共雨水管が整備されている場所で、公道および私道の路面排水を排除する場合を除き、敷地内の雨水（雨どい、無落雪、池等）を排除するために排水設備を設ける場合。ただし、取付管口径は、150mmを標準とし、樹は一宅地一基を原則とする。また、この規模を超える排水施設能力を必要とする場合は、別途上下水道部業務課と協議すること。

イ その他、管理者が必要と認める場合

(3) 公共樹設置申請の手続

① 公共樹設置を申請する場合は、排水設備工事図面、位置、深さ、流入管径、設置希望時期について、上下水道部管路整備室と事前協議すること。

② 事前協議で申請が認められた場合は、「公共樹設置申請書」（別紙15）に排水設備計画確認申請書、排水設備工事図面の写しおよび付近見取図、また必要な場合には土地使用承諾書を添付し提出すること。

③ 公共樹設置工事は、道路管理者または土地所有者との協議、占用手続のため、2ヶ月程度の期間を必要とする場合もあることから、速やかに公共樹設置申請書を提出すること。

④ 公共樹設置の事前協議および公共樹設置申請は、上下水道部管路整備室で受付ける。

(4) 西部地区の私有地内への公共樹設置工事

- ① 土地所有者の承諾が得られ、管理者が必要と認めた場合は、石積みおよび現場打ちコンクリート側溝に限り、側溝を横断し私有地内に管理者が公共樹を設置する。
- ② 既設公共樹から側溝を横断して私有地内に設置するため、土地使用承諾書を公共樹設置申請書に添付して提出すること。
- ③ 申請手続は、「(3) 公共樹設置申請の手続」による。

7. 温泉排水設備工事の取扱い

7. 温泉排水設備工事の取扱い

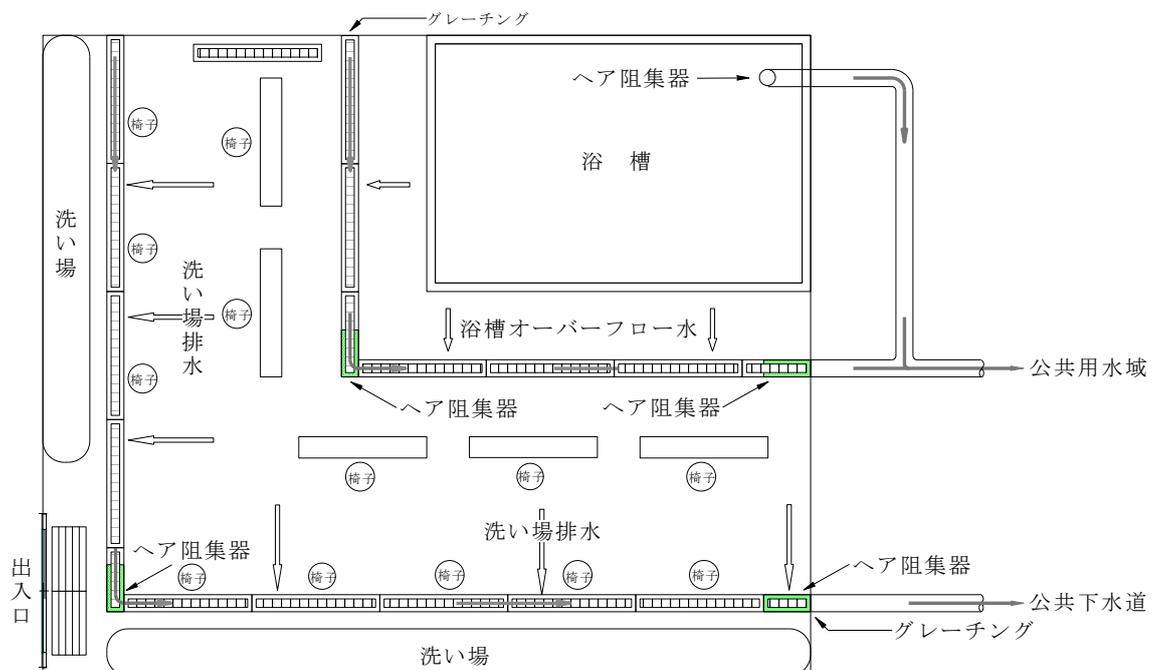
(1) 目的

温泉水の排除を適正に行うことを目的とする。

(2) 排水設備の設置方法等

- ① 分流区域において温泉を利用する事業場を新規に開設し、または増設、改築する場合は、放流先の関係機関（河川管理者等）の同意を得た上で、排水設備設置義務免除の許可（※1）を受けた温泉の浴槽排水（※2）および浴槽オーバーフロー水を雨水として公共下水道（雨水管）に接続することを認める。このとき、許可の条件となる水質は終末処理場の放流水と同等以上とすること。
また、洗い場排水は汚水として公共下水道（污水管）に接続する排水設備を設置すること。
- ② 合流区域の温泉排水は、原則として公共下水道（合流管）に排除するものとするが、海岸、河川に隣接する場合は、放流先の関係機関（河川管理者等）の同意を得たうえで、排水設備設置義務免除の許可（※1）を受けた温泉の浴槽排水（※2）および浴槽オーバーフロー水を雨水として公共用水域に排出することを認める。このとき、許可の条件となる水質は終末処理場の放流水と同等以上とする。
- ③ 公共用水域に排出する場合は、ヘア阻集器等により毛髪を除去する施設を設置すること。
- ④ 温泉水は、排出量、温泉の泉質に違いがあるため、下水処理施設の流入水質、水量、処理能力、流出先等について上下水道部業務課水質指導担当と事前に協議すること。

(3) 温泉浴場の排水設備設置図例



※1 詳細は、第4部「1. 函館市排水設備設置義務免除許可事務取扱要綱」を参照。

※2 浴槽底部の沈殿物を含む下水は、水中ポンプ等により公共下水道に排除すること。

8. 下水道処理区域外からの 公共下水道施設の使用に関する取扱い

8. 下水道処理区域外からの公共下水道施設の使用に関する取扱い

(1) 目的

下水道処理区域外の施設等から排除される下水を公共下水道に排除しようとする場合について、技術上の基準に適合させるため、必要な事項を定める。

(2) 対象範囲

管理者は、公共下水道を使用しようとする者の申請に基づき申請者の施設から排除される水質、水量を勘案し、下水道施設の許容限度内において公共下水道の利用を許可することができる。

(3) 排水施設の設置について

公共下水道に接続する排水施設については申請者が私費で設置する。なお、工事完成後、施設は自己管理しなければならない。ただし、私費で設置した排水施設の一部を工事完成後、無償譲渡する場合は、「9. 管理者以外の者が行う公共下水道工事の取扱い」により行うこと。

(4) 下水道処理区域外からの公共下水道施設の使用に伴う申請

① 申請書類

ア 行為の許可申請書（様式第10号）（別紙16）

イ 附近見取図

ウ 平面図

排水設備計画確認申請書の工事図面の写しとすること。

エ 流量計算書（管理者が必要としたとき。）

② 申請手続

ア 申請者は、行為の許可申請書を管理者へ提出すること。

イ 管理者は、申請書の内容を確認し、許可書を申請者に交付する。

ウ 申請者は、公共下水道施設への接続工事申請を、「2. 排水設備の申請手続」により行うこと。

③ 許可に係わる条件

ア 工事の施工にあたり、その内容に変更が生じたときは、速やかに管理者と協議すること。

イ その他管理者の指示がある場合には、これに従うこと。

(5) 下水道使用料について

利用者は、処理区域内と同様に下水道使用料を納入するものとする。

9. 管理者以外の者が行う 公共下水道工事の取扱い

9. 管理者以外の者が行う公共下水道工事の取扱い

(1) 目的

管理者以外の者が公共下水道に関する工事について、技術上の基準に適合させるため、必要な事項を定める。

(2) 対象範囲

管理者は、管理者以外の者が公共下水道に関する工事を行うにあたり、その内容が管理者の定める技術上の基準に適合している場合は、工事を承認することができる。また、工事完成後、排水施設は、管理者へ無償譲渡することとし、設計・施工にあたっては、管理者と十分協議すること。

(3) 公共下水道私費工事（変更）承認申請について

管理者以外の者が公共下水道工事を私費で行う場合は、公共下水道私費工（変更）承認申請により行うこと。

① 申請書類

- ア 公共下水道私費工事（変更）承認申請書（別紙17）
- イ 附近見取図
- ウ 平面図
- エ 縦断図
- オ 路面復旧図
- カ 詳細図

② 申請手続

- ア 申請者は、公共下水道私費工事承認申請書を管理者へ提出すること。
- イ 管理者は、申請書の内容を審査し、私費工事承認書を申請者に交付する。
- ウ 工事を着手しようとする時は、着手届および道路占用許可書の写しを速やかに管理者へ提出すること。
- エ 工事完了後、完了届および工事の記録写真を速やかに管理者へ提出すること。
- オ 管理者の検査完了後、申請者は施設受渡書を提出し、施設の無償譲渡および引渡しの手続をすること。
- カ 管理者は、施設受渡書を申請者に交付する。

③ 工事に係わる条件

- ア 工事は、「北海道建設部土木工事共通仕様書」によるほか、管理者の技術指導を受けて施工すること。
- イ 工事の着手に先立って周辺に近接する家屋や物件等に対する影響を考慮し予防および回避する最善の措置を講ずること。
- ウ 工事の施工にあたり、その内容に変更が生じたときには、速やかに管理者と協議すること。
- エ 工事で設置された排水施設の管理については施設の所有権が管理者に移転し、その引渡しが完了するまでは、申請者の責任で行うこと。
- オ その他、管理者の指示がある場合には、これに従うこと。

(4) 完成検査

管理者が完成図書をもとに現地において完成検査を行う。

また、管理者が検査に施工者を立会わせる必要があると認めるときは、立会うこと。

なお、完成検査の結果、工事が不適合であるとされた場合は、管理者の指定する期間内に改修の工事をし、再度管理者の検査を受けること。

(5) 道路占用許可申請

① 申請時期と提出手続

ア 道路占用許可申請書は申請者が作成し、工事開始時期に間に合うよう、事前に道路管理者に提出する。

イ 道路使用許可申請書は施工者が作成し、所轄警察署へ提出する。

ウ 提出から許可までの日数については、おおむね次のとおりである。

市道 14日 国道 14日

道道 30日 警察 5日

② その他

工事の着工は、道路管理者の許可を受けた後、施工すること。

また、工事の施工期間中は歩行者および車輛の通行に支障がないよう十分な措置を講ずること。

③ 提出図書および部数

種別	道路占用				道路使用
	国道	道道	市道		警察
			新設	廃止	
申請書	1部	1部 (4枚)	1部 (5枚複写)	1部 (5枚複写)	1部 (2枚)
道路占用変更許可内訳書	—	4部	—	—	—
位置図(住宅地図)	1部	4部	3部	3部	2部
位置図(1/50,000)	1部	4部	—	—	—
位置図 (道路台帳図 1/500)	1部	4部	—	—	—
保安施設様式図	1部	4部	2部	2部	1部
仕様書	1部	4部	3部	3部	2部
断面図・平面図・復旧図 (1/50~1/100)	1部	4部	3部	3部	2部
理由書(3年規制道路掘削)	—	—	2部	2部	—
理由書(廃止管)	—	—	—	2部	—
占用工事着手・しゅん工届	1部	1部	1部	1部	—

※ 国道についてはデータでの提出も可能とする。

④ 工事関係所管官公署

所 管 事 項	所 管 官 公 署 等	電 話
道路占用許可 国道	函館開発建設部 函館道路事務所管理係	(代)49-2631
道路占用許可 道道	函館建設管理部 事業室事業課施設保全室	(代)45-6500
道路占用許可 市道	函館市土木部 施設管理課占用担当	(代)21-3410
	函館市戸井支所 産業建設課	82-2115
	函館市恵山支所 産業建設課	(代)85-2331
	函館市椴法華支所 産業建設課	(代)86-2111
	函館市南茅部支所 産業建設課	(代)25-5111
道路占用許可 港湾道	函館市港湾空港部 管理課	21-3487
道路使用許可 全路線	函館中央警察署 交通課道路使用係	(代)54-0110
	函館西警察署 交通課企画規制係	(代)42-0110
上水道 維持担当	函館市企業局 上下水道部管路整備室水道 管路等維持担当	(代)27-8753
下水道 維持担当	函館市企業局 上下水道部管路整備室下水道 管渠維持担当	(代)27-8751
都市ガス 立会依頼 切損事故補修	北海道ガス(株) 函館支社 供給グループ	(代)41-3175
電気 地下ケーブル立会	北海道電力(株) 函館支店 営業部配電グループ	(代)22-4111
	函館電力所送電グループ (特別高圧ケーブル)	43-6411
電話 地下ケーブル立会	(株)NTT東日本-北海道 北海道南支店 埋設部門 函館サービスセンター	86-5554
消防関係 建物消火設備 団地内消火栓	函館市消防本部	
	予 防 課 警 防 課	22-2144 22-2146

10. 公共下水道施設の 一時的な使用許可に関する取扱い

10. 公共下水道施設の一時的な使用許可に関する取扱い

(1) 目的

建設工事等による地下湧水や温泉の揚水試験のため、一時的に公共下水道を使用する場合について、排水処理を適正に行うことを目的とする。

(2) 公共下水道施設の一時使用許可に伴う申請

① 申請書類

ア 公共下水道一時使用許可申請書

イ 附近見取図

ウ 平面図

エ 縦断図

オ 沈砂槽等の構造図

カ 排水量算定書

排水量については、ポンプの能力をもとに一日あたりの排水量（ $\text{m}^3/\text{日}$ ）と使用予定日数を乗じて算定したもの。

② 申請手続

ア 申請者は、公共下水道一時使用許可申請書を管理者へ提出すること。

イ 管理者は、申請書の内容を審査し、許可書を申請者に交付する。

ウ 使用を開始した時は、使用開始届を速やかに管理者へ提出すること。

エ 使用を終了した時は、使用終了届を速やかに管理者へ提出すること。

③ 工事に係わる条件

ア 沈砂槽は管理者と十分協議のうえ設計し、設置すること。

イ 沈砂槽は排水を開始してから定期的に点検し、溜まった沈砂は除去すること。

ウ 排水時の土砂等により公共下水道管が閉塞し、あるいは流水に支障が生じたときは、管路整備室に連絡し、指示に従い、申請者の責任において清掃すること。

エ 使用の状況によっては、一時中止を命ずることがある。

オ その他管理者の指示がある場合は、これに従うこと。

(3) 中間検査

中間検査は、管理者へ使用開始届提出後に施設の設置状況、放流先および放流水の水質が基準に適合しているかを検査するもので、検査にあたっては、現地において施工者立会いのもと、管理者が検査を行うことを原則とする。

(4) 下水道使用料について

使用終了届を提出後に、公共下水道へ排出された排水量に応じて算出した下水道使用料を別に発行する納入通知書により支払うこと。

1 1 . 融雪下水の取扱い

1 1. 融雪下水の取扱い

函館市における融雪下水の取扱いについて

1 融雪用水を使用しない融雪機器の融雪下水

項目 \ 排除方式	合流式下水道	分流式下水道
1 融雪下水の区分	雨 水	雨 水
2 融雪下水の排除先	公共枿(雨水枿または汚水枿)	公共雨水枿などの雨水排水施設
3 下水道使用料	賦課しない	賦課しない
4 排水設備の設置例	合流式下水道の場合①	分流式下水道の場合①

2 融雪用水を使用する融雪機器の融雪下水

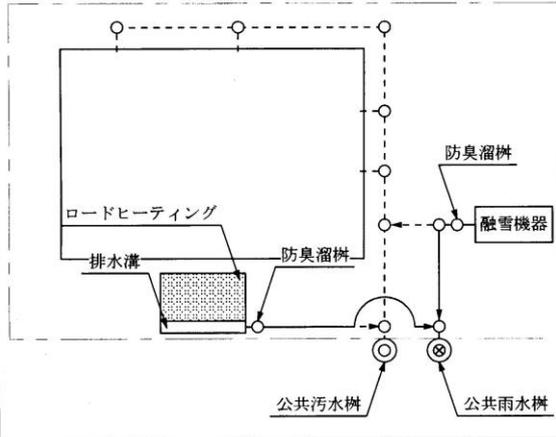
項目 \ 排除方式	合流式下水道	分流式下水道
1 融雪下水の区分	雨水(雪)と汚水(使用済の融雪用水)の混合水	雨水(雪)と汚水(使用済の融雪用水)の混合水
2 融雪下水の排除先	公共枿(雨水枿または汚水枿)	公共雨水枿などの雨水排水施設
3 下水道使用料	融雪用水の使用量に下水道使用料を賦課する	融雪用水の使用量が、私設メーターにより確認できるときは、下水道使用料を賦課しない
4 排水設備の設置例	合流式下水道の場合②, ③	分流式下水道の場合②, ③

(注)

- 1 雨水とは、雪どけ水、湧水等の自然水の総称をいう。
- 2 汚水とは、人為的に使用した水の総称をいう。
- 3 融雪用水とは、雪を融すために使用(加水)する水の総称であって、使用する水は水道水または自然水とする。
- 4 融雪下水とは、雨水である雪どけ水または雪どけ水と融雪用水が混合した状態の水をいう。

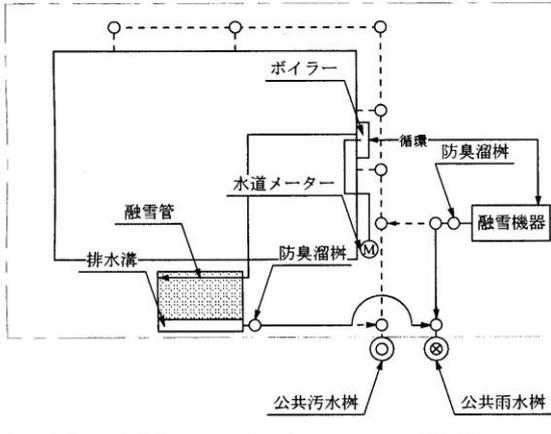
合流式下水道の場合

① 融雪用水を使用しない場合



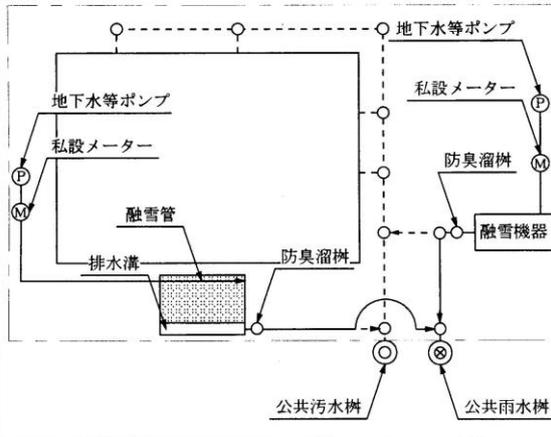
- 融雪用水を使用しない融雪機器により発生した融雪下水は、公共樹等（雨水樹または汚水樹）へ接続し排除すること。
- ロードヒーティングにより発生した融雪下水は、排水溝等で集水して公共樹等へ適正に排除し、道路上または敷地外へ流出し、他に支障を来さない構造とすること。
- 融雪用水を使用しない融雪機器により発生した融雪下水は、下水道使用料を賦課しない。
- 適正な位置に防臭溜槽を設置しなければならない。ただし、公共雨水樹に泥溜がある場合は防臭樹にすることができる。

② 融雪用水として水道水を使用する場合



- 融雪用水（水道水）を使用する融雪機器により発生した融雪下水は、公共樹等（雨水樹または汚水樹）へ接続し排除すること。
- 融雪管等により発生した融雪下水は、排水溝等で集水して公共樹等（雨水樹または汚水樹）へ適正に排除し、道路上等へ流出し他に支障を来さない構造とすること。
- 融雪用水（水道水）は、水道メーターにより計量し下水道使用料を賦課する。
- 適正な位置に防臭溜槽を設置しなければならない。ただし、公共雨水樹に泥溜がある場合は防臭樹にすることができる。

③ 融雪用水として水道水以外を使用する場合



- 融雪用水（水道水以外）を使用する融雪機器により発生した融雪下水は、公共樹等（雨水樹または汚水樹）へ接続し排除すること。
- 融雪管等により発生した融雪下水は、排水溝等で集水して公共樹等（雨水樹または汚水樹）へ適正に排除し、道路上等へ流出し他に支障を来さない構造とすること。
- 融雪用水（水道水以外）は、私設メーター設置等により計量し下水道使用料を賦課する。
- 適正な位置に防臭溜槽を設置しなければならない。ただし、公共雨水樹に泥溜がある場合は防臭樹にすることができる。

1 2. 靴洗い場排水の取扱い

1 2. 靴洗い場排水の取扱い

(1) 目的

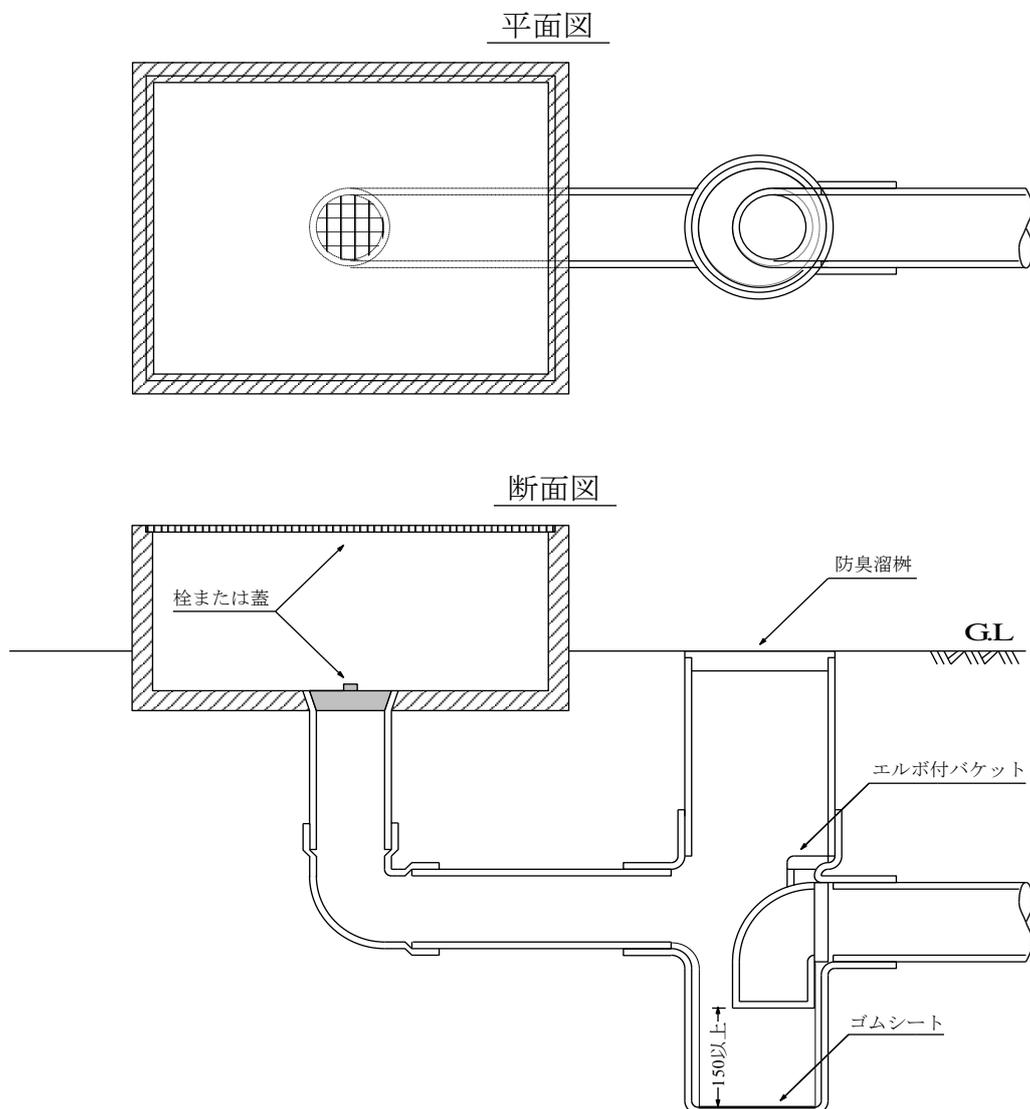
靴洗い場の排水は、生活に起因し発生する廃水であり、「汚水」に分類されるため、合流式処理区域および分流式処理区域とも公共汚水桝に接続し、適正に排除を行うことを目的とする。

(2) 公共汚水桝接続の要件

- ① 臭気，詰まり等を防止するため，防臭溜桝または同等の機能を有する構造のものを必ず設置すること。
- ② 雨どい，ルーフドレン等からの雨水排水は，靴洗い場に流入させない構造とすること。

(3) 靴洗い場の使用方法

- ① 靴洗い後の泥等，詰まりの原因となるものが排水されるため，定期的に泥溜の点検，清掃を行うこと。
- ② 屋根のない靴洗い場は，雨の流入を防止するため，靴洗い場を使用しないときには栓または蓋を設置すること。



1 3. 排水設備工事しゅん工図書等の 閲覧の取扱い

13. 排水設備工事しゅん工図書等の閲覧の取扱い

(1) 目的

排水設備工事に係わるしゅん工図書等の適正な管理を行うため、現行保管しているしゅん工図書等の管理のほか閲覧方法、複写に関する取扱いを定める。

(2) 情報公開の基本

- ① しゅん工図書の情報公開は、「個人情報保護法」，「函館市情報公開条例」および「函館市個人情報保護条例」による。
- ② 排水設備工事に伴い所有者等から請求があった場合、または地下埋設工事等で現場確認のために資料が必要になった場合とする。

(3) 対象図書の名称

- ① 排水設備工事台帳
- ② 下水道工事しゅん工箇所平面図台帳：1 / 500および路線別しゅん工図
- ③ 分流改造工事施工図台帳

(4) 対象図書の閲覧の基準

- ① 閲覧を請求する者は、請求場所1箇所ごとに別紙18の「閲覧申込書」に係る事項を記入し、対象図書を管理する受付担当に提出すること。
- ② 閲覧場所は、「閲覧申込書」を提出した受付窓口とする。
- ③ 閲覧の内容により、別の閲覧場所を指示することがある。
- ④ 閲覧する場合は、担当者が立会うものとし、企業局外への持ち出しを認めない。

(5) 対象図書の複写の基準

- ① 複写の交付を受ける者は、請求場所1箇所ごとに「閲覧申込書」に係る事項を記入し、対象図書を管理する受付担当に提出すること。
- ② 交付を受ける場所は、「閲覧申込書」を提出した受付窓口とし、複写の部数は一部とする。
- ③ 排水設備工事台帳および分流改造工事施工図台帳については、請求人が当該排水設備の所有者または使用者もしくは工事関係者で所有者等の代理の者である場合は、台帳の写しの交付を受けることができる。
- ④ 排水設備計画確認申請書の複写は、原則として認めない。
- ⑤ 下水道工事しゅん工箇所平面図台帳の複写については、排水設備工事等の関係者が、写しの交付を受けることができる。
- ⑥ その他の工事業者の請求で、公共下水道管の事故防止上必要と認めた場合は、関係箇所の写しの交付をすることができる。

(6) 閲覧および複写の留意事項

閲覧および複写に関しては、下記の事項を遵守し、窓口担当者の指示に従うこととする。

- ① 利用目的を確認できる資料（工事契約書の写し、見積依頼書等）の提示を求めたときは、これに応じること。
- ② 閲覧および複写において得た個人情報（特定の個人が識別できる住所および

氏名などのほか，家屋の間取り，利害関係事項等）は，個人のプライバシーの保護ならびに基本的人権を侵害することのないよう，十分な配慮をすること。

- ③ 閲覧および複写により知り得た事項は，使用目的以外には絶対に使用しないこと。
- ④ 閲覧および複写を基に作成した書面等は，他に漏れることのないよう管理し，利用目的の達成後においては，不必要となった書面は，速やかに廃棄すること。

(7) その他

- ① 各種図面は，実際と異なる場合があること，また，経年管についてはしゅん工図不明により閲覧できないものがあることに留意すること。

行為の中止，変更その他の必要な措置を命ずるものとする。

(関係機関との調整)

第11条 管理者は，許可をしようとするときは，関係機関と密接な調整を行わなければならない。

附 則

この要綱は，平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は，平成12年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は，平成14年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は，平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は，平成18年12月11日から施行する。

附 則

この要綱は，平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は，平成23年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は，平成24年1月6日から施行する。

附 則

この要綱は，平成24年5月25日から施行する。

附 則

この要綱は，平成26年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は，平成27年10月21日から施行する。

別表（第4条，第5条関係）

項 目	基 準 値		検 定 方 法
	函館湾処理区域	南処理区域	
1 水素イオン濃度 (pH)	水素指数5.8以上8.6以下	水素指数5.8以上8.6以下	下水の水質の検定方法等に関する省令（昭和37年建設省令第1号。以下「省令」という。）第8条第1号に規定する方法
2 生物化学的酸素要求量 (BOD)	15以下	15以下	省令第8条第2号に規定する方法
3 浮遊物質 (SS)	40以下	40以下	省令第8条第3号に規定する方法
4 大腸菌群数	3,000個/cm ³ 以下	3,000個/cm ³ 以下	省令第6条に規定する方法
5 カドミウム及びその化合物	0.01以下	0.03以下	省令第8条第9号に規定する方法
6 シアン化合物	検出されないこと。	1以下	省令第8条第10号に規定する方法
7 有機リン化合物	検出されないこと。	1以下	省令第8条第11号に規定する方法
8 鉛及びその化合物	0.1以下	0.1以下	省令第8条第12号に規定する方法
9 六価クロム化合物	0.05以下	0.5以下	省令第8条第13号に規定する方法
10 砒素及びその化合物	0.05以下	0.1以下	省令第8条第14号に規定する方法
11 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.0005以下	0.005以下	省令第8条第15号に規定する方法
12 アルキル水銀化合物	検出されないこと。	検出されないこと。	省令第8条第16号に規定する方法
13 ポリ塩化ビフェニル	0.003以下	0.003以下	省令第8条第17号に規定する方法
14 トリクロロエチレン	0.1以下	0.1以下	省令第8条第18号に規定する方法
15 テトラクロロエチレン	0.1以下	0.1以下	省令第8条第19号に規定する方法
16 ジクロロメタン	0.2以下	0.2以下	省令第8条第20号に規定する方法
17 四塩化炭素	0.02以下	0.02以下	省令第8条第21号に規定する方法
18 1,2-ジクロロエタン	0.04以下	0.04以下	省令第8条第22号に規定する方法
19 1,1-ジクロロエチレン	1以下	1以下	省令第8条第23号に規定する方法
20 シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4以下	0.4以下	省令第8条第24号に規定する方法
21 1,1,1-トリクロロエタン	3以下	3以下	省令第8条第25号に規定する方法
22 1,1,2-トリクロロエタン	0.06以下	0.06以下	省令第8条第26号に規定する方法
23 1,3-ジクロロプロペン	0.02以下	0.02以下	省令第8条第27号に規定する方法
24 チウラム	0.06以下	0.06以下	省令第8条第28号に規定する方法
25 シマジン	0.03以下	0.03以下	省令第8条第29号に規定する方法
26 チオベンカルブ	0.2以下	0.2以下	省令第8条第30号に規定する方法
27 ベンゼン	0.1以下	0.1以下	省令第8条第31号に規定する方法
28 セレン及びその化合物	0.1以下	0.1以下	省令第8条第32号に規定する方法
29 ほう素及びその化合物	230 (海域以外10) 以下	230 (海域以外10) 以下	省令第8条第33号に規定する方法
30 ふっ素及びその化合物	15 (海域以外8) 以下	15 (海域以外8) 以下	省令第8条第34号に規定する方法
31 1,4-ジオキサン	0.5以下	0.5以下	省令第8条第35号に規定する方法
32 フェノール類	5以下	5以下	省令第8条第36号に規定する方法
33 銅及びその化合物	3以下	3以下	省令第8条第37号に規定する方法
34 亜鉛及びその化合物	2以下	2以下	省令第8条第38号に規定する方法
35 鉄及びその化合物 (溶解性)	10以下	10以下	省令第8条第39号に規定する方法
36 マンガン及びその化合物 (溶解性)	10以下	10以下	省令第8条第40号に規定する方法
37 クロム及びその化合物	2以下	2以下	省令第8条第41号に規定する方法
38 ダイオキシン類	10 pg/L以下	10 pg/L以下	省令第8条第42号に規定する方法
39 化学的酸素要求量 (COD)	160 (日間平均値120) 以下	160 (日間平均値120) 以下	排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法（昭和49年環境庁告示第64号。以下「検定方法」という。）第31号に規定する方法
40 アンモニア，アンモニウム化合物，亜硝酸化合物及び硝酸化合物	100以下 (アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの，亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量)	100以下 (アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの，亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量)	検定方法第27号に規定する方法
41 ノルマルヘキサン抽出物質含有量	(1) 鉱油類含有量	5以下	省令第8条第6号に規定する方法
	(2) 動植物油脂類含有量	30以下	
42 窒素含有量	120 (日間平均値60) 以下		省令第8条第7号に規定する方法
43 リン含有量	16 (日間平均値8) 以下		省令第8条第8号に規定する方法

備 考

- この表に掲げる基準値の単位は，水素イオン濃度 (pH)，大腸菌群数およびダイオキシン類以外の項目については，mg/Lとする。
- 「検出されないこと。」とは，検定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において，その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 測定しなければならない項目のうち，管理者が下水を排除する工場または事業場の属する業種からみて測定を省略させることができる項目として認める項目があるときは，当該項目については，測定を要しない。

(委任)

第10条 この要綱の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年7月1日から施行する。

附 則

平成22年12月1日一部改正

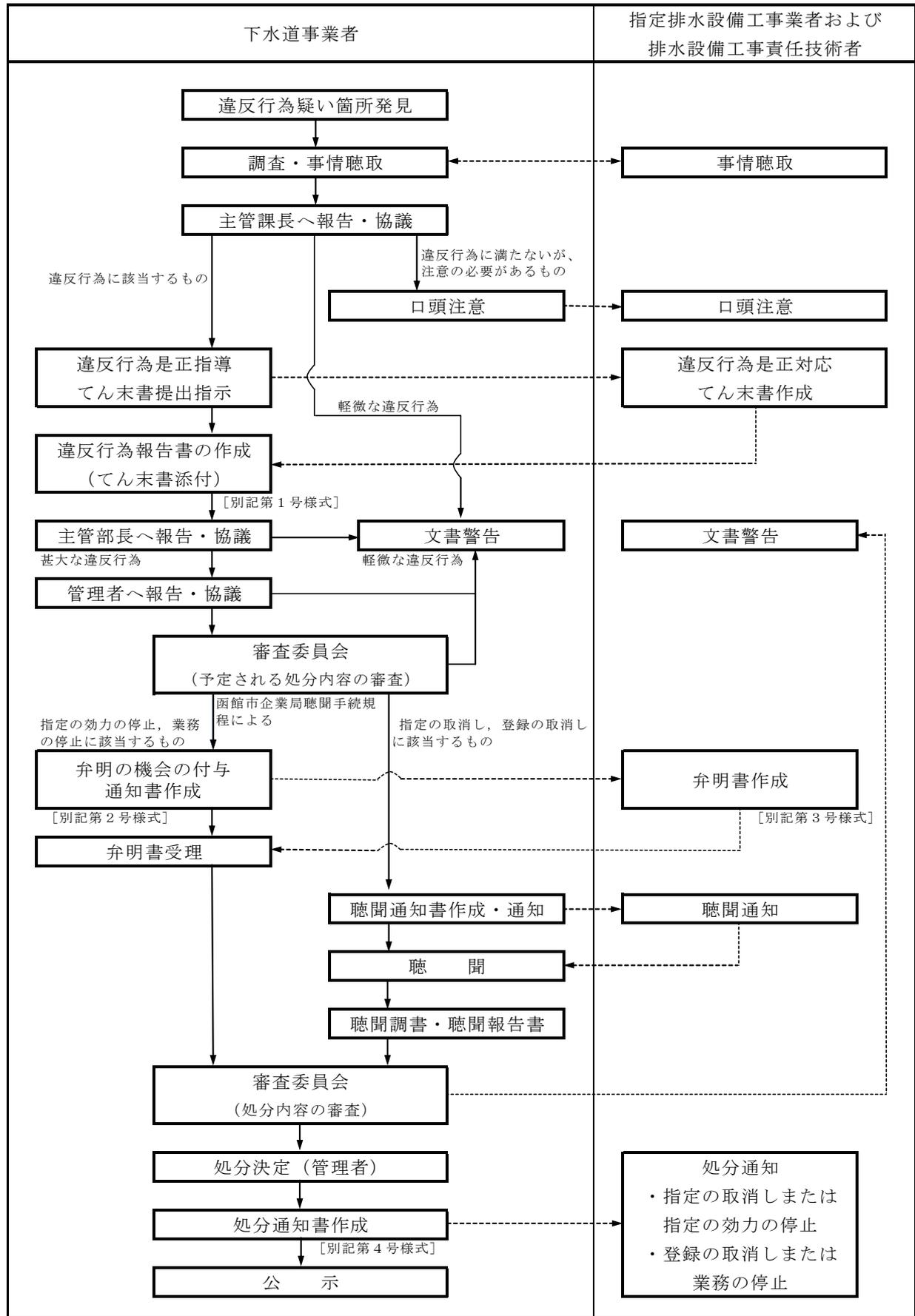
附 則

平成23年4月1日一部改正

附 則

平成28年4月1日一部改正

(2) 函館市企業局指定排水設備工事業者の違反行為に係る事務処理フロー



【取扱九】

処 分 通 知 書

年 月 日

様

函館市公営企業管理者
企業局長 印

函館市企業局指定排水設備工事業者に関する規程（第14条・第23条）の規定により、次のとおり処分を決定したので、函館市企業局指定排水設備工事業者の違反行為に係る事務処理要綱第8条の規定により通知します。

1 違反行為に対する処分

（指定・登録）の取消し

（指定の効力・業務）の停止

〔ただし、 年 月 日から
年 月 日まで〕

2 処分の理由

3 処分年月日 年 月 日

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に函館市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、函館市を被告として（函館市公営企業管理者企業局長が被告の代表者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

警 告 通 知 書

年 月 日

様

函館市公営企業管理者

企業局長

印

函館市下水道条例，同施行規程および函館市企業局指定排水設備工事業者に関する規程に違反する行為があったので，函館市企業局指定排水設備工事業者の違反行為に係る事務処理要綱第8条の規定により通知します。

なお，今後はこのような違反行為がないように，関係法令等を遵守の上，適正に業務を行うよう十分注意されたい。

1 違反行為に対する措置 文書警告

2 違反項目

3 措置年月日 年 月 日

第5部 申請書等の様式と記入例

別紙 1	排水設備計画確認申請書	8 1
別紙 2	排水設備工事材料表（自己資金工事）	8 2
別紙 3	排水設備工事設計書（貸付資金工事）	8 3
別紙 4	排水設備工事図面	8 4
別紙 4-1	床下集合配管システムに係る確認書	8 5
別紙 5	排水設備計画確認通知書	8 6
別紙 6	水洗便所改造等資金 排水設備設置資金	貸付申請書 8 7
別紙 7	排水設備工事完成届書	8 8
別紙 8	公共下水道使用開始（休止・廃止・再開・変更）届書	8 9
別紙 9	排水設備工事検査表	9 0
別紙 9-1	床下集合配管システム（排水ヘッダー）チェック表	9 1
別紙 10-1	工事写真（1）	9 2
別紙 10-2	工事写真（2）	9 3
別紙 11	委任状	9 4
別紙 12	水洗便所改造等資金 排水設備設置資金	借用書 9 5
別紙 13	排水設備検査済書	9 6
別紙 14	取り止め届	9 7
別紙 15	公共柵設置申請書	9 8
別紙 16	行為の許可（許可事項の変更許可）申請書	9 9
別紙 17	公共下水道私費工事（変更）承認申請書	1 0 0
別紙 18	閲覧申込書	1 0 1

床下集合配管システムに係る確認書

年 月 日

函館市公営企業管理者 企業局長 様

申請者 住所

氏名 印

排水設備設置場所

函館市 町 丁目 番 号

上記の場所に施行する排水設備工事において、下記事項により詰まり、凍結その他の問題等が起きないように維持管理し、今後、問題が生じた場合には当方にて処理します。

なお、第三者にこの物件を引き渡すことが生じた場合には、確認事項を継承いたします。

記

事項

- ・屋内床下で排水管を集合させる。
- ・床下集合配管システム（排水ヘッダー）の使用。
- ・メーカー名（ ）

工事施工業者

責任技術者

受付 番号	
----------	--

排水設備計画確認通知書

年 月 日

様

函館市公営企業管理者

企業局長

印

次のとおり排水設備の計画を確認したので通知します。

工 事 の 施 行 場 所		函館市		町	丁目	(番地) 番	号	[台所 湯殿 手洗 水洗便所 その他]
工 事 の 種 別								新 設 増 設 改 築
排 水 設 備 の 使 用 者	住 所 (所在地)	函館市		町	丁目	(番地) 番	号	
	氏 名 (名称)							
工 事 施 行 者 工 業	住 所 (所在地)	函館市		町	丁目	(番地) 番	号	電 話
	氏 名 (名称)							
工 事 着 手 予 定 年 月 日				年		月		日
工 事 完 成 予 定 年 月 日				年		月		日

別記第1号様式(第3条関係)

水洗便所改造等資金 貸付申請書
排水設備設置資金

函館市公営企業管理者企業局長 様

年 月 日 ①

③  検印

住所 申請者 氏名 ④
年 月 日 印 ⑤
局 電話 番 ⑥

- ① 提出月日を記入すること。
- ②③ 申請者の印鑑登録証明書の印を使用すること。
- ④ 住所は函館市〇〇町〇〇番〇〇号と記入すること。
- ⑤ 申請者氏名にふりがな(鉛筆)を記入すること。
- ⑥ 保証人氏名にふりがな(鉛筆)を記入すること。印鑑登録証明書の印を使用すること。
- ⑦ 記入しないこと。
- ⑧ この空欄に保証人の申請者との続柄を記入すること。

次のとおり 水洗便所改造等資金 の貸付けを受けたいので申請します。

申請者	職業または先 勤務先の所在地 〔勤務先は詳細に記入してください〕	年間収入額等 給与 年金 事業所得 その他	円
連帯保証人	住所 氏名 職業または先 勤務先	電話番号 生年月日 電話	円
貸付申請額	円	円	円
工事の施行場所	函館市 町 丁目 番 号 (所在地) 番 号 (番地) 番 号	円	円
工事施行業者	氏名 (所在地) 番 号 (名称)	円	円
建物所有者 〔申請者と建物所有者が異なる場合〕	住所 氏名 建物所有者	円	円

備考
1 印鑑は、印鑑登録をしているものを使用すること。
2 申請者の収入を証明できる書類を添付すること。
3 この申請書は、排水設備計画確認申請書を提出する際に併せて提出すること。

審査済の見積額	円
貸付予定額	円
記事	

(例) 申請者との続柄:子 ⑧

排水設備工事完成届書

年 月 日 ①

函館市公営企業管理者企業局長 様

住所
届出者 氏名 印 ②

- ① 提出日を記入すること。
- ② 貸付工事の場合は、届出者は申請者とし、印鑑登録証明書の印を使用すること。
- ③ 実際に使用する者の住所、氏名を記入すること。
(〇〇アパート、〇〇(株)等)
- ④ 工事全てが完了した日とする。

次のおお排水設備工事が完成したので届け出ます。

工事の施行場所	函館市 町 丁目 (番地) 番 号 (住所 勘称 手洗 水洗便所 その他)
排水設備の使用	住所 (所在地) 氏 (名称) 名 函館市 町 丁目 (番地) 番 号 ③
工事施行業者	住所 (所在地) 氏 (名称) 名 函館市 町 丁目 (番地) 番 号 電話
計画確認年月日	平成 年 月 日
工事着手年月日	平成 年 月 日
工事完成年月日	平成 年 月 日 ④

別記第6号様式（第5条関係）

公共下水道使用開始（休止・廃止・再開・変更）届書

年 月 日 ①

函館市公営企業管理者企業局長 様

住 所

届 出 者

氏 名

印 ②

- ① 提出日を記入すること。
- ② 届出者は使用者となるが、代理人も可とする。
アパートの場合などは、使用者全員提出すること。
- ③ 排水の種別を記入すること。
- ④ 居住者の人数を記入すること。

次のとおり公共下水道の使用を開始（休止・廃止・再開・変更）したので届け出ます。

使 用 場 所	函 館 市	町 丁 目	(番 地) 番 号
排水の種別	水道水	家庭用	事業用（業種） ③
	水道水以外	温 泉	家庭用（業種）
		井 戸	家庭用（業種）
		そ の 他)	家庭用（業種）
居 住 人 数	人 ④		
使用の開始（休止・廃止・再開・変更）年月日	年 月 日 ⑤		

床下集合配管システム（排水ヘッダー）チェック表

函館市公営企業管理者 企業局長 様

確認申請番号 _____ 号 ①

① 確認申請番号を記入すること。

② 使用メーカー名 (_____)

② 使用メーカー名を記入すること。

集中配管部の据付・固定等は適正に設置されている。

③ 該当する箇所をチェック(レ)をすること。

管勾配を保持する支持位置および固定は適正に施工されている。

④ 自主検査を行った日を記入すること。

排水器具から集中配管部までの管勾配は規定勾配以上に施工されている。

⑤ 施工業者名・責任技術者名を記入すること。

③ _____
 器具接合部は確実に施工されている。

通水試験による漏水箇所がない。

床下点検口が設置されている。

露出配管に伴う凍結防止対策がされている。

上記のとおり、工事が完了したことを報告します。

④ _____ 年 月 日

工事施工業者

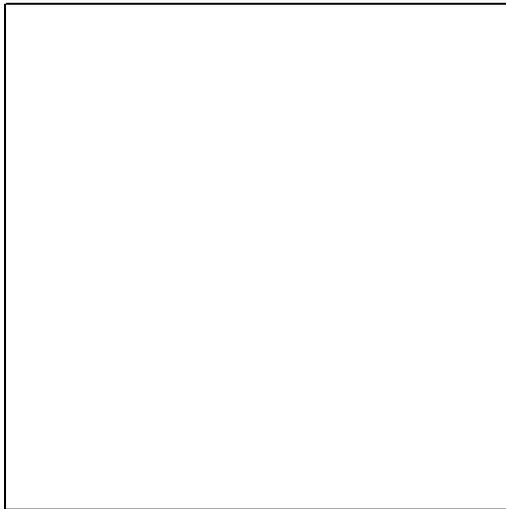
責任技術者 _____ ⑤

工事写真(1)

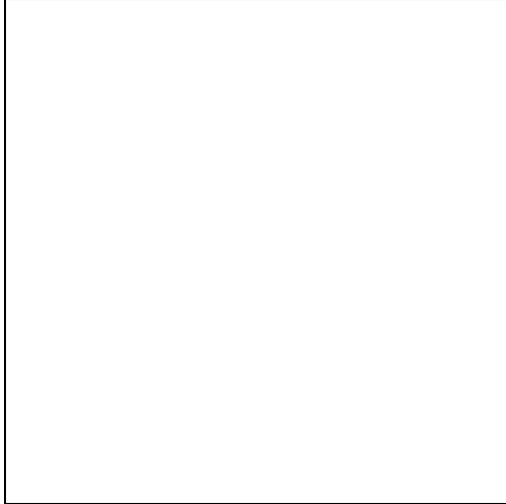
別紙10-1

水洗便所改造工事写真

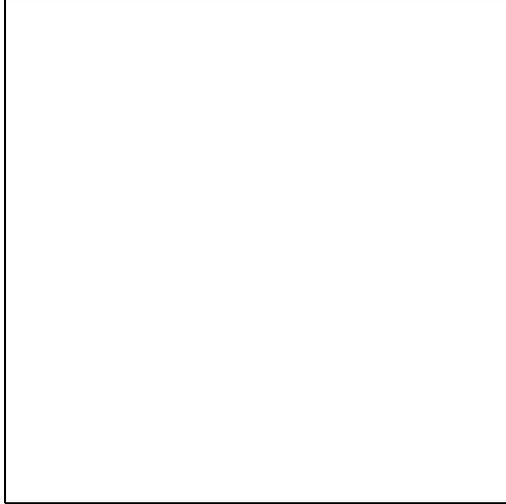
改造前(トイレ内部)



改造後(トイレ内部)



給水接続状況



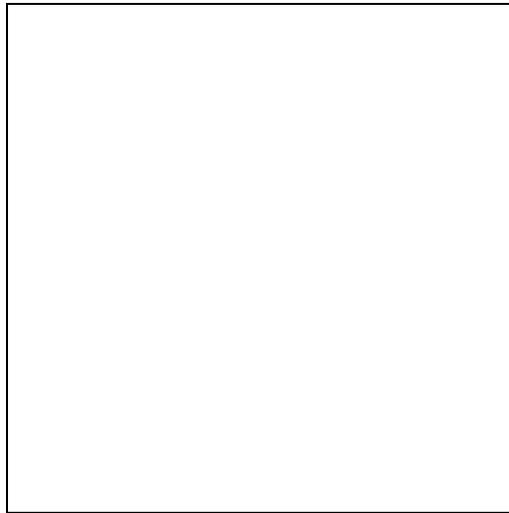
工 事 名	水洗便所改造工事
施 行 場 所	函館市 町 丁目 番 号
申 請 者 名	
施 行 業 者	

工事写真(2)

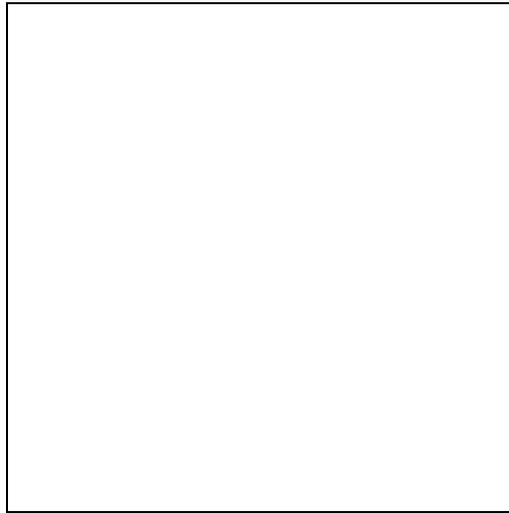
別紙10-2

水洗便所改造工事写真

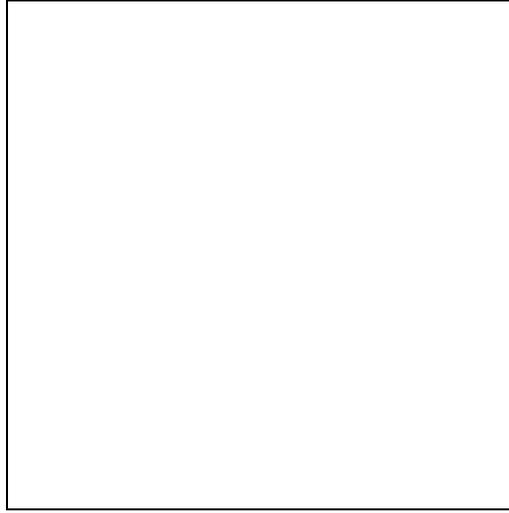
ガラスウール(床)



ガラスウール(壁)



ガラスウール(天井)



工 事 名	水洗便所改造工事
施 行 場 所	函館市 町 丁目 番 号
申 請 者 名	
施 行 業 者	

貸付番号	第 _____ 号	①
_____		②
年	月	日

函館市公営企業管理者企業局長 様

住所

氏名

印

— 9 4 —

委任状

捨印

④ _____ 年 月 日付 ⑤ _____

私は、函館市より _____ ⑥ _____

で貸付通知を受けた水洗便所改造等資金 _____

¥ _____ 円の請求および受領に _____

関する権限を、下記代理人に委託いたします。

記

住 所

代理人 事業所名 _____ ⑦ _____

代表者氏名

支払年月日	_____	⑧
整理 No.	_____	

- ① 記入しないこと。
- ② 記入しないこと。
- ③ 申請者の印鑑登録証明書の印鑑を使用のこと。
- ④ ③と同じ印で捨印すること。
- ⑤ 記入しないこと。
- ⑥ 記入しないこと。
- ⑦ 工事施業者のこと。
- ⑧ 記入しないこと。

別記第4号様式(第5条関係)

別紙12

収入印紙
 ①

**水洗便所改造等資金
排水設備設置資金**
借用書

年 月 日 ②

函館市公営企業管理者企業局長 様

① 借入金額で印紙税額が決まる。(別表参照)

捺印
⑥
捺印

借 受 人 住 所 氏 名 印 ③
 連 帯 保 証 人 住 所 氏 名 印 ④

② 記入しないこと。

③ 申請者のこと。申請者の印鑑登録をした印鑑を使用のこと。

④ 保証人の印鑑登録をした印鑑を使用のこと。

⑤ 記入しないこと。

⑥ 欄外に③、④と同じ印で捺印すること。

水洗便所改造等資金 排水設備設置資金 を借用したので、次のとおり償還します。

借 用 金 額	円	⑤
償 還 回 数	年 月 から 年 月 まで	回
償 還 金 額	第1回 円, 第2回目以降	円
償 還 期 限	毎月末日(12月は28日)	

(参考)

借用書に貼付する収入印紙は次のとおり。

借 用 金 額	印 紙 税 額
1 万円を超え 10 万円以下	200 円
10 50	400
50 100	1,000
100 500	2,000

排水設備検査済書

第 号
年 月 日

様

函館市公営企業管理者

企業局長

印

次のとおり排水設備の工事を検査しました。

工 事 の 施 行 場 所		函館市	町	丁目	(番地) 番 号	[台所 湯殿 手洗] 水洗便所 その他
排 水 設 備 の 使 用 者	住 所 (所在地)	函館市	町	丁目	(番地) 番 号	
	氏 名 (名称)					
工 事 施 行 者	住 所 (所在地)	函館市	町	丁目	(番地) 番 号	
	氏 名 (名称)					
計 画 確 認 年 月 日			年	月	日	
検 査 年 月 日			年	月	日	

取 り 止 め 届

年 月 日

函館市公営企業管理者企業局長 様

住 所

申請者

氏 名

印

先に確認を受けました、次の排水設備については、工事を取り止めましたので届け出します。

施行場所	函館市 町 丁目 番 号
確認年月日 および番号	確 認 年 月 日
事 由	
施行业者名	住 所 名 称 代表者氏名 印

公共柵設置申請書

年 月 日

函館市公営企業管理者

企業局長

様

申請者 住所

氏名

印

次のとおり公共柵を設置願いたいので申請します。

施行場所	函館市 町 丁目 番号
設置理由	
施行希望年月日	年 月 日まで
排水設備業者	
付近見取図	別紙のとおり

備考

別記第10号様式（第11条関係）

行為の許可（許可事項の変更許可）申請書

年 月 日

函館市公営企業管理者

企業局長 様

申請者 住 所

氏 名 印

次のとおり行為の許可（許可事項の変更許可）を受けたいので申請します。

行為の区分	
行為の目的	
行為の期間	年 月 日から 年 月 日まで
行為の場所	函館市 町 丁目 (番地) 番 号

注 許可事項の変更許可にあつては、変更の内容を記載すること。



公共下水道私費工事（変更）承認申請書

年 月 日

函館市公営企業管理者
企業局長 様

申請者 住 所

氏 名

TEL — —



記

1. 設置場所

2. 道路種別 国道, 道道, 市道 (号線), 私道

3. 施設内容

・ 下水道本管	(汚水・雨水)	管種・呼び径	mm, 延長	m
	(汚水・雨水)	管種・呼び径	mm, 延長	m
・ 取付管	(汚水・雨水)	管種・呼び径	mm, 延長	m
	(汚水・雨水)	管種・呼び径	mm, 延長	m
・ マンホール	(汚水・雨水)		号,	基
	(汚水・雨水)		号,	基
・ 柵	(汚水・雨水)		型,	基
	(汚水・雨水)		型,	基

4. 予定工期 年 月 日～ 年 月 日

5. 施行業者 住 所 _____

業 者 名 _____

現場代理人 _____

TEL — —

6. 添付書類 位置図・平面図・縦断図・詳細図・流量計算書・土地使用承諾書

7. 施設の引渡 設置する施設については, 工事完了後, 函館市に無償譲渡します。

閲 覧 申 込 書

年 月 日

請求者	氏 名		電 話			
	会 社 名	(法人・個人)				
	住 所					
給水装置および排水設備台帳	設 置 場 所	函館市	町	丁目	番地	号
	利 用 目 的	<input type="checkbox"/> 新設・改造・撤去・仮設工事給水等申請調査 <input type="checkbox"/> 既設配水管及び給水管の配管状況調査 <input type="checkbox"/> 新設・改造工事等排水設備申請調査 (個人) <input type="checkbox"/> 既設排水管の布設状況調査 <input type="checkbox"/> 既設下水道本管の布設状況調査 (公共下水道管) <input type="checkbox"/> その他 <p style="text-align: center;">※ 利用目的の□に✓を記入すること。</p>				
	閲 覧 項 目	<input type="checkbox"/> 給水装置 (個人) <input type="checkbox"/> 給水管 <input type="checkbox"/> 配水管 <input type="checkbox"/> 排水設備 (個人) <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <input type="checkbox"/> 下水道本管 (公共下水道管) <p style="text-align: center;">※ 閲覧する項目の□に✓を記入すること。</p>				
複写申込	複 写 申 込	有 り 無 し (どちらかに○)				
	複 写 資 料	<input type="checkbox"/> 管路図 枚数 枚 <input type="checkbox"/> 給水装置 (個人しゅん工図) 枚数 枚 <input type="checkbox"/> 排水設備 (個人しゅん工図) 枚数 枚 <input type="checkbox"/> その他 枚数 枚 <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <input type="checkbox"/> 下水道本管 (公共下水道管) 枚数 枚 <input type="checkbox"/> その他 (分流改造工事図面等) 枚数 枚 <p style="text-align: center;">※ 必要とする複写資料の□に✓を記入すること。</p>				

閲覧に関しては、下記の留意事項を遵守し、窓口担当者の指示に従ってください。

- 1 利用目的を確認できる資料（工事契約書の写し、見積依頼書等）の提示を求める場合があります。
- 2 閲覧において得た個人の情報（特定の個人が識別できる住所及び氏名などのほか、家屋の間取り、利害関係事項等）は、個人のプライバシーの保護並びに基本的人権を侵害することのないよう、十分な配慮をして下さい。
- 3 閲覧により知り得た事項は、使用目的以外には絶対に使用しないこと。また、閲覧等に基づいて作成した書面等は、他に漏れることのないよう管理し、給水装置申込書等の目的達成後においては、不必要となった書面は焼却等の方法により速やかに廃棄して下さい。

企業局確認欄
担当職員 印

企業局確認欄
担当職員 印